

平成 25 年

第 9 回飯館村議会定例会會議録

自 平成 25 年 12 月 6 日
至 平成 25 年 12 月 13 日

飯 館 村 議 会

平成25年第9回飯館村議会定例会会期日程（案）

(会期8日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開議時刻	日 程
第1日	12. 6	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明
第2日	12. 7	土	休 会		議案調査
第3日	12. 8	日	休 会		議案調査
第4日	12. 9	月	休 会		議案調査
第5日	12. 10	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第6日	12. 11	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5～8番）
第7日	12. 12	木	休 会		議案調査
第8日	12. 13	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会

平成 25 年 12 月 6 日

平成 25 年第 9 回飯館村議会定例会会議録（第 1 号）



平成25年第9回飯館村議会定例会会議録（第1号）							
招集年月日	平成25年12月6日（金曜日）						
招集場所	飯館村役場飯野出張所						
開閉会の日	開会	平成25年12月6日 午前10時48分					
時及び宣告	閉議	平成25年12月6日 午後 1時16分					
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	
出席 12名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	1	高野孝一	○	2	渡邊 計	○	
	3	菅野新一	○	4	北原 経	○	
	5	松下義喜	○	6	伊東 利	○	
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○	
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○	
署名議員	7番 佐藤八郎	8番 佐藤長平		9番 飯樋善二郎			
職務出席者	事務局長 齊藤修一	書記 山田郁子		書記 佐藤将樹			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠	
○出席	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○	
	総務課長	中井田榮	○	復興対策課長	中川喜昭	○	
	住民課長	濱名光男	○	健康福祉課長	藤井一彦	○	
	生活支援対策課長	細川亨	○	会計管理者	但野正行	○	
	教育委員長	佐藤眞弘		教育長	八巻義徳	○	
	教育課長	愛澤伸一	○	代表監査委員	佐藤榮一	○	
	農業委員会会长	菅野宗夫	○	農業委員会局長	但野正行	○	
	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記長	中井田榮	○	
議事日程	別紙のとおり						
事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成25年12月6日（金）・午前10時48分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 村長の提案理由の説明

日程第 4 発議第12号 特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書
(案)

○

○

会議の経過

◎開会の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第9回飯舘村議会定例会を開会いたします。

（午前10時48分）

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配布のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（齊藤修一君） 報告いたします。

本定例会に村長より送付ありました議案は議案第70号から議案第75号まで予算案件4件、条例案件2件の計6件であります。

次に、発議第12号特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書（案）が、提出者松下義喜議員ほか全員から提出されております。

次に、本日まで受理しました陳情は5件で、お手元に配布の文書表のとおりであります。なお、議会規則第92条第1項の規定により所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、監査委員から平成25年度定期監査報告書がお手元に配布のとおり提出されております。

次に、12月3日及び本日8時44分から議会運営委員会が今期定例会の会期及び日程等の議会運営協議のため、開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてはお手元に配布の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に地方自治法第121条の規定により、説明員として村長ほか関係者の出席を求めております。

次に、監査委員から10月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって7番 佐藤八郎君、8番 佐藤長平君、9番 飯樋善二郎君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（大谷友孝君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月13日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月13日までの8日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（大谷友孝君）　日程第3、村長提出の議案第70号から議案第75号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。村長、菅野典雄君。

村長（菅野典雄君）　本日ここに、平成25年第9回飯館村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、全村避難から2年半が経過し、長引く避難生活と除染のおくれなどで先行きの見えない日々に村民の不安ははかり知れないものがございます。また、避難生活の長期化により、特に高齢者の皆さんの中で健康を害される方が多く見受けられるようになり、大変心を痛めているところであります。したがって、除染を1日も早く終わらせ帰村できる環境と村の復興再生に向けた取り組みを加速させなければとの思いをさらに強くしているところであります。

それでは、9月定例議会以降の村政の主な動きについてご報告をさせていただきます。

まず除染ですが、現在二枚橋須萱、臼石、大久保外内、前田八和木、関根松塚の5行政区で実施をしているところであります。二枚橋須萱、臼石行政区についてはほぼ年度内に完了するのではないかという見込みでございます。その他の行政区については来春から一斉に作業に入るよう、現在イグネ伐採の同意取得と除染ができない冬期間を利用してイグネ伐採を進めるために環境省と日程調整を行っているところでございます。去る9月に環境省より除染の見直しについて説明がありましたが、それによりますと、除染完了までには今後3年から4年程度かかる見込みとのことであります。村としては、村民の健康や将来の不安などを考慮するとこのような時間を、避難生活を長期化させるということはできないものと考えております。また、村民の1日も早い帰村への強い思いを考えたときに、できるだけ帰村できる時期を早めなければとも考えているところであります。したがって、26年度中に居住環境周辺をできるだけ広く除染をし、次年度以降に農地というように二段構えで除染することといたしましたので、ご理解を願いたいというふうに思っています。

次に復興計画でございますが、現在行政区計画と土地利用計画についてワークショップを行っており、2月中にはまとめたいと考えているところであります。現在、復興計画推進委員会及び復興拠点専門プロジェクト委員会で検討を始めているところであります。4班については戻りたい人、戻らない人、戻りたくても今は戻れない人、それぞれに対する支援策をできるだけ具体的に示せるよう、検討をしているところであります。議会の皆さんとは、素案がまとまり次第、あるいは節目節目でその都度協議をさせていただき、平成26年3月定例議会中に承認をいただけるように取り組んでまいりたいというふうに考えています。

次に賠償であります。今回、農地と山林の立ち木について国及び東電から賠償の基準が示されたところでございます。田畠についてでありますが、不動産鑑定士が村内行政区の主要地点を調査しておりましたが、その結果がまとまり、時価相当額が賠償されることになります。平均単価としては10アール当たり田んぼで50万円程度、畠で35万円程度となっております。また、単価については大字単位となっており、それぞれ行政区ごとに多少異なるようでございます。なお、牧草地についてですが、当初課税台帳に地目が牧場・原野

などと書いていれば牧草地とみなさないという判断でありましたが、農業委員会の農地基本台帳に記されているものについては全て畑とみなし、賠償されるというふうに何とか交渉を持ち込んだところであります。この件につきましては、村が国及び東電と再三にわたり交渉した結果でございまして、畜産農家にとっては賠償額がかなり有利になるものと思っているところであります。

次に立ち木でありますけれども、人工林と天然林の2つの区分ということで、人工林は樹種、樹齢に関係なく面積に応じ一律に賠償されることになりそうでございます。なお、人工林及び天然林の単価及び山林の土地の単価については、現在不動産鑑定士に依頼し検討中ということでございます。

次に各行政区の集会所の建物と備品の賠償でございますが、これも原則個人事業主の賠償と同様の基準ということになりました。集会所の建物については請求の際、設計書、契約書、領収証などの証拠書類の提出を求められることになります。また、備品については行政区に数カ所集会所があつても、1カ所分ということを認められないということになりました。

次に深井戸掘りの賠償ですが、葛尾村が先行していたんですが、なかなか思うように進まないようでございますので、現在村民にも周知したいというふうに考えておりますが、なかなかその辺が決まらないために遅れているところでございます。その他、健康、福祉、教育分野など当面する課題もありますが、それぞれ村民の目線で丁寧かつ迅速に誠意を持って取り組んでまいりますので、議員の皆様にもご理解とご協力を願うものでございます。

各課の報告でございますが、まず総務課関係であります。去る10月に消防団による秋季検閲式を公民館前で行いました。当日は団員など約100人が避難先から参加をしていただき、全村避難が続く村民の大切な財産を守ろうと厳しい雰囲気の中で検問に臨んでいたところでございます。

次に行政区長会議ですが、去る11月1日に開催をいたしまして、村議会の9月定例会のご報告、あるいは10月の臨時議会の内容など、そしてまた環境省による蕨平地区の建設が予定されております可燃性廃棄物減容化施設の概要などについて説明を行ったところでございます。この施設、飯館村の復興のみならず福島の復興のために必要不可欠な施設であるということを区長の皆様方に説明をさせていただいて、ご理解を得たところでございます。

復興計画第4版でございますけれども、9月9日から第1回飯館までい復興計画推進委員会を開催をいたしまして、計画策定にかかる協議を始めたところでございます。この4版の中では村内復興の具体的な整備計画、それから復興開始の実現策、村内復興住宅整備計画、さらに行政区計画と土地利用について、さらに村民1人1人に対する支援の継続拡大、またその上で国に対する政策提案及び要望などが掲げて精力的に協議をしていただいているところでございます。行政区ワークショップなどで出された意見や、専門プロジェクトでの協議をもとに平成26年2月を目指して第4版の策定を進めています。復興計画第4版に係る行政区ワークショップでございますが、これは住民の声が不足しているという

ようなご指摘も皆さん方からもいただいたところでありますので、できるだけ皆さん方の声をということで、地域づくりと土地利用の見直しということで協議を進めてまいりました。それぞれ各行政区から5名から15名の住民に出席をいただきまして、第1回のワークショップ、そしてまた第2回のワークショップと話し合いをしてきたところであります。ワークショップ、この2回に加えまして各行政区も行政区によっては地区で何回も話し合いをしているということのようござります。11月27日に第2回の中間報告会を開催をいたしました。それぞれ将来どういうふうにしたらいいか、除染廃棄物の仮々置き場の件やメガソーラーの導入、あるいは長期的視野に立って農地の保全などについて各行政区ごとにまとめられた案が報告をされたところでございます。

専門プロジェクトのほうも11月29日に復興計画第3版に掲げております具体的な整備計画と運営主体となる復興会社の設立に向けて専門プロジェクト委員会を設立をいたしました。これは、までいな復興計画推進委員会のうち、学識経験者とか村内の事業者、協力会社なども入っていただきまして深谷地区に整備を進める新たな復興拠点について持続性とかあるいは採算性などを踏まえた協議を進めていかなければならないということでのプロジェクト会議でございます。新たな復興拠点整備に関しましては、復興交付金を活用いたしまして専門のコンサルティングに整備計画を委託することとしておりますので、これらを有効に活用しながら新たな復興拠点の早期整備に向けて検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

次に関東方部の避難者の集いでございます。村では1時間以内に約9割の人たちが避難をしていただいているわけでありますが、どちらかというと遠くに離れている方がなかなかその集まりには来づらいということで話がありましたので、11月11日に関東方部に避難された方々を対象に初めてとなる関東方部避難者の集いを開催をさせていただきました。平日のため、参加者は20名程度でしたが、それぞれ避難での苦労とか除染に対する不安や要望、あるいは村の情報を小まめに提供してほしいというお話を伺つてきましたところでございます。今後もこうした懇談会の機会を持ち、情報の交換や意見の集約に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから村民ふれあい号が約10年ぶりに開催をさせていただきました。これは避難中の村民のストレス解消と村民同士の親睦を深めることを目的として1泊2日で実施をしましたが、今期はあの避難当時、職員を延べ30人以上派遣していただいた群馬県高崎市への御礼も兼ねてそちらのほうに向かわせていただいたところであります、96名の村民に参加をいただきました。除染が進まない中、もうしばらく避難を続けていかなければなりませんので、このような機会を利用して避難中のストレスを解消したり、あるいは震災前の旧交を温めていただいてこの避難生活を乗り切つていただければと願うものでありまして、結構継続を強く望むような声もありましたので今後も実施に向け調整を図つてしまいりたいというふうにおもっているところでございます

復興対策課でありますが、まず除染ですが、村発注の須賀工区でありますが、10月末で国委託事業対象区域の除染工事は終了しているところでございます。また、本格除染の二枚橋、臼石、先ほど申しました大久保・外内、前田・八和木、関根・松塚の5つの行政

区も作業員の増員を図りながら実施を今しているところでございます。残りの 14 行政区は、先ほど申しましたように、来年 4 月からの着手ということでイグネの件、あるいは仮々置き場の件などを今進めさせていただいているところであります。来春からの除染チームがスムーズに進めるためにできるだけこの冬期間にイグネの伐採を先行して行えるよう準備をしています。なお、長泥行政区、我々と一緒にということで言っているわけでありますが、なかなか国が頑として聞かないというところで、今国と協議中でございます。蕨平に設置します先ほどの減容化施設ですが、10 月 9 日に運転期間、安全対策などを盛り込んだ確約書を国と取り交わし、事業を開始したところであります。村民から要望の多かった屋外の置き場も仮置き場の見通しが立ったことで現在回収ができるように住民に説明会をしているところでございます。

次に、村営での営農再開支援ですが、平成 24 年度より個人負担を極力抑えた事業をできるだけ活用を実施して進めてきたところであります。詳細は 24 年、25 年度の本年分ですが、この提案理由の中に書いてありますので、省略をさせていただきたいと思います。件数を詳しく書かせていただきました。

次に、少し飛ばせていただきます。村内における農地管理でございますが、最低限の維持管理として農地の草刈りについて中山間地域等直接支払い事業と農地水環境保全向上対策事業を活用し、水田を初めとする対象農地の草刈りを実施をしてきたところでございます。10 月末時点において、ほぼ完了をしております。次に農地除染モデル事業で除染を実施した草野向押地区、あるいは小宮地区の圃場においての実証栽培でございます。農林水産省が所管する事業により米の実証栽培を行い、10 月 9 日に刈り取りをやりました。今回栽培した実証米は全袋検査を実施し、基準値以内であれば流通及び食することも可能で、検査の結果、全ての米が基準値を大きく下回る 25 ベクレル未満の検出限界値以下であったわけあります。収穫された米は農地除染とか実証栽培などに協力をいただいた大学などのイベントや農林水産省の消費者の部屋、それから 11 月 17 日に開催いたしました農地除染後の農業を支える放射能対策技能セミナーなどで来場者に無料で配布や試食会を行ったところでございます。除染した農地で適切に管理をすれば、安全な米が収穫されること、さらにはこのことへの理解を求める活動として実施をしたところでございます。なお、長泥地区において営農再開支援事業による今後の米の試験栽培であります。面積は 5 アールでしたが、10 月 15 日に刈り取りを行いまして、検査をした結果、これまた国の基準を大きく下回る 25 ベクレル未満の検出限界値以下でありました。帰還困難区域ですので、試験栽培でありますから収穫された米については全て破棄をいたしました。営農再開に向けては一歩前進した結果であると考えているところであります。

次に建設関係であります。村道、林道、農道の維持管理。引き続き村内 4 つの業者に委託をし、安全確保に努めているところであります。なお、2 回目の路肩の草刈りについては終了しており、今後とも維持管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから災害公営住宅飯野町の団地建設でありますが、10 月 28 日の臨時議会において皆様方にご承認をいただき、11 月 22 日に安全祈願祭を行って、工事着手したところでございます。なお、完成を平成 26 年 8 月ごろの予定で進めているところであります。しっ

かり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に除雪であります。11月29日に除雪担当者会議を開催いたしまして、準備をしたところであります。村がリースする除雪機械と建設業者等の保有する土木作業機械によりまして除雪の1次路線が57路線102キロメートル、それから除雪の第2次路線が133路線の110キロメートルの合わせて212キロメートルが除雪路線ということでございます。

次に生活支援対策課であります。被災から2年8カ月ということで、村民避難の状況でございますが、11月1日現在ということで、県内自治体には福島市に3,791人、伊達市に576人、相馬市に434人、南相馬市に372人、川俣に552人、二本松市に89人、国見町が69人で郡山市が53人とこの辺が主な避難先でございます。なお、県内の民間借り上げアパートに3,810人、仮設の住宅に1,174人、公的宿舎に491人、そして県外などに自主避難している方は496人でございます。ほかに自主避難、村外の親戚宅や老健施設、病院というところに643人がいるところであります。村内に残る方は8世帯12人、なおいいたてホームにも67人が入所しているところでございます。

次に、この長期化する避難生活の中で一時帰宅バスを8月2日から運行を開始をいたしました。11月末をもって268人に利用をいただいているところでございます。交通弱者と呼ばれる高齢者の一時帰宅の足の確保をすることによって、自由にふるさとに帰れることによってストレス解消であったり、あるいは若干の自宅の手入れをしながら心身の健康と財産の維持管理を図っていくことにつながっていけばというふうに思っております。また、いやしの宿いいたでございますが、24年9月にスタートし、この11月にわずかの期間でありますが5万人の利用ということで5万人を突破したところでございます。まさに村民の交流の場として、あるいは心身の健康やストレス解消ということでこのいやしの宿、大きく寄与しているものと思っているところでございます。

次に平成24年7月19日の区域見直し以降、金融機関、ガソリンスタンド、自動車整備工場、建具製造業などなど、平成25年11月末までに28事業所が国の許可を得て村内で事業を再開しており、今後も増えることが予想されます。

最後に、村民の賠償未請求者86世帯165人であったわけですが、10月31日現在、67世帯127人までに減少しているということでありまして、今後もその減少に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っています。

次に健康福祉関係でございます。敬老会、飯館中学校の仮設体育館で実施をさせていただきました。当日、雨の中でしたが、今までよりも多い350人が出席をしていただきまして、祝い金であったりあるいは金婚夫婦などなど表彰、あるいは記念品の贈与などを行わせていただきました。なお、飯桶、草野幼稚園などの子供たちの演芸、さらには徳島県から阿波踊りの皆さん方に来ていただいて踊っていただいたり、お年寄りも一緒に踊ったりという楽しいひと時だったというふうに思っているところであります。

次に9月25日から28日にかけて日本で最も美しい村連合の岐阜県白川村のご好意によって世界遺産白川郷バスツアーが実施されました。26人のお年寄りが合掌造りを見て来、どぶろく祭りなどを参加してきたようでございます。10月3日には福島市飯坂温泉で避難先で介護を行っている方を対象に介護者の集いということで14人の参加があり、長く在

宅介護してきた方からの経験談や参加者同士で介護に関する工夫や避難先での苦労話に花が咲いたところであります。これからも介護を頑張りたいというような前向きな声が聞かれて、良かったというような話だったようであります。12月2日に民生児童委員の委嘱状伝達を行いました。3年に1度ということで、今回ばらばらになった中で新たな民生児童委員に活動をしていただくということになっているところでありますと、期待をしているところでございます。

次に教育委員会関係であります。9月から11月にかけて文化スポーツ関係の行事が数多く組まれました。学校関係では9月に幼稚園の運動会、10月に相農飯館校の紅葉祭、あるいは小学校の学習発表会、11月になりますと中学校の赤蜻祭、幼稚園の発表会などなどでございまして、いずれも充実した内容で先生方のご指導に感謝を申し上げるところであります。この間にもたくさんの新事業が組まれました。10月には自衛隊の福島駐屯地の音楽クラブによる中学校訪問、さらには有名なデザイナーであるコシノジュンコさんのワークショップ、11月になりますとアメリカからのミュージカルの公演、さらにアフリカ音楽のコンサートがそれぞれ小学校で開催されております。11月16日にはランドセルの贈呈式が行われまして、23人の新入学児童に善意のランドセルをお渡しをさせていただきました。避難という厳しい環境ではありますが、村内では得がたい経験も積んでおり、こうした経験を糧に子供たちには大きく成長してほしいと願っているところであります。

次に社会教育関係では、9月に市町村対抗軟式野球大会、10月になりまして栃木県鹿沼市の秋祭り招待、さらには第30回記念飯館村文化祭、11月に入ってふくしま駅伝が開催をされました。福島市のパルセ飯坂で行われたこの文化祭でありますと、1,000点を超える作品展示と17の団体による舞台発表があり、会場では多くの村民が久しぶりに再会したくさんの笑顔を見られたところでございます。また、福島市飯野地区飯坂地区の皆様や新潟県人会の皆様にも祭典に花を添えていただきました。心より御礼を申し上げます。ふくしま駅伝では3年ぶりに全区間参加ということで、タスキをつないだところでございます。選手の皆さんには本当によく頑張っていただいたということで、改めて感謝を申し上げさせていただきたいと思います。

それでは、提出いたしました議案につきましてご説明をいたします。

議案第70号であります。平成25年度飯館村一般会計補正予算（第6号）であります。既定予算の総額に3億8,457万1,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を70億5,866万9,000円としたところでございます。歳出の主な内容は、議会費がマイナス661万3,000円でございます。総務費としては、総務管理費が3億1,626万4,000円、徴税費として247万7,000円、民生費は社会福祉費がマイナス842万5,000円と、児童福祉費の290万3,000円でございます。衛生費として保健衛生費が284万9,000円、農林水産業費としては農業費という項目で1,290万4,000円でございます。商工費は商工費が840万円、土木費は道路橋梁費ということで2,251万8,000円であります。教育費は教育総務費が2,097万7,000円、中学校費が488万2,000円、幼稚園費が611万円、社会教育費がマイナス459万7,000円、保健体育費が183万1,000円ということで計上させていただきました。

なお、これらを賄う財源として地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、繰越金などを充当するものでございます。

議案第 71 号は、平成 25 年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）でございます。これまでの予算に 141 万 9,000 円を増額いたしまして、総額を 13 億 5,128 万 4,000 円といたしました。歳出の内訳は事務経費の増額補正でございます。

議案第 72 号は、平成 25 年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）であります。これまでの予算に 8,394 万 4,000 円を増額いたしまして、総額を 10 億 2,762 万 7,000 円としました。歳出の内訳は、3 年に 1 度の介護保険料の改定に伴いまして特別会計を安定化させるための基金積み立てと、居宅介護サービス利用等の増加に伴い増額補正するものでございます。

議案第 73 号は、平成 25 年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）であります。既定予算の総額に 154 万 4,000 円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を 2,250 万 3,000 円といたしました。歳出の内訳は広域連合の納付金が確定したことによって減額補正でございます。

議案第 74 号は、飯館村税条例の一部を改正する条例でございます。これは軽自動車税の納税通知書発行までの期間を十分に確保し、異動を正しく反映させるためにこれまでの 4 月 11 日から 4 月 30 日までの納期を 5 月 11 日から 5 月 30 日までに 1 ヶ月間延ばす改正でございます。

議案第 75 号は、飯館村延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整理等に関する条例でございます。これは国税の見直しにあわせて地方税制にかかる延滞金の利率を引き下げるこことなったために、地方税との均等を図るため村使用料、それから手数料等の延滞金の割合を引き下げる改定でございます。

以上、提出しました議案の概要でございます。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げて提案理由の説明とさせていただきます。

④休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前 11 時 27 分）

⑤再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 11 分）

⑥日程第 4、発議第 12 号特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書（案）

議長（大谷友孝君） 日程第 4、発議第 12 号特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書（案）の件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。松下義喜君。

5 番（松下義喜君） ただいま提案ございました発議第 12 号を朗読をもって提案とさせていただきます。

特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書（案）。臨時国会に政府から提出された特定秘密の保護に関する法律案では特定秘密について防衛、外交、外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の停止、テロ活動防止の4分野の中で国の存立にとって重要な情報を対象としているが、その範囲が明確でなく、広範に過ぎるとの指摘がある。このような中で、東京電力福島第一原子力発電所事故が収束していない現在、原発の安全情報は村民の生命と財産にかかわる極めて重要な情報であり、この原発の情報が非公開になることがないよう、改めて慎重な審議を求めるものである。重要なのは徹底した情報公開を推進することであり、刑罰による秘密保護等情報統制ではない。特定秘密の対象が広がることによって主権者たる国民の知る権利を担保する内部告発や、取材活動を委縮させる可能性を内包している本法案は情報隠ぺいを助長し、ファシズムにつながる恐れがある。もし制定されれば民主主義を根底から覆す瑕疵ある議決となることは明白である。

よって、国においては特定秘密保護法案に対し慎重な対応をするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月6日

福島県相馬郡飯舘村議会議長 大谷友孝

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣あて

であります。

議長（大谷友孝君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

提案者は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから発議第12号特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書（案）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、発議第12号特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書（案）の件は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

議長（大谷友孝君） これで本日に日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年12月6日

飯 館 村 議 会 議 長

大谷友孝

同 会議録署名議員

佐藤八郎

同 会議録署名議員

佐藤長平

同 会議録署名議員

飯橋善一郎

平成 25 年 12 月 10 日

平成 25 年第 9 回飯館村議会定例会会議録（第 2 号）

平成25年第9回飯館村議会定例会議録（第2号）							
招集年月日	平成25年12月6日（金曜日）						
招集場所	飯館村役場飯野出張所						
開閉会の日時及び宣言	開議	平成25年12月10日 午前10時00分					
閉議	平成25年12月10日 午後 2時59分						
応(不応) 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	
出席 12名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○	
	3	菅野新一	○	4	北原経	○	
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○	
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○	
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○	
署名議員	1番 高野孝一		2番 渡邊計		3番 菅野新一		
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 山田郁子		書記 今野智和		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠	
○出席	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○	
	総務課長	中井田榮	○	復興対策課長	中川喜昭	○	
	住民課長	濱名光男	○	健康福祉課長	藤井一彦	○	
	生活支援対策課長	細川亨	○	会計管理者	但野正行	○	
	教育委員長	佐藤真弘		教育長	八巻義徳	○	
	教育課長	愛澤伸一	○	代表監査委員	佐藤榮一	○	
	農業委員会会长	菅野宗夫	○	農業委員会局長	但野正行	○	
	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記長	中井田榮	○	
議事日程	別紙のとおり						
事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成25年12月10日(火)・午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順 1～4番）
- 日程第 3 陳情第4号審査報告



会議の経過

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

報告いたします。

会期中の常任委員会の活動状況であります、12月6日に総務文教常任委員会が所管事務調査事項の協議のため、同じく産業厚生常任委員会が陳情第5号から陳情第8号の審査及び所管事務調査事項協議のため、委員会が開かれております。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会が11月21日に開かれております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、1番 高野孝一君、2番 渡邊 計君、3番 菅野新一君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（大谷友孝君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。7番 佐藤八郎君。

7番（佐藤八郎君） おはようございます。

2013年12月定例会において、私は村議会議員改選時に村民に公約をしたことを実現させるため、今期初めての定例会において3項目7点について質問と提案をいたします。私たちは人災による原発事故によって故郷を奪われ、人生を狂わされて大きな被害を受けた怒りがあります。同時に、原発事故によって故郷を奪われ、原発からの距離で、放射線量で、そして賠償で、政府・東電によって、さまざまな内容や場面で村民がばらばらにされ、分断され続けているのであります。村長選挙に当たっての村長の講演会討議資料によると、村民の一人一人に寄り添ってとして、戻っても戻らなくても同じ村民の考え方で、村民の健康を最優先にしてとして、村独自の検査体制をしっかりと、村内の除染をしっかりと、国の責任と村民の協力で故郷を戻し、村民の賠償を確実については、生活支援を含めて国へ強力に要求を掲げてということではありますけれども、9月に実施されたアンケートによると、村民が困っていることは、1つに賠償や生活資金に不安が1,546人、2つに放射線量影響が心配が1,236人、3つ目に村に残した家土地が心配という方が1,193人、4つ目には体調健康に不安という方が1,138人、いずれも1,000人を超える方がそういう不安の中

で暮らしております。村長が、先日自分勝手に発言した、1年間の5ミリシーベルト以下で帰村宣言への意向を見ると、判断つかないという人が642人、戻らないという人が614人、しばらく二重生活をするという方が382人、村長の言う指定解除で戻るは326人、数年かけて戻るが160人というふうにありますし、年代別に見ると10代から40代では戻らないが43パーセントから62パーセントとなっているのであります。アンケートにきちんと回答した村民の中で、そうした戻らない理由では将来的に暮らせる放射線量とならないと思っている方が727人、もとの生活とはならないが490人、合計1,217人であります。この42パーセント回収されたアンケートを見ても帰還困難区域での実証試験栽培や年間5ミリシーベルト以下の帰村宣言することは、村長みずからの村長選での公約を破っていることであり、村民主人公の村づくりでなく、東電政府のやり方に手を貸すことではないでしょうか。最近になって、避難しているから、被害に遭ったからこのような体験ができるかのような発言をしておられることに対して、村民の批判は多数あります。避難生活で住みにくくしているモニタリングや報道、そして村長の言動などによって、それでなくても先も見えない住居の狭さ、コミュニティー不足などで苦労している生活に二重、三重の苦しみを与えていたという批判が出されております。東京電力の利益優先のために人災として起こされた原発事故。安全安心として進めた、政府による村民が受けた全ての損害について、村民の代表として完全賠償となるまで求め続けること。そのためにも、これまでの取り組み、村民が受けている状況、村民の代表として、今後国県に求めることを具体的に示していただきたい。村民に非はなく、東電政府が100パーセントの加害者であります。私たちの村へは高濃度の放射性物質が振り落されたのであります。実測値としてあるものにもかかわらず、うそをつき隠して少なく評価をして避難させまいとしたのであります。村長自身も、子孫は避難しても、高線量の村民への避難をさせようとはしなかった。そのために、早く自主避難した村民も半数はありましたが、村長が依頼された学者医者専門家などによって、偏った、放射性物質は体に直ちに影響ないと説明をされ、そのことが除染が不完全にも、仮設、アパート暮らし、毎日の出費、コミュニティ不足など、現在の生活に不満ある方にとっては、一戸建てて自然ある村へ戻りたいに結びついていますが、アンケートにあるように、戻りたいと思う方でも放射線量が下がること、公共施設商店の再開、近所の住民が戻ったらが2,425人となっているのであります。回答あった3,679人中で2,425人の方がこの3つの心配を抱きながら戻りたいという思いを持っているわけであります。避難を遅らせた村長として今求められているのは、健康管理と医療費負担無料化の継続と、将来にわたる検診と保障であります。

次に非が全くない村民が受けた被害によって、憲法に保障された人間としての権利が多く奪われていますが、多くの国民と同じくなれるよう復旧させる取り組みを示していただきたい。村長はもとの村民の暮らし方、住居のあり方、コミュニティーのあり方を知っているわけですから、早くもとどおりの生活となるような避難のあり方のために家族で暮らせる一戸建ての災害公営住宅・復興住宅などの建設と、住みかえ要望に応える施策を実行すべきであります。日本の政治情勢から外れたかのような避難人生と村民はなっておりますが、避難先においても、復興においても、かかわる政治の改悪が進んでおります。自公

による数での強行採決、自公による数での強硬政治に対して、被災地の村長としての原発事故収束宣言の撤回、県内10基の廃炉、原発ゼロの社会を求めるべきであります。復興は、除染なくしてスタートとならないとする放射性物質の除去と隔離について、村長は住居周辺1回やるとの約束しかとれていらない現実において、なぜ年間5ミリシーベルト以下で帰村宣言なのかと、多くの村民は怒りとなるような不満と不安を持っておられます。確立した事実のない除染ですから、私たちにうそをつくように見直しの繰り返しにより遅れている事実。除染しても放射線量が戻ってしまう事実などありますが、だからといって年間5ミリシーベルト基準は、放射能があっても戻る事実ではないのかという声が多くあるのであります。年間1ミリシーベルト以下の完全除染を、村としても探し提言しながら求めるべきであります。多くの村民はマスコミ報道・政治の動きなどに震災前以上に関心を持たれ、他自治体の動向、国のやり方など注視しております。復興を妨げる消費税増税、TPP参加、さらには今度の秘密保護法導入、生活保護改悪について、村の長として村民の立場に立って決意を示すべきと思う。原発事故により被害を受け、除染も復興もあしたへの見通しもつかない村民のために、悪政をやめさせが必要となっております。2011年3月11日からの放射性物質の飛散、そして4月22日避難指示から2年8ヶ月がもたらしたもの。私たちがもたらされたものをきちんと分析をし、村民の立場に立って、こんなときだからこそ村と村民の共同が必要なのです。村長が勝手に発言したり飯塙町内に宿泊所をつくるとか、深谷地内に拠点をつくるとか、蕨平地内に3年か5年かわからないような施設づくりというが、この施設には村外のものを処理するからには全村通行しての運搬となるのです。もっと民主的にまでいに丁寧に村民一人一人に寄り添うことを願うのであれば、もっと村民に見える村の顔、村民の顔が見える村づくりを強く要求をするものであります。

以上で発言を終わります。

村長（菅野典雄君） 7番 佐藤八郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

大きな項目で3つございますが、2つ目の項目、奪われた人としての権利についての2つについてお答えをさせていただきます。

今回の原発事故災害により自然豊かで美しいふるさとから離れ、不自由な避難生活を余儀なくされ、米や野菜をつくったり、畜産、商工業など営んできた普通の生活を我々は奪われたわけであります。村としては、こうした生活を一刻でも早く取り戻すために除染を急ぐとともに、完全賠償、住民の生活支援、農畜産業や商工業の支援、風評被害対策などに取り組んでいるところでございます。また、住民によるワークショップなどの意見も参考にしながら、今後どのような取り組みができるのかを検討してまいりたいというふうに思っているところであります。

2つ目の質問でありますが、復興住宅の整備に関するご質問です。家族や集落で暮らせる一戸建ての災害公営住宅につきましては、村の仮設の幼少中学校に近い福島市飯野町地内に、村外子育て拠点として村営で23戸の建設を進めており、去る11月22日には安全祈願祭を行ったところでございます。このほか、現在福島市内に60戸程度、川俣町内に60戸程度、南相馬市内に20戸程度を県営住宅により建設をしていただくよう要望し、国県とそれぞれの自治体と具体的協議を進めているところでございます。このうち、福島市に建設す

る災害公営住宅につきましては、国の交付金を受けて進めるために、8月19日に県及び福島市との共同で生活拠点形成事業計画を国に対して提出をしており、許可をされているところでございます。コミュニティーある暮らしの実現のため、村民の求める住宅を確保すべきとのご指摘ですが、避難されている村民の多くは仕事や子供の教育、医療機関、生活の利便性などさまざまな条件を考え、現在の避難場所を選択したものと推察をしますので、集落まとまっての入居や全ての村民の要求にかなうような住宅整備は難しいのではないかと考えているところであります。村としましては、子供の教育環境などなるべく生活に便利な場所を選んで、県営の災害公営住宅を建設いたくため協議をしておりますので、建設が進んでまいりましたらまた具体的に村民に案内をしてまいりたいというふうに考えております。

他の質問は副村長及び担当課長よりお答えをさせていただきます。以上でございます。

生活支援対策課長（細川亨君） 7番 佐藤八郎議員の1番被害者救援についての1番の質問に対して答弁いたします。

村はこれまでも全ての損害賠償ができるよう住民への情報提供はもとより、弁護士による相談支援など関係団体と連携し、村民に寄り添った形で取り組んでまいりました。東京電力の損害賠償額は11月30日現在、宅地・建物は780件で約115億円が支払われ、そのほかの精神的賠償、家財、就労不能損害などは1万6,189件で約407億円の賠償額が支払われております。今後は請求手続が行われていない集会所、田畠、山林、立ち木、井戸などの賠償について早期に賠償手続がなされるよう、国や県に求めてまいります。さらには、避難中における仮設・借り上げ住宅の入居期間の延長や帰村宣言後の農産物価格補償など、生活支援制度の確立などを求めてまいります。以上でございます。

健康福祉課長（藤井一彦君） 私からは被害者支援についてのご質問のうち、2の1の質問にお答えをさせていただきます。

まず、今後の村民の健康を守るためにどのような政策を講じるかのご質問でございますが、村民の健康管理は震災後には村が実施をしております、従来からしております健康診査に加えまして、県民健康調査の検査項目を上乗せした形で実施をしております。今後につきましても長期にわたり、同様の検査を実施し、年に1度の健康チェックの機会として受診を呼びかけてまいります。また、検査の結果、指導が必要な方へは家庭訪問や健康教室などで個別に丁寧に指導し、生活習慣の改善が図られるよう支援をしているところであります。

次に放射性物質への対応、検診から治療までを含めた施策についてでございますが、放射線の健康への影響チェックにつきましては、震災当時18歳以下の子供へは甲状腺検査を、1歳以上の県民全員につきましては内部被ばく検査を受けることができる体制を整備しております。今後も継続して実施をしてまいりたいと考えております。また、今までの甲状腺検査の結果、村民で治療が必要な方はおりませんでしたが、治療が必要な場合は速やかに治療が受けられるよう支援を行ってまいりたいと思います。

次に、この2年8ヶ月における高齢者の健康状況の変化についてでございますが、国保と後期高齢合わせた65歳以上の高齢者のまずは通院件数でございますが、平成22年度は2

万3,161件がありました。これが24年度は2万4,394件となっており、1,233件増加しておりますとして、約5パーセントの伸びとなっております。入院件数では22年度1,134件であったものが24年度は1,163件で、29件の増加で約3パーセントの伸びとなっております。65歳以上の介護認定者数でございますが、平成22年10月末現在で331人であったものが平成25年10月末現在では483名となっておりまして、震災前と比べると約1.5倍となっております。施設入所者数は平成22年10月末現在82名だったものが、平成25年10月末現在で115名でありますとして、約1.4倍となっております。認知症につきましては統計がございませんので正確な人数がわかりませんけれども、要介護者が増加していることから同様に増加傾向になっているものと思われます。私からは以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 私からは3点目の村民をめぐる悪政について、3点ご質問いただいておりますのでお答えをさせていただきます。

まず1点目の原発事故収束宣言、それから廃炉の件でありますと、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、全村を避難区域に指定されはや2年8ヶ月が経過しようとしておりますが、依然として、多くの村民は仮設住宅や借り上げ住宅など、慣れない土地での不自由な生活を強いられております。この間、事故を起こした福島第一原子力発電所では冷却システムが機能し、冷温停止状態にあるという話はありますものの、現在も微量の放射性物質が大気に放出され続けており、汚染物質を含んだ水は海に流出し続けているわけであります。これらの状況を見る限り、到底収束した状況とは言えないというふうに思っております。なお、収束宣言の撤回についてでありますと、村単独で要請する考えは今のところ持ち合わせておりません。また、ご質問にあります県内10基の原発の廃炉は既に県知事も表明しておりますように、多くの県民の共通の願いでありますので、原発事故により経済的にも心身の健康にも甚大な被害を受け続けている本村にとっては、原発のない社会の実現は日本の未来の姿として心から望むものであると考えております。村としましても、それらを含め除染の徹底や速やかな賠償、復興と生活再建に向けた支援施策について引き続き国に強く求めてまいります。

次に、年間1ミリシーベルト以下の完全除染の件であります。原子力発電所事故により避難を余儀なくされた本村にとって、除染は村に戻る上での前提条件であり、当初宅地周りのみを除染を国は打ち出しておりました。それではだめでしょうということで、農地の剥ぎ取り除染を強く要望し、本村の農地は全て剥ぎ取りにより実施されることになりました。原子力発電所事故により全村に放射能が振りまかれたわけでありますので、もとどおりの自然に戻し、安心・安全に生活できる環境に戻してほしいという願いは村民共通の願いであります。しかしながら、先に除染が進んだ自治体の状況を見ますと、年間1ミリシーベルトを下回るような除染を実現をしたところは少なく、飯館村のように避難指示区域に指定されるほど汚染されたところにおいては、なおさら難しいと言わざるを得ません。もちろん、長期的には年間被ばく線量1ミリシーベルトを目指して除染をいただくわけですが、現在の除染技術ではなかなか難しいように思われます。このため、村では当面、年間被ばく線量5ミリシーベルト以下の目標を掲げ、除染計画や復興計画に盛り込まれており、国においてもこの計画に準じて除染を進めていただいているわけであります。まずは、全

村の除染を速やかに実施していただき、それでも高い線量の場所については追加除染なりモデル除染などを実施していただくことによって対策を講じていければとこんなふうに思っておりますし、継続して国に対し強く求めてまいりる考え方であります。

次に、3点目の消費税ほかもろもろの制度の改悪の件であります。これまでの生活の基盤や暮らしのほとんどを奪われている村民にとって、避難解除の復興や生活再建を図る上で国の制度変更は直接的・間接的に影響してくるものと予想されます。ご質問の法改正は国民生活に大きな影響を及ぼすとともに、村民にとっても復興を考える上で重要な要素となり得ますし、さまざまな形で影響を受ける村民が出てくるものと思っております。村としましては、制度変更に関し議会や関係団体とも協議をしながら、それぞれの事項について慎重に対応してまいりたいというふうに思っております。以上であります。

7番（佐藤八郎君） まず1点目の被害者救援についてですけれども、未請求者数と未請求者がどうして請求していないのかということについてと、副村長がもっと丁寧なもつと村民誰でもわかるような請求の支援をすべきだという私の発言に対して、2回ほど誰もが参考となるような損害賠償申請を検討してまいりたいということでありますけれども、いつ検討されてどのような方向で参考としていくのか。例えば村民同士が集まっていろいろ損害賠償でいただいた話、いろいろ出されると、片方はネコやイヌでも10万円ずつもらって20万円もらったとか、自転車の分ももらったとか、いろいろな賠償のもらい方にも村民各位それぞれ差があるようなんですね。そういう実態を村だってそれなりに聞いているわけですから、どういうものが賠償として申請をし、損害として申請をし賠償としていたいているのかというこの実態というものを、例を示しながら村民に周知しそれを参考にして多くの皆さんにも申請していただくという、そういうことをしない限り完全賠償とはなつていかない。そういう意味でもう一度伺うものであります。

生活支援対策課長（細川 亨君） 未請求者に対しての再質問についてですが、当初165人が今129名まで減っておりますし、これは東京電力のほうのダイレクトメール等で今減っているところでございます。今後村のほうでも東京電力の状況をいろいろ聞きながらダイレクトメール等で未請求者をどんどんなくすよう努力、対策してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

副村長（門馬伸市君） 2点目の請求の方法について、村の指導はどうなっているんだということですが、今までそれぞれいろいろな賠償の種類がありますが、特に重要と、あるいは金額のあるものについては東京電力の請求手続の案内だけでは全くわかりません。ですので、村としてはその都度、新たな請求書が送られてくるときに村として村民の皆さんにできるだけわかりやすく、案内を東電の案内とは別に今まで出してきました。ですので、それで完全ということではありませんが、大体理解できるような、普通の人であれば理解できるような案内通知をしてまいりました。今ご指摘の細かい部分、タイヤであるとか洋服の問題とか、そういう細々とした問題についてはそれぞれ対応していただくしかないのかというふうに思います。ここではこういうものがいただいた、私はそれはわからなかつたというのも話は聞いておりますが、詳細、そういう個人個人の細かい部分の対応についてはなかなか難しいというふうには思っていますが、できるだけそういう請求者

の村民の中から話を聞いておりますので、そういう話はできるだけつなぐようにはしておりますが、正式な文書で通知をするというのはなかなか難しい状況です。東京電力のほうの窓口の受け付けのほうの対応については、東京電力のほうにできるだけそういう説明、丁寧な説明をしてほしいとこういう要請は何回もやっておりまして、どれだけ請求の受け付けのところでそういう案内をしていただいているか私もよくわかりませんが、できる範囲内で村としてはやっているつもりであります。

7番（佐藤八郎君） 未請求者129人に減ったということではありますけれども、この原因はお答えなかったのでもう一度尋ねますけれども、あとは今まで村が損害の賠償について村として支援してきたこと。普通の人はわかるようにしてきた。普通の人がわからないということではなく人と違った賠償しか受けられないという実態が発生しているということではありますけれども、普通の人がわかる、普通でない人がわからない。どの辺が普通で普通でないのか。さらには東電に今まで支払った項目、どんなものがあるか掲示するように要請されているのかどうか。先日私は東京の東電本社で支払いの最高責任者に今まで賠償として支払った物件全てにおいて閲覧する気はないかという要求はしましたけれども、どの辺まで要望されているのか。

議長（大谷友孝君） 佐藤八郎君、一問一答ですから1点ずつお願いをいたします。

生活支援対策課長（細川 亨君） まず1点目の未請求者がなぜ減ったのかという要因でございますが、これについては東京電力のほうの165名のコードから直接東京電力のほうでダイレクトメールで未請求者に郵送した結果でございます。それが今ここまでいったということであります。以上です。

副村長（門馬伸市君） 全員ではないんですが、例えば原発の事故当時に仮払いの請求がありました。そのときに、基準となるものは住民基本台帳がありました。それで、住民基本台帳ですと村に住んでいなくても住所だけあるという方が結構おられます。仮払いのときはその住所要件だけで請求手続を東京電力のほうでは上げましたので、仮払いを受けた方もおられます。しかし、今度本請求になれば住所要件だけではなく居住の条件も当然確認されます。そのために仮払いを受け、本請求をしていないという方もおられます。というのは、ご案内のように仮払いを受けたということそのものが請求権者ではないというふうになります。ですので、そういう方もおられることは事実であります。そのほか、住所要件だけではない方で実際は台帳に載っているのだけれども仮払いも受けていないという方、そういう方も住所不在、現実的にはどこに行っているのかわからないという方がおられます。そういう方も未請求者の中に一部含まれているということであります。

一問一答ということだったので後で答弁しようと思っていたんですが、実は先ほどもお答えしましたように、詳細の部分は個人ごとの先ほど話したタイヤとか洋服とか細々としたものについては、なかなかそれぞれ難しいのかというふうに思っていまして、そういうふうな個別の問題ではない全体的に重要な賠償の内容については、できるだけ村民の皆さんにわかりやすくご案内をしているということでありますので、詳細の1つ1つの雜費まで含めて全部明らかに完全賠償というふうに言われましても、これはなかなか難しいのかというふうに思っています。

7番（佐藤八郎君） やり方がうまい方とうまくない方というふうに分かれさせるべきではないと思うんです。受けた損害に対してそれまでに知恵や申請の仕方がわからない人には、きちんと支援していくというのが、公正公平な村民に対しての行政の仕事ではないかというふうに思うんですけども、そういう意味からして私が東電本社で要求したように今まで支払ったもの、車、乗用車、軽乗用車、1台分払った人もいればカーナビ1つ買って請求してもらえない人もいれば、いろいろばらばらなんです。そういう支払いの仕方もいつの時期から東電がそのように前と後で差をつけるようになったのか。支払いの方針転換もどういうふうに動いてきているのか。実態を伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 1人1人それぞれ足を運んで賠償対応していますので、なかなかそういうのは私ら行政には入ってきません。ただ、住民同士で私はこうだった、私はこうでなかったという話はたまに入ってくるところであります。したがって、村としてはできるだけそういうものをあってはいけないわけありますから、その都度その都度、聞き及んだときに東京電力のほうにその旨を話しておりますし、また、当然人によって差がないようという話をしていますが、東京電力の対応する人でさえも人によって若干違うということがあるようありますし、それはあってはいけないことだからもう一度きちんと統一をするようにという話は何度かしているところであります。したがって、我々としてはその都度皆さん方が同じようになるための努力はさせていただいているところであります。

7番（佐藤八郎君） そうしますと、我々議会なり村民のある一定の部分の人たちが、こういう実例をということで、どんどん賠償された品目なり、状況なり上げて、情報を自分らで集めなければ村全体のものにしていけないという、そういう部分については村は仕事としてやる気はないということですか。

村長（菅野典雄君） 例えばAという人とBという人が違った対応をされた。その結果、Aという人が私らがお話をいただいたとすれば、当然その話は東京電力にお伝えはします。でも、そのときにまたBの人が誰だかはわからないわけでありますから、あなた、こういう形で申請すればAという人がもらいましたからという話がなかなかできないわけあります。それぞれこういう賠償の問題は非常に微妙なもので、1人1人はなかなか表に出さないところがございますので、ただ、耳に入った限りは私たちは一生懸命対応をきちんとやるようにという話はしているということであります。

7番（佐藤八郎君） 今の村長の答弁を聞くと村民のそういう声を聞いたときには東電にはその旨要望している。私そういうことも大事ですけれども、多くの村民にも周知をしてそういうことに気がつかない、そういうことまで思いのいかなかつた人がそうかと。そういうものも申請してもらえる賠償してもらえるんだという、そういう周知が大事でないかと2年8ヶ月たった今になって見れば落ち着いていろいろできる。村民もそういうことを申し上げているんです。村民に対してどうなんですか。そういう高まりの中で申請が多く出ることによって村も当然東電に要請をするというのは当然のことだというふうに思いますけれども、その部分はどうなんですかということです。

村長（菅野典雄君） 当然、そういうことがあり得るわけですから、その都度いろいろ

なところでお話はさせていただいている。多分今言っているのは何か広報か何かでそういうことがありますからという話を出せということかというふうに思いますけれども、確たるところがあればそれは間違いなく出せるということありますけれども、なかなかその辺の確たる話が我々はもらえないわけであります。AさんがもらってBさんがもらえないかったというものがどちらが本当に対応なのかというところがなかなかわからないというところであります。ただ、そういう細かいところは今言ったような状況ありますけれども、基本的なことはその都度いろいろな形で村民に伝えさせていただいているということであります。大きな部分で、村が国と、あるいは東京電力と話し合いをして得た賠償のところというのはお話をさせていただいているところであります。

7番（佐藤八郎君） 事故当初、最初のうちの1年何ヵ月かわかりませんけれども、かなり請求したものがほとんど認められて賠償していただいた。ところが、いつからかそれは包括した賠償の中に含まれているという東電当局のことが多くなってきた。これは何か東電の支払う方針に変更があったというふうに見るのは。安く早く上げようという東電政府の手法なのか。どういうふうに捉えればいいのか伺う。

村長（菅野典雄君） 例えば、避難によって車のスノータイヤを入れたというのでいただいたという方がいるわけですが、そのときに取りかえないできた方が後になってその話を聞いてそういう話ではないかという話になりますても、どこでどういうふうになっているかわかりませんけれども、ある一定の期間の中でそれを認めているということのようであります。したがって、多分家に戻るときに旅費だという話もいつまでも1回戻った、2回戻ったという話ではなく、段々それは全体の中に入っているというような話になっていくことがあります。我々からすれば全く満足できるものでは全くありませんけれども、そういう流れで来ているものですから、その都度言いはしていますけれども、どこでそういうのが変わっていくのか、あるいは変更があるのかというのになかなかこちらでつかみ切れないものですから、何とも仕方がない。ただ、できるだけ変わった情報はお伝えはしていかなければならぬとこのように思っているところであります。

7番（佐藤八郎君） 今村長が車のタイヤの話を出していたんですけども、タイヤ、スノータイヤなり取りかえた場合出すということになって、それは1年以内とか今冬だけだとかというそういう文書は私見たことないんです。その年しなくて次の年やつたら請求したらもうそれはもらえない話だというふうになっていくんです。だから加害者が被害者に対して示しもしない文書を、勝手に期限を切って支払わなくしていくという、この加害者優先のこのやり方に対して被害者の長たる村長は今のような答弁でいいのかどうかも一度伺う。

村長（菅野典雄君） ですから、全くそういう文書を見ていないという話、我々も見ていませんから、当然その怒りはぶつけていますが、残念ながらそれで1人誰でも1回タイヤ交換しますという話にはもらえないということであります。

7番（佐藤八郎君） 被害者の代表であるということをもっと自覚されて、被害者がどんな本来賠償としてももらえるものをもらえないでいるのか、そういうものをきちんとつかんで支援をする要求をし次の点に移ります。

内部被ばく検査なり村民の検査いろいろやられておりますけれども、検診されていますけれども、この検査の判定といいますかどういう傾向にあるのか。特に子供への対応ですが、村内外全てにおいてどのようにされ、判定としてはどういうものになっているのか伺う。

健康福祉課長（藤井一彦君） まず、内部被ばく検査につきましては、ご存知のとおり今まで村のほうでやった検査については皆さん1ミリシーベルト未満ということでございます。これはホールボディカウンターで出された結果ということで、結果についてはそれぞれご通知を差し上げているところでございます。そのほか、甲状腺検査についてもそれぞれ結果をご本人様にご通知をさせていただいているというところでございます。これも判定につきましては県がやっている甲状腺検査の考え方に基づきまして、専門の先生にご判断をいただいて判定をしていただいているということでございます。

そのほか、一般の検診については今までどおり、検診の、ここから先へ行くと黄色信号、ここからだとちょっと危ないというそういうそれぞれの検査の値が示されておりますので、それに基づきまして検査の結果をお返しをしているところでございます。

それから子供さんへの対応でございますけれども、子供さんについて、まず放射線については先ほどお話をさせていただきましたけれども、甲状腺の検査を村独自でやらせていただいております。それから内部被ばくの検査につきましてもこの12月から1歳以上の方をできるということで、おむつをはいている方でも椅子のようなものを用意をいたしまして、それに座つていただいて検査を受けていただくという形にしております。県外に避難されている方につきましては、それぞれ県外でもそういった検査機関が県国のほうで用意をされておりまして、そちらのほうは県のほうから通知が行って、その方たちがそこで検査を受けられるようになることになっていることと、それから、村からはそういう方たちには年に1回通知を出しておりまして、里帰りの際は村のほうであづま脳神経外科さんのほうでぜひ検査を受けてくださいということでご案内をしているところでございます。以上です。

7番（佐藤八郎君） 特に子供についてですけれども、村の用意した学校や幼稚園などいろいろに上げている方と、そうでない方において他の制度のように金額で差をつけたりというようなことはないというきちんとした検査検診を100パーセント実施されているという案内もし、実際受けられているということになっているという答弁でしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 検査料につきましては皆さん自己負担がなくやれるように県内・県外含めましてそういう対応をさせていただいておるところでございます。以上です。

それから、知の積み立て事業の件でございますけれども、これにつきましてはそれぞれ検査を受けていただいて、これは卒業とか卒園時に図書カードをお贈りするということをさせていただいておりますが、少しでも村の幼稚園や学校へ通っていただきたいというそんな思いから差をつけているところでございます。以上です。

7番（佐藤八郎君） 質問外の答弁もいただきましたけれども、子供はそうすると村内の運営する施設以外に出した方も県外も含めて、全ての方が検診やら甲状腺検査も含め100パーセント実施されているということですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 検査自体は受けられる環境をなるべく整えてきているということでございますけれども、全員が当然検査を受けているということではございません。以上です。

7番（佐藤八郎君） そうすると県外に行った方も受けられるような案内なりそういうことはしていますけれども、100パーセント受けているかどうかはつかんでいないということですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） これは県外の方で村で実施しておりますあづま脳神経外科で受験された方についてはわかっておりますけれども、県外に行かれて県が行う、もしくは国が行う検査の方々についてはデータがまだうちのほうにいただけておりませんので、うちのほうでは検査を受けているかどうかはわからないという状況でございます。

7番（佐藤八郎君） 村長。わからない県外の子供に対しては村内と同じく対応していないのではないかですか。

村長（菅野典雄君） かなりあちこちに転校したりしている方がいるわけであります。そういう中で、1年目は何しろできるだけ受けるようにという話だったんですが、それではとても子供たちの健康は守れないということで、村の学校に関しては全て授業の中で受けただくという形になりましたが、その他の避難先に行っている方に関しては、できるだけ休みなどでも帰ってきて飯館村のホールボディカウンターで受けなければという形の案内は出しております。さらに、どうしてもそれができない場合には、その近所のところに行っていただいて、受けていただきたいという話をしているところであります。それは多分ちょっとあれですが、代金は後でこちらからお支払いをするという形で全員無料でできるという形になっていると思いますから、そういう意味からすると、その数とその他の数ということで調べれば当然できるというふうに思っているんですが、その辺、最終的にとっていないということなのかどうかちょっとあと担当からお話をいただきますが、案内は全て出させていただいて、少なくともホールボディカウンター、甲状腺はしっかりと受けただくようにという案内を出させていただいているところであります。

7番（佐藤八郎君） 村長の村長選の討議資料ですけれども、村民一人一人に寄り添ってということは県外だろうが村外だろうが同じ村民に一人一人に寄り添ってという言葉でしょう。そういう意味からすると、案内した後受けたかどうか結果どうなのかという心配するのが当たり前ではないか。そして早く状況つかんでもし万が一治療が必要なり何なりになればそういう支援も幾ら県外に行っていようがするというのが当たり前ではないですか。そうではないのですか。

村長（菅野典雄君） ですから、何度も話していますし、その都度対応はさせていただいているんですが、なかなかほかに行った方はそれぞれの事情があつたり、あるいは人によっては余り行ったところが知られたくないとかいろいろな方たちがいますので、どこまでその方に寄り添うかというのは、なお今お話をいただきましたので、当然再度話はしますが、全ての人がプライバシーまで入ってきていただきたくないという方もいるところも我々は頭の中に入れて対応しなければならないというふうに思っています。それはそれとして、皆さん村の子供でありますから、しっかりと健康管理はしてもらうための対応はこれから

もしていきたいというふうに思っております。

7番（佐藤八郎君） 公約として挙げた限りはそれを守るのは当たり前なので、そのことについてみれば、わからないでいるという2年何ヵ月の間に何回か子供の検査なり甲状腺検査なりあったわけですから、確かに村長言うように住所とか個人保護法的にそこまで知らせていらない村民には無理でしょうけれども、それ以外の方々はつかめるわけですから、きちんとその辺は検討いただけるような文書も添えてきちんと対応するべきだというふうに思います。

次に入りますけれども、憲法上私たちが奪われた権利というのは、私が憲法をずっと何回か読んでいますけれども、最近もう1回読み直してみると、特に第3章の国民の権利について第11条から12条、13条、14条、15条という16条ずっとありますけれども、そういう中身がほとんど奪われた形になっているわけです。そういう部分からしてきちんとした人間として暮らす国民として暮らす生活を一刻も早く取り戻すためには、この奪われた権利を復旧させることだというふうに思うんですけども、もう一度その辺について伺う。

村長（菅野典雄君） 全くそのとおりであります。みんなで飯館村で平和にこつこつと努力をした頑張ってきたわけでありますけれども、それが根こそぎこうして足が払われたわけでありますから、そういう意味で我々の人権というものが根こそぎ払われているということになればそれをきちんと復興してもらう。こういうのが当然の権利であります。ただ、残念ながら放射性物質はそう簡単に払いのけられるものでもないし、また長期ということではありますから、そのところをどういうふうに国に自覚を持って対応させていくかということに毎日のように震災に遭ってからずっと対応を求めてきたわけでありますので、努力が足りなかっただけではないと私は思っています。全体の中でなかなかできないというところもあるのかもしれませんけれども、少なくとも我々は人権が崩されたわけでありますから、その気持ちは常に持っていますし、先ほど被害者の長として自覚が足りないのでないかというお話もあったようありますけれども、人それぞれ見方は私に対してあるかもしれませんけれども、少なくとも6,000人の人たちの全てに責任を持って国なり東京電力に対応はさせていただいているということであります。

7番（佐藤八郎君） 特に憲法21条の集会結社及び言論、出版、表現の自由から23条の学問の自由からいろいろありますけれども、26条の教育を受ける権利なり27条の勤労の権利まで全て奪われたんです。自分で選ぶものについて選ぶことでの選択は奪われて、特に憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、自分らで一戸建てを建て周りに農地を抱え自然豊かな風景や環境を整えて暮らしてきたものが全て奪われて仮設住宅なりアパート暮らしということになっているわけであります。そういう意味ではこの今仮設やアパートの人たちにいろいろ聞きますともう限界だ、もうたくさんだと放射能幾らあっても村に帰りたいという、この現状が大変だから村に帰りたいんです。安心安全だから村に帰りたいのではないです。その狭間に追い込んでいるんです。一戸建ての災害公営住宅を建てないことが。もとのような暮らしをさせないことがそこに追い込んでいるんです。そういう意味でこの家族や集落で暮らせる一戸建ての災害公営住宅を緊急に建設させるべきなんです。そして待つべきなんです。放射線量が1ミリシーベルト以下になるのを。そういう

う生活をさせることができが今求められているんです。そのことはどうですか。

村長（菅野典雄君） ですから、まさに村営での村外拠点にしろ、それから県営の住宅にしろ、少なくとも震災の中ではかなり早く手を打たせていただいて、もう福島のほうはある程度進んでいるとこういうことあります。したがって、これからもそういう対応は皆さん方に提供していくことが大切だとこのように思っていますので、さらに進まないところもございますので、対応に全力を傾けていきたいというふうに思っています。

7番（佐藤八郎君） この質問を何回かしていますけれども、すぐ飯野の復興住宅などというわずか23戸建てたことが、私が先ほど申し上げました不満や不安に応えているかのような答弁をしますけれども、わずか23戸なんです。そして今村長の答弁にある生活拠点形成事業計画を国に対して徹底する。これいつどのような形でこの災害公営住宅建設が始まるとですか。村が言う何割にしか満たない140戸のことしか出されていないのが現状なんですね。これだけでは、村民の要求の一戸建てにある程度知り合いを近くにいてという、コミュニティーある暮らしをしたいというものに応えるものだというふうには言えないんですがどのように考えていますか。

村長（菅野典雄君） 飯野の23戸で事が足りるとは誰だって思っているわけではありません。それから県営のほうも福島市はもう場所が2カ所、3カ所決まって、今工事の段取りをしているはずです、県が。ただ、少なくともその県営住宅にも飯野の住宅にも入りたいという人がいるでしょうけれども、そこではだめだという方も人それぞれの思いを大切にすればあるわけですから、そうすると今のような形だけではなく、今のアパートがいいのかそれは一軒家がいいのか、そこの辺のある程度の住宅費の支援というものは絶対に必要になってくる。そう思ってスタートから飯館村はそういう我々の大変なところに寄り添う施策としては、今から早くある程度の年限を住宅費の補助はしますからというのを出さないと、我々ますます今佐藤議員おっしゃったような形になりますという話を言ってきているわけであります。しかし、言ったからといって、要望したからといってそう簡単にそうですかという話にはならないということはもうお分かりだろうと思います。

ただ、だからといって手をこまねいているわけではありません。その都度何十回言ったかもわかりませんけれども、それなりにお話をして少しずつは変わってきているというのは近間の新聞でもおわかりいただけるだろうというふうに思っております。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 川俣に小学校を建てるに当たって動いたように、本気になって動いたら村独自にでも一戸建て集落地形成された土地や建てることも可能ではないですか。学校を建てるほどの工場跡地工場あるうちから工場跡地かいあってあれまでにやった経過からして住宅10戸、20戸、30戸まとめて建てるなどということはできることではないですか。そういうやる努力をどれだけしたのでしょうか。

村長（菅野典雄君） おわかりいただいているのだろうとは思いますけれども、それを全て村の金ができるわけではありません。当然、国の責任でやってもらわなければならないわけでありますから、そことの対応がまずあるということと、もう一つ、一人一人がそれぞれの思いがあるということありますから、分譲という話も我々も真剣に考えました。村外

で住みたいという方もいるわけでありますけれども、そこである土地を買ってどうぞという話、これからもないわけではありませんけれども、そこは住みたくないという方だっているわけでありますから、できるだけ一人一人に寄り添うということになれば、多様な選択肢を我々はできるということです。やっていかなければならぬということではありますが、それも全て自分が努力すればできるという話ではないほど、非常に難しい中のこの原発事故の対応を我々は、そして議会の皆さん方も一緒になってやっているということをおわかりいただけるのではないかという気がします。

7番(佐藤八郎君) まずどれだけ村民の現在の生活をつかんでいるかわかりませんけれども、通つて介護するにも、かと言って面倒見るにももう限界の限界まで来て、健康福祉課の病気や予防いろいろ努力されてももう病気とならざるを得ない状況が毎日続いているわけであります。そのことからしてもとに戻る集落で戸建ての隣近所とお茶飲み歩くような心許されるようなそういう生活を早くすることが全てのことについてやがて来る復興に向けて大事な事業だというふうに思ふんですけれども。

村長(菅野典雄君) 全くそのとおりであります。ですから、できるだけ早く5ミリシーベルトの除染をしっかりとやってもらって、戻して戻れる方は戻つてもらって、隣近所お茶が飲めるような形をしていかなければならないということです。それを1ミリまでだ、村外にきちんとした住宅をという話になりますと、そこには何か違う話になってくるのではないかという気はしますが、もう一度我々住民のことを思ってやっているということをご理解いただければというふうに思います。

7番(佐藤八郎君) 私は村に戻つて一戸建て集落を言つているのではありません。1ミリシーベルト以下という安心安全な完全除染ができないうちの驚きの放射能をこれからも浴び続けるということになろうかと思っておりますので、村外においてきちんとそういう安心安全な環境を整えるまで、人として人間として国の憲法下に置かれた生活ができるようになるためにはどうしても集落のコミュニティーが必要だということを申し上げているのであります。

次の質問に入りますけれども、現在の除染技術では到底なかなか難しいという答弁がありましたけれども、そうすると5ミリ以下の地区の除染は今現在5ミリ以下だと言われている地区的除染はどう進めるのか。さらには5ミリ一次除染行われた後の、国との約束は追加除染になろうかと思いますけれども、どこまで約束が整つた上で日本記者クラブでの記者会見となつたのか伺うものです。

村長(菅野典雄君) 記者会見の話は全く別でありますけれども、少なくとも1ミリシーベルトにしますと、これは飯館村の今の現状ではかなり長期の避難生活というふうにこれから先なります。ですから、できるだけ今佐藤議員が何回も言いますようにもう限界だと。早くもとに戻りたいという話もいっぱいあるわけですから、そこをどういうふうにするか。ただ、一方でそれではとても帰れないという方もいるわけですから、そこにも国の施策と村の思いを、どうそれに乗せるかというところに意を配つていかなければならぬということではないかというふうに思つています。

したがつて、なかなか難しい判断、難しい問題ではありますけれども、皆さんと一緒に

なって話し合いをして、できるだけ皆さん方にそれぞれ100点の答えは出せませんけれども、よりいいことをやっていかないと、長くなれば長くなるほどいろいろな大変な現象が起きてくるということありますので、除染はできるだけしっかりとやらせて、その後もホットスポットやいろいろなものが出てくるはずですから、それに対する対応もしっかりとやってもらうようにということで、あるいは森林の除染もぜひ里山ぐらいはやってもらわないとどうしようもないということはもう口を酸っぱく言っているところであります。どれだけ、どういうふうになるかわかりませんけれども、少なくとも村民のことを考えて先々の手は打たせていただいていますけれども、相手は国であり東電でありますからそうですかという簡単な答えはなかなかもらえない。もらえないからといってあきらめではないらませんので、これからもしっかりと続けていきたいとこのように思っています。

議長（大谷友孝君） 佐藤八郎君、残り時間3分です。

7番（佐藤八郎君） 1ミリシーベルトを求めていくと長期になってしまします。だから、今の生活で限界にきているのに余計大変だ。だから、私が裏を返して、長期になるんだから安心して暮らせるものを村外にきちんとつくって待つべきではないかという提案をしているし、早くするには5ミリシーベルトだということにいけば、5ミリシーベルトで寝泊まりして暮らせる村なんだということになって、今東京やいろいろな方部、インターネット上で長泥帰還困難区域で稻刈ってにこにこしていられるのだったら、もう解除してみんな帰ったらしいだろうという風評被害的なものまで含めて騒がれております。いい笑いものになっています。そういうことも踏まえながらさらされながら村民はひっそりと飯館村という言葉を言わないで暮らしているんです。そういう意味からして私は長期になるからきちんとした憲法に保障された生活を復旧させながら待つべきではないか。今森林も里山は特にと言いますけれども、里山は村の75パーセントの森林からすれば何ヘクタールあるんでしょうか。そして、その何ヘクタール解決されればそれは安心して住環境整った村だという、帰る思いになるんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 長期になるので村外コミュニティーを村全体としてつくれというご意見、私はそれは1つの案かもしれませんけれども、そうなった場合にまた冗談ではないという意見もいっぱい出てくるということありますし、ほかのそういう町外コミュニティーなり何なりのところがどれだけ今進んでいるかというと、全く進んでいないということあります。そうすると、おっしゃる安心安全に村民が住めるところがそんなに簡単にできるというふうには思えるでしょうか。私は思えないと思いますから、現実的な中で、少しでも村民のいい方法を選んでいく。そして1人1人に選んでいただく。選んでいただくためには少しでもいい条件を国からかち取るという話ではないかとこのように思っているところであります。

議長（大谷友孝君） 8番 佐藤長平君。

8番（佐藤長平君） 12月の定例議会に当たりまして9月の村議選をかち取って引き続き私にとって連続休まずきょうは98回目の一般質問であります。

さて、全村避難からもう3度目の冬を迎えるとしています。村議選の中でも多くの村民と話をする機会を得ました。間もなく3年を迎えるとしている避難された村民にも疲

労が重なってきたと感じた次第であります。一方で、避難直後のいら立ちのようなものは消えたようですが、依然として将来を不安視する村民1人1人の話を聞きながら飯館村の再生について考えさせられたところであります。村に戻る人も戻らない人もしばらくは戻らない人もその判断には間違いはありません。ただ、心配なのは悲観的な判断に立っている人が多いことであります。原発被災の状況からして当たり前なのかもしれません。しかしながら、世の中を悲観的に見ていくと希望を感じ取ることができないというのも確かであります。悪い夢ばかり見ると嘆いている88歳の私の母の毎日の口ぐせであります。悪い夢ばかり見る。私はしようがないから息子として、ばあちゃん、あの村に戻るまでは絶対死ねない。死んではだめだと自分に言い聞かせてきょうを精いっぱい生きる。それがばあちゃんの今の生き方なんだと私は聞かせています。年老いた方々は村に早く帰りたい。当たり前のことが当たり前にできない苦しみを1日も早く解決させることができない課題であり、今我々が政治に求められている課題だと私は思います。さらに言いたいことは、これだけの災難に遭わせられた我々が原発発災前の生活水準、経済の水準、環境の水準で足りるわけはないであります。私たちが目指す帰還する新しい飯館村は村民の生活がきっと支援され、経済活動が支援され、村民の新しい雇用が生み出される魅力的な村に再生させなければならぬのであります。そういう意味ではこれから波瀾万丈の村の政治、夢を見るのもまんざらではないと思うのは私だけでしょうか。

質問に入ります。森林の除染であります。どこへいってしまったのでありますか。住環境の除染、田畠の除染、田畠の賠償、森林の賠償、政府発表がありました。しかしながら、森林の除染は見当たらず、国有林の除染はしないとかの話も聞かれています。里山の除染なくして飯館村の線量の低減化は図れない。除染の成果をかち取ることができないと思うのだが、国に対して強く働きかける必要があるのではないか。意見を伺いたい。

あわせて、原発ゼロに向けたエネルギー代替案として森林資源を活用したバイオマス発電が極めて有効であることは遠くは短期間のうちに林業王国となったオーストリア、国内においては岡山県真庭市の建材会社の銘建工業の取り組みなど明確であります。奇しくも戦後の植林と育林から60数年が過ぎました。今木材価格の低迷によって森林は荒れ放題であります。山そのものが緑の飽和状態を迎えてます。ここに至って今こそ、森林の除染とあわせて川上川下でいう川上の森林の伐採搬出、川下のチップ化とバイオマス発電で除染をしていくシステム、これで大きな雇用を確保することができます。このような事業体系を北部阿武隈山系を中心とした飯館村で立地できないものなのか、所見を伺いたい。

質問の第2は、仮置き場についてであります。仮々置き場の設置が各行政区で既に進められています。しかしながら、数年後の問題を含んでおりますので、速やかに国有林地への仮置き場建設を強く求める必要があると思いますが、所見を伺いたい。

質問の第3は、帰還に当たっての道路等インフラの整備について伺います。今まで膨大な建設工事価格を要した村道佐須大倉線、福島県に代行してもらって建設整備をしてまいりました。橋梁でき上がりもう少しのところでこのような状況になったわけでありますが、ここで帰還に当たって整備を早急にしなければならないのではないか。見通しについて伺うものであります。

同様に、村道の佐須豊栄線、国有林地について営林署との協議等々のことでしたが、整備見通しを伺います。村道大火比曾線についても同様に伺うものであります。同じく村道でしたが、県単独で林道整備事業着工していた宮内前乗線、岩部線、農道の秋葉線でしょうか。それぞれの進捗と今後の整備計画をこの際伺っておくものであります。

質問の第4は、帰還に当たっての商業インフラについて伺います。村民の皆さんのが帰還するに当たって心配なのは野菜が作れるのか、医者はどうするのか、そして買い物はどうするのか、言っております。スーパー、コンビニ、商店、行商についてどのような整備計画を持っているのか。この際、伺います。

質問の第5は、最後に高等教育について伺います。相農飯館校を村の学校として我々一生懸命支えてまいりました。この飯館校の将来について伺うもので、現在運営されているサテライト校では飯館校の体はなしていないといつても過言ではありません。よって、あえてこの際議論をするものであります。ましてや、村に村民が半分しか戻らない。しかも、若い村民は戻らない。このことを受け入れなければならないのでしょうか、高等教育の存在性について思いを語ってみたいであります。

先ほど質問しましたバイオマス発電、かの国のオーストリア、この国はドイツの影響も受けているのでしょうか。森林の管理についてこのような法律になっているそうです。500ヘクタール以上の森林所有者には専門の森林官、フォレスターというのだそうですが、これを、専門官を置くことを法律で義務づけているのだそうであります。500ヘクタール以下の所有者については森林マイスター、これに管理をさせなければならないという法律をつくっています。いずれも森林を管理する、伐採を管理する、木を切り過ぎないように管理する1つの職業であります。このような制度があるために、逆にこのバイオマス発電、あるいは林業王国となって今は輸出産業を中心とした林業国になった国でありまして、私は学ぶ必要が十分あるのではないかというふうに思っています。

もし、この飯館校が飯館村でもう一回再開する場合は多分私は飯館校ではないと思うんです。このような専門特化したところの職業教育の場が必要なのではないかというふうに思っています。そういう学校をつくらないと飯館校としては存在して、あるいは悪いがこれらを支援していくという形もとれないと思うであります。このようにある職業に特化したところの高等教育の実践校をつくれないものなのか。マイスター実践校の誘致について教育委員会の長にその所見を伺うものであります。

以上、5点について質問をいたします。

村長（菅野典雄君） 8番 佐藤長平議員の質問にお答えをさせていただきます。

森林除染と森林資源の活用についてでお答えさせていただきます。避難区域に指定されている本村の除染につきましては、国が直轄で除染する区域とされておりまして、これまで宅地及び周辺を含む住空間と農地について剥ぎ取りによる除染が進められているところであります。しかしながら、議員のご指摘のように森林の除染につきましては林縁部から20メートルの範囲の腐葉土を剥ぎ出すという手法で実施されるのみで、それ以外の大部分の森林については除染方針がまだ示されておりません。

ご承知のように、初め森林に降った放射能セシウムは枝葉や、あるいは樹皮に付着して

いましたが、現在では樹木から腐葉土層を初めとする地面に移行し、とどまっているというのが考えているところであります。このために、宅地周りを除染しても再度汚染されるのではないかといった不安や、水と一緒に徐々に入り込むのではといった心配から森林の除染を行わなければ村に戻れないと考える村民も多く、国の対応について注目をしているところであります。村としては、こうした住民の声もありますし、当然村の大切な資源である森林を守るためにも森林の除染、とりわけ里山周辺について国に強く働きかけてきましたし、これからも働きかけてまいりたいというふうに考えているところであります。

次にバイオマス発電でございますが、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、国では原発にかわるエネルギーとして再生可能エネルギー施設の普及を目的に、太陽光や風力、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーを固定価格で買い取る制度を進めてきたところであります。この制度により、全国各地で再生可能エネルギー施設の建設が進められようとしていることはご承知のことと思います。村では再生可能エネルギーのうち、村の面積の7割を占める森林資源の活用と山の除染を進める目的として木質バイオマス施設の導入について、事業化可能性調査を実施しているところでございます。この調査では、国から復興交付金を受けまして村の森林の汚染状況や森林施業計画搬出を踏まえた道路網などについて、森林資源を有効に活用するためにG I Sを活用したマップ化により木質バイオマス施設の運営に必要な資源を分析するとともに、施設の実現性に踏まえた検討を進めているところであります。

村では、当初森林の伐採が直接除染につながるものと考えておりましたが、原発事故から2年8ヶ月が経過する中で、前に述べましたように、多くの放射性物質が樹木から土壤に移行し、伐採しても土壤を除去しなければ山の除染にはつながらないこともある程度分かつてまいりました。したがいまして、現在では山の除染と森林資源の活用は別立てで考える必要があるのではと思っているところであります。木質バイオマス発電施設の採算規模は、一般に出力毎時4,000キロワットから5,000キロワットが必要と言われており、半径30キロメートル余りの伐採面積が必要とされております。この施設の維持のためには必ず炉を燃やし続ける必要があり、1日当たり200トンの木材が必要ですので、売電のみで採算を考える場合は、本村だけでなく近隣自治体の協力や安定的に木材を調達できる仕組みが必要であります。

一方、村の森林は最大限に見積もっても1日当たり30トンが供給限界と見込まれ、電力換算で出力毎時500キロワット程度ですので、売電に加え公共施設等への熱利用と組み合わせるなど、村の身の丈にあった施設整備を図れないか検討をしているところであります。なお、汚染木を償却するに当たっては放射能の飛散など、住民の不安もありますのでその辺、慎重に対応してまいりたいということで現在調査をさせていただいているところであります。

以上、この森林についてお答えをさせていただきましたが、あの論点についてはそれぞれ担当のほうからお答えをさせていただく予定でございます。以上でございます。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 噫飯のため、休憩いたします。再開は午後1時10分からといたします。

(午前 11時57分)

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 1時09分)

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは質問の2、国有林活用での仮置き場の設置についてお答えいたします。

村は仮置き場の設置に当たり平成23年に議会と連携していち早く国有林を活用した仮置き場を国に提案し、小宮地内の国有林内に確保をし造成を進めてきたところでございます。しかしながら、造成工事での急傾斜の切り盛り対応や、伐採木、表土剥ぎ取りの廃棄物の保管場所に広い用地が必要となり、計画した面積が得られないという課題がわかつてきたところでございます。仮置き場の選定が進まない中、除染を早急に進めるため仮置き場ができるまでの一時保管場所として各行政区に仮々置き場を求めてきましたが、おおむねの行政区では造成しやすく平坦な場所として宅地近隣の水田が選定されております。

宅地近隣の水田を活用した仮々置き場での長期間の保管は、今後の村民の帰村や農地再生に向けて大きな問題になると考えておりますので、今後も緩斜面の国有林や各行政区の山合いにある共有地などを国と連携しながら選定し、仮々置き場から仮置き場への移動を早期にできるよう取り組んでまいります。

次に、ご質問の3の帰還に当たっての道路等のインフラ整備についてお答えいたします。帰村に向けましては、村内の道路整備が必要であると考えております。飯館までいな復興計画での道路整備計画については、今後整備計画を計上する予定ですが、平成22年度の過疎計画に計上しております村道大火比曾線、豊栄佐須線、深谷飯樋線、芦原関沢線などの6路線、林道岡部前乗線、岩部線の2路線、農道野手上線などの2路線などの10路線について早期に整備ができるよう、検討をしてまいります。また、仮置き場や仮々置き場、減容化施設への搬入や搬出における重要路線についても道路整備計画を検討しながら帰還に際して村民が安全に通行できるような道路整備計画を図ってまいりたいと考えております。

財源等につきましては、現在のところ明確化されておりませんが、国県補助及び過疎債等などを充当しながら取り組んでまいりたいと考えております。なお、村道佐須大倉線については現在県の代行事業により道路改良工事を進められており、改良工事が終わり次第、今年度中に村において舗装工事を行うこととし、全線完了を計画をしております。また、村道芦原関沢線については県道原町川俣線の芦原工区の道路改良工事とあわせて県道取り付け工事として改良を進めよう、県と協議をしているところであります。そのほかの国道や県道についても、今後引き続き整備促進を要望してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

生活支援対策課長（細川 亨君） 4番、帰還に当たって生活とインフラの整備についてということに対して答弁したいと思います。

スーパーなどの商業インフラの整備については、住民の早期帰還を目指す自治体にとつ

てまちづくりの観点から大きな課題だと思っております。村では、現在商工会と事業再開や商業施設等について意見交換を行ったり、要望などをお聞きしている状況です。このような中、国では今回原発で避難している住民の帰還支援の一環として、避難指示区域などで商業施設を整備する原発周辺の市町村に対し、整備費の一部を補助する方針を出しました。なお、補助の対象とする具体的な施設や予算額等については現在調整中のようですが、原子力被災12市町村が対象で、商業施設を整備する場合、費用の4分の3を国が助成し施設にはスーパーやレストラン等のほか、イベントを開催できるスペースを設け住民の憩いの場とすることも想定しているようです。村では、今後このような国県の補助事業の動向を十分に留意しながら、地元商工会と連携し商業施設の整備に活用できるよう検討しているところです。私からは以上でございます。

教育長（八巻義徳君） 私より、佐藤長平議員の県立相馬農業高等学校飯館校のご質問にお答えいたします。大変興味深くお話を聞きしております。現在、相農飯館校では51名が学んでおります。うち、ことし4月の入学者が14名あります。そのうち、村出身者は5名にとどまっております。村でも今後の動向に大きな関心を払っているところであります。

マイスター制度はドイツの産業発展に貢献したとされる資格制度でありまして、ご質問の趣旨は飯館校でも地域産業や地場産業の振興に連関する専門知識や技能の習得を目指すご提案と理解しております。私ども教育委員会といたしましても相農飯館校の新しい発展の可能性に向けて動向及び県教育委員会、村内関係者の皆様と一緒にになって知恵を出し合ってまいりたいと考えております。貴重なご提案、ありがとうございました。以上でございます。

8番（佐藤長平君） バイオマス発電について、再度お尋ねをするものであります。

答弁によりますと、身の丈に合った時間500キロワットあたりの整備でいいのではないかという答弁であります。私はバイオマス発電所が県内の一定程度の方部別にできないと困るのではないかというふうに考えている一人であります。残念ながらも県南のほうで頓挫をしたようありますけれども、県南、県中、会津にありますので県北、阿武隈山系の中で広域的な対応でこのバイオマス発電所が必要なのではないかというふうに私は考えている一人です。このバイオマス発電所をつくることによって、チップ工場、あるいは里山の整備、それから除染の方法などいろいろな面でトータル的に川上と川下の施設でありますので、ぜひ広域的な対応で阿武隈山系の北部にこのバイオマス発電所が必要なのではないかというふうに考えているんですが、そのような考えがあるのかどうか尋ねておきます。

村長（菅野典雄君） まず1つは、飯館村の山林は放射能に汚されていますので、それをまず今のところ燃やしてはいけないということになっていますので、そこをクリアしなければならないというふうに思っています。全てなのか、まだまだ低いところは燃やせるところなのか、その辺を調べないといけないということをまず1つあって、そうしますと広域というふうに考えますとかなり森林の線量の濃度が違うというところでのクリアをしなければならないということがあるのかというふうに思っています。

それからもう1つ、当然山は永遠でありますけれども、大きな施設ですし日量物すごいトン数を運ぶわけですから、これは仮設焼却炉は3年ないし5年で全て壊すという

ことになっていますが、多分これは永遠に続けなければならないというかある程度何十年というところでいかなければならない。それが今の飯舘村の中で村の活性化になるのか、それとも大変な状況になるのか。なかなかその辺、それぞれ一長一短がありますので、もう少し調べさせていただいた中で皆さん方ともご相談しながら、今のところ村としては身の丈に合った形で熱利用などのほうがいいのではないかというふうには思っていますが、その辺はこれからもうちょっと調査をさせていただいてというふうに考えているところであります。

8番（佐藤長平君） 問題は放射性セシウムなんですけれども、私はこういうふうに見ているんです。今度の蕨平にできる減容化焼却施設、これがこの中でどのようにセシウムを処理していくのか。これがきちんと処理されるという実績ができてくれば、おのずとその次の段階としてこのバイオマス発電も1つのセシウムを乗り越える施設ができるというふうに見ているんです。ですから、蕨平の焼却施設の動向等を見ながらこの木質バイオマス発電に一定程度村も力を入れていく必要があるのではないかというふうに思っているんです。

なぜかというと、これは1つの雇用なんです。村にあるだけのもので考えていたのでは、到底雇用にはなりません。飯舘だけが線量が高いわけでもないし、阿武隈北部一帯がまだまだ時間的にもパワー、1マイクロシーベルト以上のところ大分山林であるので、そういうところを考えますと飯舘村を中心とした地域の除染物と言いますか、木材を利用すればいいのかというふうに考えているところです。特に、木材については皮をむけば大丈夫だというデータが出ておりまして、前の東芝さんだったか、皮をむけば大丈夫で中はコンパネ材に売りたいとかという話なんですけれども、私はこういう時代だからこそ再生可能なエネルギーのほうに変えてしまったほうがいいのではないかというふうに考えている1人であります。どうか、蕨平を見守りながらこの広域的なバイオマス発電というものをこれからも考えていく必要が、私は十分にあるんだろうというふうに思っておりますので、再度答弁をいただきたい。

村長（菅野典雄君） 全くこれから検討でございますが、今調査、国の予算で調査をさせていただいている。ただ、県南で問題が起きたように、頓挫したしたように、慎重にしなければならないというふうに思っています。特に、会津など私は見ていませんのでいずれ見せていただきたいというふうに思っていますが、今かなり皮の残さいで処理に困っているというような状況もあるようありますから、その辺をどういうふうにしながらやっていくか。その場合にどの程度の規模でどういう活用をすればいいのかというところをいろいろなところからメリット・デメリットあるだろうと思いますので、検討させていただいてまたご相談させていただければとこのように思っているところであります。

8番（佐藤長平君） 仮置き場について伺っておきます。環境省はどう答えるというんですか、国有林に仮々置き場から仮置き場をつくって中間貯蔵施設につなぐ間の施設にすべきだというふうに議会と執行部で決まったわけなんですが、環境省との交渉の中ではどのようにになっているのかお答えいただきたい。

復興対策課長（中川喜昭君） 仮置き場の部分については、大変議会のほうからもご提案をい

ただいて、環境省のほうと協議をしているまだ最中でございます。それで、当初小宮の国有林活用した際の仮置き場の中の経過の中で、多分面積的には図面上見た中では30ヘクタール程度はとれるという思いでやったところでございますが、急傾斜があつたりということ、あとはそこらでできる廃棄物、あとはもう一方で倉庫を造成するに時間がかかるということで、今現在の1工区、2工区という部分で議会の中でも説明しながら2工区までという話をしてきたところでございます。これは、造成に時間がかかるというのは早急に除染はしなければならないという部分で、廃棄物の置く場所が時間がかかったのではなかなか除染が進まないという理由からそのような形になってきたところでございます。そういう中で、今行政区、本当に一時保管ということで仮々置き場をお世話になっているところでございますが、ただ、今現在の情勢を見ますと、仮々置き場である程度除染が進められるという状況でもありますので、再度違った角度からということで、今度1年、2年の造成期間がかかってもいいから国有林の活用を考えてほしいという話もしております。

ただ、なかなか飯舘村内の国有林を見ますと、急傾斜があつたりあとは全て木が造林されているという状況で、それらを踏まえた中である程度の面積が、緩やかな傾斜の中である程度の面積がとれるということになりますと、今まで八木沢の国有林なども提案を受けた場所も見てきておりますが、なかなか適地がないという状況でございます。ただ、あきらめているわけではございませんで、もう少し国有林のほうを探すように国とは続けて探し求めていくというような話で進めているところでございます。以上であります。

8番（佐藤長平君） 次の道路に移ります。財源の問題で、先月26日、2013年度の補正予算に500億円ほど盛り込んで、福島再生加速化交付金を創設する方針を固めた。内容については帰還する住民の健康管理、道路整備、災害復興公営住宅建設等々で各自治体に配分する方針ということで、ある程度国の復興予算でこの当面課題とされる道路路線については被災後の早期整備ということで取り組む方針から、国の復興予算の中で財源にしていく方向が私は正しいのではないかというふうに思っているわけですが、過疎債とかではなく復興予算の中で組んでいただければというふうに思っているんですが、そういう感触はないんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 帰還再生加速事業につきまして、当初はそのようなハード事業まで入るというようなニュアンスで受けとめまして、村としましても道路関係とかそういうハード事業部分を担当している課としましてはそれらに計上させていただいて、復興庁との協議をいただいたところでありますが、残念ながらそういうハード事業は今回の企画、再生加速事業には該当しないという判断をいただきまして、今回、今おだしこだいでいる路線についての整備は難しいということで、財源的な部分のお答えをさせていただいたところでございます。

ただ、ソフト事業については該当するという部分もございまして、今年度におきましても復旧作業とかそういう部分、あと通行止めしている路線等の設計業務委託等の調査事業については今回のこの事業に上げているという状況でございます。以上であります。

8番（佐藤長平君） 来年度において、除染が全部でき上がるような工程表でありますけれども、工程表にあわせて各道路も除染完了後に全て着工できるような体制をとれないものな

のかどうか。もう一度尋ねます。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしのとおり、帰還に向けてインフラ整備というものの必要性は十二分に承知しているところでございます。そういう意味では、今年度に仮復旧が必要な場所、あとは通行止めになっている箇所等の調査事務もしているところでございます。そういう意味では、26年度においてもそのような調査事務も再生加速事業の中で取り入れるように、今課内で検討している状況でございます。先ほどの財源等の部分が今後の大きな問題になるかと思いますけれども、まずは復興再生に向けてのインフラ整備については帰村前にある程度の形がとれるような形で進めさせていただければというふうに考えているところでございます。

8番（佐藤長平君） 最後の高等教育についてであります。今後、飯舘の高等教育にどうするのか知恵を出してまいりたいという答弁でありますけれども、何かそういうところを議論する形などはないのかどうか伺っておきます。

教育長（八巻義徳君） ご質問にお答えします。本件については先日も当飯舘校を担当する学長、そして教頭と話し合ったところでございます。何分、1つにはこれから検討するに当たっての留意点というのはこの飯舘校は設置者が村ではなく福島県であるということ、ご承知のとおりでありますし、費用負担が福島県、それから教員の採用配置の人事権も県、それから学科編成の責任も福島県ということで、何分経営資源が人・物・金が県にあるということで、県との協議が必要だという認識を持っております。それから2つ目としてはいかに子供たちが通いたい高校にするか、それからいかに親たちが通わせたい高校にするか、それからいかに教員がその高校に来たいという高校にするか、それから私たち地域の人々が誇りに思える高校にするかというふうな検討が必要だということで認識は一致しているかと思います。

今後、こうしたところを私ども教育委員会だけではなくして、それから県の当該教頭、校長だけではなくして、検討の場を設けていかなければならぬというふうなことを感じた次第でございます。以上です。

8番（佐藤長平君） 1つは中高一貫校が県、あるいは国で出されてきたんですけれども、我々のほうから原発の被災民としての立場からこの飯舘村の高校、あるいは高等教育の施設についてはむしろ福島県ではなくても村立でもいいのではないか。そういうふうなところを原発被災地の村としてこういう実践校をつくることができないのかどうか。むしろ、私はそういうふうにいったほうがいいのではないかというふうに考えていますけれども、どうなんでしょうか。

教育長（八巻義徳君） ただいまのご質問に関しては、私ども来年の4月からこうした被災地における小学校、中学校どうするんだというふうな議論をずっと外部の有識者も入れて検討してきたところであります。また、今被災地の高等教育ということで、双葉地区で総合学校を中心とした中高連携の学校ということでメディアあたりに上がっているとおりでございます。そうしたことでの、私どももそうした環境を踏まえながら、今お話をありました視点からでも検討していく必要性はあろうかというふうに思っております。

議長（大谷友孝君） 9番 飯樋善二郎君。

9番（飯桶善二郎君） 平成25年度第9回飯館村議会定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

ことしも余すところわずかとなってしまいました。先の見通しが全く見えない中、厳しい師走を迎えてしました。避難生活も間もなく3年目を迎えようとしています。依然として全ての事故対応のおくれが目立ち、こうしたことからしても避難の長期化は避けられない状況となっております。村民の方々の先行きの不透明な当てのない不安な生活も我慢の限界に達してきているように思えてなりません。1日も早い先の見通しがついた生活設計を立てられるような施策が求められているのではないか。そのような中、東電の事故処理でも高度の汚染水の漏えいの問題が次々と起こり、廃炉作業は難航し、これもまたいつ収束するかも全く不透明で、長期にわたり不安を拭うことは難しいとされています。さらには、除染で出る汚染物質の中間所蔵施設の着工もどんどん先送りされ、施設が最終処分場になってしまふことなどの心配から、これまた簡単な話ではないようです。放射能に対する認識はそれぞれ違う考え方を持っていますから、一言で判断することはできませんし、今後の対応も線量の数値だけで簡単に結論づけることは極めて難しくなっているのではないか。このことからしましても、今回の事故対応は自然災害とは全く異なり、全て計画どおりにはいかず、除染や復旧復興が思うように進んでいないことが背景にあり、幾ら一生懸命対応したとしても全て責任を問われているわけで、あらゆる要望をしても全く変えようとしない国の対応のまづさが各自治体に悪影響を及ぼしているのではないかでしょうか。

私たちの村も同様に、全て先送りされ除染も復興も進んでいません。このままでいいはずがありませんし、それぞれの村民が先行きを見通せて希望の持てる現実的な実行可能なしっかりととした全ての計画とそれに伴う工程表を早い時期に示すことが求められているのではないかでしょうか。

そこで本題に入らせていただきますが、まず最初は、欠かすことのできない除染の課題について質問いたします。12月に見直しをするとしている除染工程表については今までに示されている計画を見ますと、現在実施されている5つの行政区以外は住宅周りだけを26年度中に実施し、農地や道路、その他などは27年以降に実施するとしているが、終期が示されていませんので、いつまでに完了するのか全く不透明です。村として、復興計画に基づいて主体的にしっかりととした村民が納得のいく計画になるよう、強く要望すべきと思われますが、ご所見を伺うものです。

次に、除染の多くの課題についてお尋ねをいたします。今までに村民から出されている要望のほとんどが何も変わっていませんし、しかも当初の説明よりも後退している内容の部分も少なくありません。村民は納得はできないがまずは実施していただいて、結果を見てみないとわからない。やむを得ず同意をして先に進めてみようとしている村民が多く出てきています。村としてはどのように対処していくお考えか伺うものです。

2点目は村の復興に欠かすことのできない新しい産業と農地の再利用についてお伺いいたします。除染が一定程度確立されたとしても、事故前の農業をそのまま続けるということは到底困難ではないかと思われますが、現在各行政区にワークショップ等で農地の利用

法についての問題提起をしているようですが、特例で農地の転用について国は柔軟に対応するとしているが、太陽光発電等の自然エネルギー施設の設置を希望する方には認めていく考えはあるのかどうか。村としてはどのような形態を想定しているのかお尋ねをいたします。

3点目の質問ですが、避難解除の見込み時期についてお尋ねいたします。これまで村として説明してきた内容では、除染の進捗状況を判断し結果を見て見直しをするとしていましたが、飯舘村は平成24年、25年で全て除染は終わらせるとした国の計画を信じて現在の解除見込み時期を設定したはずですが、このままで26年はおろか27年にも完了することはもはや到底無理と考えられますが、懇談会や説明会で村民に約束してきたことをいつどう果たしていくお考えか、現在の村としてのご所見を伺うものです。

以上、3項目4点について質問いたします。

村長（菅野典雄君） 9番 飯樋善二郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

第1点目の除染事業の課題について、2項目ございますが、関連がございますので一括でお答えをさせていただきます。

まず1点目の12月に出される工程表についてであります。去る9月10日に環境省は除染計画の見直しについて発表し、詳細な工程表については12月中に提出するということになっているところであります。工程表策定に当たっては、村が主体的にかかわるべきとのご質問でございますが、現在環境省のほかに内閣府の支援チーム、さらには復興庁を交えて村の考え方を述べながら事前協議を何回も行っているところであります。村としては、除染計画の見直しで発表したとおり除染工事を発注している5行政区については、平成26年度末まで建物、それから宅地、農地、それらの周辺の森林とか道路全てを完了させること、残りの14行政区については26年度中に建物及び宅地、その周辺の森林を完了させ、残る農地、道路については27年度から開始をし、遅くとも28年度中には全て完了するように求めているところであります。さらには、長泥地区もまだ計画に乗っていませんが、計画に乗せるということで厳しく向き合っているところでございます。

なお、詳細の工程表の発表が出た時点で議会とも協議をさせていただきたいというふうに考えているところであります。

次に、2点目の課題の対処でございます。除染住民説明会において住民からは除染での目標値の設定、牧草地の除染方法、再除染するかしないかの考え方、いぐね伐採での測定方法、あるいは範囲、それから範囲に入らないいぐねの対応、危険木認定による未伐採対応、敷地内の竹の除去など数多くの質問や要望が住民から出されているところでございます。この回答では、環境省のガイドラインなどにより村民の要望を聞き入れることは難しいとの回答があり、現在苦慮しているところであります。しかしながら、敷地内の屋外ごみの対応のように継続的な要望を行うことで実現できる内容もありますので、村としては今後も、今お話しした村民の声を聞きながら村民の意に沿った除染、村民に寄り添った除染ができるように継続して国に強く要望してまいります。

最後の避難解除見込み時期についてでございます。村の復興計画では除染の進捗ぐあいによることを前提に、平成27年の春から秋までに帰村宣言を出せばいいなという話をし

ているところであります。当初、予定された除染スケジュールから遅れることが判明しておりますので、再度検討が必要であると考えているところであります。お年寄りの中には、すぐにも村に戻りたいと考えている方も少なくありません。したがって、宅地周りのできるだけ広い範囲の除染が済んだ段階で、希望者のみ長期特例宿泊という制度がありまして、そういうものもありますので、段階的帰村の形がとれないか国と協議をこれから進めてまいりたいというふうに考えているところであります。具体的な帰村宣言や帰村時期につきましては、議会や関係者とも十分協議の中で総合的な中から大所高所的な判断を皆さんと仰がせていただく、そして決定をしていきたいとこのように考えているところでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

他の質問は、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

総務課長（中井田 榮君） 私からは、2点目の農地の再利用についてお答えをいたします。

昨年ことしと、農水省のモデル除染実施圃場において作物試験栽培を行いましたが、米や野菜への放射性物質はいずれも検出限界以下で、安全であることが認証されております。しかしながら、安全であっても村において生産された作物が安心と捉えるかどうかは消費者の考え方を委ねられておりますので、まずは花などの食品でないものの振興を図つてしまいたいと考えております。

また、米や野菜などについても引き続き実証栽培を実施してまいりたいと考えております。本村からは生産された農作物が安心して受け入れられるために徹底した品質管理と風評被害対策が必要であり、息の長い取り組みに加え、生産物の価格補償制度などの支援を国に働きかけていきたいと考えております。

次に、ご質問のあった農地転用についてですが、復興整備計画と農地転用に係る手続となりますので、今後国県の指導もいただきながら村の復興を検討しながら、どのように利用できるか計画をまとめ、進めたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

9番（飯樋善二郎君） 何点か再質問をさせていただきます。

除染の工程表ですが、実施可能なしっかりと村民が信じられるものになっていかないと、また同じことを繰り返す懸念がある。26年度中としている住居周辺だけの除染でも難しいのではないか。26年、27年の2カ年間でしっかりと実施していただくというほうが現実的ではないか。答弁では全て終了するのは28年度中としておりますが、再度伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 何度も話していることですが、環境省は全く現場の経験のない省庁がいまだかつてない難しい除染を強いられているということあります。したがって、非常に我々からすれば、一言で言えば机上の空論の計画を出してきてているということで、我々も議会も24年、25年の除染は絶対あり得ないと言いながら、できますというやりとりの中でここに来て見直しという話であります。先日、その打ち合わせをさせていただきました。そこには見直しに対する反省の言葉がないということできつく言っておきました。その反省がない限り、絶対に次のこともできないですよという話をして、残念ながらもう一度戻って検討してくるようにこういう話をさせていただいたところであります。

全く100パーセントとは言えないかもしれませんけれども、住民のことを考えますと来年度中、居住空間を徹底的に本気になってどんなことがあってもやるよう。そのためには今からこの冬の間にある程度の準備、あるいは我々の方法の協力というものをしっかりとやっていかなければならないのではないかとこのように思っていますので、さらにもう間もなくこれは新しい年でありますけれども、1月から精力的にまた国ほうに要望し、そして住民の皆さん方と対応を向き合っていきたいとこのように思っているところであります。以上であります。

9番（飯樋善二郎君）　再度ご答弁をいただきましたが、そのような中身でしっかりと今後も住民に理解の得られるような除染になっていかなければ、到底不安解消にはつながらないこう思いますので、ぜひそうした形での除染を今後も進めていただきたいとそんなふうに思います。まず、これから実施していく上で大きな問題の具体的な点について再度質問いたしますけれども、今まで実施されております二枚橋白石等の解体などの除染後の状況を見ますと、壊れた建物や住宅等の後始末をどうしていくのか。そのまま現在は残っているように思います。それから倉庫などの周りにある大きな廃材、それから資材等はどうするのか。さらには除染後の線量が下がらないところはフォローアップ除染をするとしているが、いぐねの伐採を希望したうちは再除染はしないという見解なんですが、全てそのままになっていますが、現在の決定のままで完了とするのか。ほかに方法があるのかどうか再度お伺いいたします。

復興対策課長（中川喜昭君）　ただいまの二枚橋、須薙等の除染中でございます。終わったところもございますが、それらの状況を見てのご質問を何点かいただきました。1点目の壊れた建物の部分でございます。私も道路から見ますとかなり傾いている建物があつたりしまして、今後の対応はどうなるのかという部分も頭の中に、気をとめている状況でございます。以前、村としては大きな課題として除染不可能な工作物ということで村、あと議会の皆様方と一緒にになって国ほうに要望した経過がございます。その中の回答では、国が認めたもので本人が壊したものについてはその費用を国の費用、除染費用で見ますという大きな方針は出されておりますが、その後の手続関係、あとは解体する基準とかそれが出しますという話で大きな方針出された後、その細かい部分があと出しますということだったんですが、1年以上過ぎる中でもまだ出されていない。その件については今現在も早急に出すようにと要望しているところでございます。現実的にそのような建物があるというのも現物で見ることができますので、再度それらについては現場で国ほうも立ち合いを求めながら協議をさせていただければというふうに思います。また、あわせて廃材、屋外にある放射性物質を浴びた廃棄物、ごみという部分については一応それ専用の仮置き場に運ぶという方針が決まっておりますが、そういう廃材についての対応についてきちんと話をしていない部分もありますので、あわせて先ほどの壊れた建物等と一緒に協議させてていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

除染後の再除染等につきましては、10月の見直しが出された中でフォローアップ除染という言葉が出ましてから、かなり前向きに説明会で回答している部分もありますが、やり残しがあつたりとか何らかの理由で戻ったようなところがあれば、それについては再除染

ンを検討させてもらうということあります。ただ、その線量とかの詳細がまだはつきりしていない部分もありますので、これも今後詰める必要があるかというふうに思っております。

あと、いぐね伐採に伴っての再除染をしないという部分でございますが、これについていはいぐね調査の折に説明をする国側の説明が悪いのかなということで、これについても説明会等で、今飯樋議員がおただしの内容が村民からありますて、その際にきちんと整理をしてきているところでございますが、いぐねの伐採についてはやるということで、10メートル範囲でやるということですが、その木の補償の考え方として屋根の面積を再除染した費用がその木の補償になりますということで、再除染した費用という形での説明の中で、あと再除染をしない費用とかそういう話をしているのかなということで、これは国に確認しておりますが、いぐねを切ったから再除染はしないということではなく、それは先ほど言ったフォローアップ除染のような考え方でやるという確認をしておりますので、いぐねを切った際には再除染しないというのは説明、現地での説明の悪さという原因でなっておりませんので、ぜひご理解をいただいてまた住民のほうからもあればそのような説明をしていただければというふうに思っております。以上でございます。

9番（飯樋善二郎君） 課長から詳細についてはまだ決まっていない部分があるという答弁をいただきました。しかし、今後しっかりととした除染をしていただくためには何としてもそういう詳細について国に要望しながら、住民が納得のできる除染にならなければ全てに影響してくるですから、このことを今言いましたような課題、しっかりと対応していただきたいとこのように思うんですが、もう一度伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） この除染について、何とか皆様方のご理解をいただいている一番、一丁目一番としての事業として進めなければならないという部分は担当としても痛切に感じております。いろいろな課題が出されております。それらについてもでき得るだけ村民に寄り添った形で対応できるように、今後も国のほうと詰めさせていただきたいと思います。以上であります。

9番（飯樋善二郎君） 次に、農地の再利用について再度お尋ねをいたします。今のままでは高齢化に伴う耕作地が増大し、荒廃地がますます増えていくことは明らかで、対策は欠かすことができないものと認識しておりますが、花卉類だけの取り組みでは限りがあります。そうならないようにどう取り組むのか、計画はあるのかどうか。再度伺う。

総務課長（中井田 榮君） 農地の再生の部分でありますけれども、先ほどご質問のあったようにワークショップをやって、それぞれの行政区の意見を聞いています。それで、とにかく今まで農業をやってきた方々の高齢化が進んでいく。さらには帰る人帰らない人が出てくる。そういう中での農地の再生でありますから、簡単に花卉だけというわけではなく、これから飯館村の農地を全村域、これから農地を保全、除染剥ぎ取りをした後保全をし、さらには試験栽培、本栽培という形で米の作付、さらには野菜の部分、あと牛の部分という形でつながっていくかと思いますけれども、それをこれからどういうふうにやっていくかというところも含めてワークショップのところで農地保全の部分であれば高齢化を踏まえながら農地の管理会社をつくるべきではないかというご意見も出てお

りますので、そういう意見も踏まえながら、これから農地の保全の部分を考えていくべきだというふうに考えておりますし、さらにはワークショップの中で国の要望のところでこれから減反政策の見直し等もある。さらには、それに飯館村のこれから除染をやってそれに乗れるかどうかというのも課題としてあるわけでありますから、今後議会ともども一緒にになってその辺の国に対する要望も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○ 9番(飯樋善二郎君) ワークショップに参加をしている方々の話を聞かせていただきました。

現在の時点で果たしてその計画が具体的にそれぞれの行政区で判断できるのかどうか。非常に迷っているとこういう話をいただきました。全くそのとおりで、現在除染もまだほとんど進んでいない状況の中で、将来の農業のあり方、これを考えるというのは非常に困難なわけで、私も同感ですが、この問題を解決するためには私は再生可能エネルギー、自然を利用した、これは欠かすことのできない産業ではないかとこんなふうに思いますが、原発事故被災地域の田村、川俣、飯館、葛尾、川内、その5つの市町村でも計画に位置づければ原則として転用できない第1種の農地を転用できるよう農地法施行規則を改正したと国では言っていますが、このことに対して村ではどう対応するつもりか、再度伺う。

○ 総務課長（中井田 榮君） 前の11月27日に県の青少年会館の2階でワークショップの中間報告をやった際に、何回か行政区ごとにワークショップをやらせていただいて、今飯樋議員さんご質問のとおり、そういう利活用もあるのではないかというふうな前向きな行政区の考えも出ている行政区もありますので、そういうことも踏まえて村としては11月27日のワークショップの中間報告の際に県のほうから来ていただきまして、この資料を配って説明をしていただいたわけありますけれども、これは原子力災害被災地域の復興再生に向けた法に基づく支援制度についてというようなことで、11月27日現在の資料でございますけれども、この今ほど飯樋議員さんからご質問のあった特例でありますけれども、これは農地法の特例というようなことで、25年12月施行予定というようなことでございます。

それでいきますと、1種農地、簡単に言えば圃場整備をやった農地につきましては復興整備計画を立てて特区申請をすれば1種農地も可能ではないかというふうなご説明がありました。簡単に今まで基盤整備をやってお金をかけて整備してきた農地が、簡単に転用できるかというのは課題が残っているわけでありますけれども、そういうふうな特例措置ができたというようなことでありますので、先ほどもお答えさせていただきましたように、国県、これからさらに詳しく内容等ご指導いただきながら、1種農地も含めて特区申請をやって転用ができるかどうか、その辺も検討してまいりたいと考えております。

○ 9番(飯樋善二郎君) まさにそのとおりで、農地を転用することは将来にわたって課税も問題になってくるわけです。当然、宅地並みの課税という話になってくるわけですから、非常に問題のないところではないわけで、このことを実施するということは非常に後のことも考えなければなりません。将来、仮にソーラーパネルを設置した場合、25年後には当然またこのパネルを交換するという状況が発生してきます。そうなったときに、当然どうするか迷う時期が必ず来ます。こうした問題も多くあるわけですから、しっかりと取り組まないとこれも簡単な話ではないことは承知をしておりますけれども、このことを村

としては取り組む考えがあるのかどうか、再度伺います。

総務課長（中井田 榮君） ご承知のとおり、今村民が闘っている相手は放射能でありますから1種農地、2種農地含めてどこまでできるかというのがあると思います。ですから、今ワークショップでそれぞれの各行政区で話し合いをしていただいて、自分らの行政区の農地をどうするのか、将来の飯館村の農業再生をどうするのかということもありますので、ここは全体、国県の指導ももらしながら議会ともご相談をしながらこれからの農地転用、農地利用について考えていきたいと考えております。

9番（飯樋善二郎君） 質問を変えます。3点目の避難解除見込み時期についてお伺いいたしますが、答弁では当初の予想されたスケジュールが遅れているが、このことについては解除見込み時期については再検討する必要があるという答弁でした。このことはいつどのように再検討を図るおつもりか再質問いたします。

村長（菅野典雄君） 再検討というのは、24年、25年で除染が終了するという環境省が出した当初の計画によって、そこの計画ができたとしての帰村というものは全くご破算になる、当然そうなりますから見直しをするということでございます。それで、先ほども答弁の中で話しさせていただきましたが、まず26年度中に長泥を除いての全村の居住空間ができるだけ広くやらせることによって、どの程度に下がるかにもよりますが、ある程度目標近く、あるいは目標割るぐらいになれば27年度のどこのところかでその1つの区切りをつけさせていただければというふうに思っていますが、それはなってみないとわかりませんですが、いつも飯樋議員がおっしゃっているように、ある程度の目標を持たないと人間はどんどんと心がしほんでしまうということですので、若干仮定ぎみなことはありますが、27年度中に、できれば27年度の4月から宿泊したい方、家に戻りたい方は戻れるようになればいいなど。そのために26年度の除染を徹底的にやらせるというところに、まさに26年度全精力を向けたいとこのように思っているところであります。

9番（飯樋善二郎君） 答弁にもありましたように、希望者のみの長期特例しか段階的に帰村ができないかどうか検討するところという答弁がありましたけれども、これ現在本当に常に言っているように帰りたいこう思っている人もあるやに聞いています。少なくないと思いますが、そうした人たちを帰すためにはこの措置もやむなしとういうふうに私も考えておりますけれども、このことを実施するに当たっては住民に丁寧に説明する必要があるのではないかとこう思いますが、再度伺います。

村長（菅野典雄君） 当然住民にはまた各行政区の懇談会、あるいは場合によっては2つ、3つの行政区、近いところなどの懇談会を開いていかなければなりませんし、その前に私たちが村の中でどういう対応できるか、あるいは村役場がどういう体制でこちらの残った避難民の皆さんと戻った方の対応を両方していかなければなりませんので、その辺をどういうふうにするかということも我々にとっても大きな課題であるというふうに思っています。そこも26年度中に皆さん方と相談しながら考えていくて、それを住民の皆さん方にお話をしながらやっていきたいとこのように思っています。

9番（飯樋善二郎君） 私がこの解除見込み時期の質問をするに当たっては、村民が将来設計を立てるにしても早い時期に先が見通せないと、途方に暮れてしまうという声があるので、

私はあえて今回この質問をさせていただきました。そうしますと、除染は28年度末までかかる。相反するわけです。早い時期に見直しをしなさいと私が言っているわけですから、相反する話なんですかけれども、しかし、全ての方々が納得して避難生活を耐えるためには、こういう目標をしっかりと持つべきこう思って質問しているんですが、このことについてどのように考えるか伺います。

村長（菅野典雄君） 全く飯樋議員のおっしゃるとおりであると思います。目標をということあります。全く私もそのつもりで、避難するときには2年ぐらいで帰りたいものだということをあえてトップに上げさせていただきましたが、全くそれは環境省のごらんのとおり、国のはうの除染の遅れで素直に私の話は間違いになりました。申しわけございませんでしたと謝らせていただきてきたところですが、もう既にこの冬で3回目の正月があります。したがって、今おっしゃられたように、ある程度の目標を掲げて、それに向かって努力していくことも大切だろうし、その後の対応というのも多分皆さん方の心配がいっぱいありますから、そこも含めてお話をこれからしていきたいとこのように思っているところであります。

9番（飯樋善二郎君） そういう答弁をいただきましたから、それに関連してもう一度お尋ねをいたしますが、早い時期に解除の見込み時期更新を示すということが求められていると思うんですが、このことについてはいつごろどういう形で決定していくのかもう一度お尋ねします。

村長（菅野典雄君） まず26年度中に居住空間を終わらせていただくというのが大前提であります。そこが崩れますと、今の話もちょっとずれていかざるを得ないのではないかというふうに思っていますので、その辺の話は一応26年度の10月、11月あたりで大体目途がついてくるのではないかというふうに思っていますので、その辺から皆さん方と、あるいは村民の皆さん方との話し合いをしていくという時期なのかとこのように思っているところであります。

9番（飯樋善二郎君） そうしますと、26年度末までは現在のままの解除見込みでいくという認識でいいんですか。

村長（菅野典雄君） 26年度はこれから我々も予算つくるわけでありますけれども、26年度の予算は村に戻るというその予算もかなり入っていかなければならぬとこんなふうに思っています。先ほど、道路の問題もありましたけれども、そういう意味からすると一方で村に戻った場合の準備と、一方で除染は26年度中に確実に居住空間を終わってもらうというその両にらみの中で、26年度の10月、11月、その辺からどういたしましょうかという話し合いに入っていくということでございます。それまでにはとりあえず今のようなお話をさせていただきながら、26年度の除染にぜひご協力を願いしたいし、国のはうには間違なく今度は約束違反内容にという話をしていくことではないかというふうに思っております。

9番（飯樋善二郎君） 私の考えていることと相反する答弁になっているようなんですが、私はこの解除見込み時期というのが全てに影響するということも忘れてはいけないと思うんです。村民が将来設計を立てるためには早い時期に先が見通せなければいけません。そ

れに今の答弁ですと26年度末にしか見直しはしないんだということなんですが、それではさつきも話しましたけれども、到底当てのない間1年間もう既に3年の約束の3年は過ぎようとしていますけれども、その間ずっと待っているしかないんですか。もう一度伺います。

村長（菅野典雄君） ちょっと誤解があるのかもしれません、あるいは私たちの舌足らずがあるかもしれませんけれども、できるだけいろいろな人たちがいるわけでありますので、戻りたいという方にもできるだけその対応をし、そうではないという方にもそれだけの対応をし、どちらにしてもこれほど大変な思いをさせられているわけでありますから、最大の国の責任を問うというこの姿勢は何ら変わっていないということでございます。以上であります。

9番（飯樋善二郎君） 再質問が長くなっていますが、まず最初の答弁で除染の完了するのは28年度末ごろまでかかるということですが、そうしますと当然解除するのは28年度以降とこういう認識でいいんですか。もう一度伺います。

村長（菅野典雄君） 1つの考え方として田んぼ、畑全て終わった上で帰りますという判断もあるだろうと思います。しかし、それではあと3年過ぎて、今3年過ぎて、あと3年という6年ないし7年ということでいいのかどうかというそこの判断もあります。それはいろいろな角度から皆さん方の意見を聞かせていただきながら総合的に、残念ながらどちらもこれがベストですという答えはないと思います。ですから、それぞれ総合的に大所高所からその辺の判断をしていくということではないかというふうに思っております。

9番（飯樋善二郎君） ですから、私の言っているのは今の答弁わかりますけれども、住民が目標を持って今後避難生活を過ごすわけですから、早い時期に見込み時期を示してやることが、住民にとってはそれに向けて自分の生活設計を立てられるということだと思うので、早い時期に見直しはしたほうがいいのではないかという話をしているんですが、今の話ですと27年度末か28年度末になってしまふ話なんですが、そうではないのでしょうか。もう一度お伺いします。

村長（菅野典雄君） 言い方悪かったかどうか知りませんが、何せ26年度中にその辺の皆さん方に大体の予測は示させていただきたいというふうに思っております。

議長（大谷友孝君） 3番 菅野新一君。

3番（菅野新一君） 今回、村民の皆さん的支持をいただいて平成25年の12月定例議会に質問に立たせていただきます。村民は今いろいろな岐路に立たされていると思います。そのためには三者三様の選択があるところではないかと思っております。そのためには村長が言うように一人一人に寄り添っての支援が望まれるかと思います。まずは質問課題に入ります。

1番、除染について。1飯館村全域の住環境及び農地の完全除染は何年後に完了できるのか伺う。2、除染不可能工作物（建物、倉庫、納屋、工作物）と判断した工作物の解体費用は国費（除染費用）で支払うということが何年か前にあったが、その後はどのように進んでいるのか。次に、戻る人の支援について。村内の徹底的な除染の実施はいつ実施されるのか。

2、村内の浄水場のない行政区に対し安全な飲料水の確保のために支援について、どのように考えているのか所見を伺う。3、戻った人の生活補償についてどのような支援策をどのぐらいの期間で考えているのか伺う。4、復興計画に沿った支援策は何か。また、今後の計画に予定されている支援策はあるのか伺う。3番に入ります。戻れない人のための支援について。1、今後災害公営住宅の建設場所、戸数及び予定について伺う。2、戻りたくても戻れない人の避難生活の支援策について伺う。（借り上げ住宅家賃補助、家の災害復興住宅家賃の支援など）4番、戻らない人の支援について。県内・県外に問わず、全ての村民のため移転先の土地や住宅の確保支援をする考えはあるのか伺う。2、戻らない人の借り上げ住宅の延長と住宅家賃補助などの支援策に考えはあるのか所見を伺う。以上です。

村長（菅野典雄君） 3番 菅野新一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

除染について2つご質問があります。まず1点目でございますが、昨年の10月に国は平成24年度、25年度の2ヵ年で村内の19行政区の住環境、さらに農地全てを完了するという計画を発表したわけでありますが、除染が提示した計画どおり完了ができないということはもう明白になったわけであります。それで、9月10日に国が除染計画の見直しを発表した。その内容は、除染工事を発注している5行政区については26年度末までに、建物、宅地、農地その他周辺の道路その他も全て完了するけれども、残りの14行政区については26年度中に建物、宅地、その周辺の山林を完了させ、残る農地、道路については平成27年度から開始をするということで、多分27年度だけでは飯館村の広い田んぼ・畑はできないと思いますから、28年度いっぱいかかるのではないかとこのように思っているところであります。

現在のところ、農地の完了時期は提示されておりませんが、今後の詳細工程表の協議の中で、遅くとも28年度中に農地全てを完了させるよう、これからしっかりと国に求めていきたいということをございます。

それから除染不可能工作物でございます。昨年の当初の除染説明会では環境省が建物の屋根、壁の除染方法として当初は高圧洗浄機で実施するという説明であったし、我々もテレビなどでそれが除染だというふうに思ってきたわけでありますけれども、それで村民からは、高圧洗浄した場合にトタンが剥がれたり壁が壊れたりして、除染ができない建物があるのではないかという意見が出されたわけでございます。これを受けて、村と議会では除染が不可能な建物については環境省に対応して下さいという話をして、その回答としては、国が除染不可能と判断した家屋などを所有者本人が壊すという場合に、それにかかる費用については国の除染費用で対応します。復旧費用については賠償費用の限度額内で対応するという確約を受けたわけであります。その手続や解体判断基準はまだ明確にはなっておりません。ただ、国の現在の説明では屋根とか壁の除染方法が、高圧洗浄機で拭き取るというように変わってきてまして、当初心配していた除染不可能な建物というものは極々少なくなっているのではないかというふうに思っています。

しかしながら、今後本格除染が進む中で除染不可能工作物が発生するかもしれませんので、これから環境省にその除染の費用、賠償費用、解体判断基準、それを明確にするよう

強く要望してまいりたいというふうに思っています。

戻る人の支援と戻れない人のための支援はそれぞれ担当のほう、あるいは副村長のほうからお答えをさせていただきますが、戻らない人への支援について私のほうからお答えをさせていただきます。

住民アンケートなどを見ますと、まとまって避難できる土地の確保や分譲を希望する意見があることは認識をしているところであります。そのため、村外の不動産情報などについては村でこれから集めて皆さん方に周知をしていくことは可能だというふうに思っていますし、やらなければとも思っていますが、村が村外に避難者のための土地を確保したり分譲地をあっせんするなど、個人の資産形成というわけではございませんけれども、なかなかそういうところまでは難しいのではないかというふうに考えているところであります。基本的には、いざれは村に戻ることを前提とした上で、避難先での生活を送っていただくためのいろいろな事業、あるいは国県からの財政的支援、生活支援制度、そういうものをしっかりと確保しながら応援をしていくということになるのではないかというふうに思っているところであります。もちろん、その他健康づくりその他いろいろな支援は当然であります。

次に、国の借り上げ住宅の制度は、災害救助法に基づく仮設住宅の代替措置として今実施しているわけであります。ですから、災害救助法では避難解除されれば戻ることが基本ですので、戻らないと決めている人への借り上げ住宅制度延長はないということであります。したがいまして、村ではいざれは村に戻りたいが健康被害などが心配なので、東面は避難を継続したいと考える村民はいるわけだからということで、国に対し借り上げ住宅の延長、家賃補助の激変緩和策を要望している。これは当初から皆さん方、帰らないという判断をしたり、あるいは今は帰れないという判断をしたために、何としても寄り添っていかなければならないということで、当初からこの2つの話をずっと国のほうに求めてきているところであります。

残念ながらまだ日の目は見ておりませんが、若干はいろいろその辺がわかつていただけたる素地は少しずつ進んでいるのではないかという気がいたしますが、今後さらに強い要望を上げていきたい、このように思っているところであります。

他はそれぞれ担当からお答えをさせていただきます。以上でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からはご質問の2の戻る人への支援の1点目の徹底的な除染の実施についてお答えいたします。

現在、本格除染を実施している二枚橋・須萱行政区、臼石行政区、大久保・外内行政区、前田・八和木行政区、関根・松塚行政区の5つの行政区については、建物、宅地、農地とその周辺の森林、そして道路などの除染を平成26年度中の完了に向けて実施されております。長泥行政区を除く14行政区においては国との協議の中で平成26年春から一斉に住環境を中心に本格除染を実施することを確認し、除染住民説明会を開催しながら除染同意取得、イグネ伐採契約、仮々置き場の確保に努めてまいりました。これまで14行政区の除染同意のための説明会が完了し、国が除染工事の発注目安とする同意率60パーセント越えが見込まれる状況となってまいりましたので、平成26年の春から一斉に住環境を中心とした本格

除染が実施されるものと考えております。

また、長泥行政区につきましては、国は帰還困難区域との理由から、まだ除染計画を提示しておりませんので、早期に除染が開始されるよう今後も強く要請をしてまいります。以上でございます。

生活支援対策課長（細川 亨君） 私からは2番、戻る人への支援について2点ご質問いただいておりますが、関連がありますのでまとめてお答えさせていただきます。

まず2の2の飲料水確保のための支援ですが、安全な飲料水を確保することは帰村に向けて非常に重要であり、必要不可欠であると認識しております。現在、国や東京電力とは深井戸掘削について協議をしているところでありますが、詳細はまだ決まっていない状況です。村民に寄り添った内容となるよう、引き続き国や東京電力に求めてまいります。

次に2の3の戻った人への生活補償ですが、現在原子力損害賠償紛争審査会では避難指示解除後の相当期間を1年とする考えを示しておりますので、月10万円の精神的賠償は解除後1年までとなることが想定されます。その他、農業や商工業、サービス業など事業再開に当たって風評被害等で収入が減少することも予想されますので、帰村後一定期間は補償するなどの施策を、国、県、東京電力に強く要望しているところです。いずれにいたしましても、本件は重要課題であり、村としても誠意を持って取り組んでまいります。以上でございます。

総務課長（中井田 榮君） 私からは2番4点目の戻る人への今後の計画に予定されている支援策についてお答えをいたします。

村の復興計画につきましては戻る人への支援策として村内拠点の整備、復興住宅の整備、営農再開の支援、中小企業の再開支援などの事業を予定しております。特に、農業につきましては除染から地力増進、営農再開までが一連で途切れなく進むよう、国に支援策を求めております。このほか、戻る人へのリフォーム代助成やコミュニティーバスの運行なども検討しなければならない事項と考えております。以上です。

副村長（門馬伸市君） 私からは3点目の戻れない人のための支援について、2点ご質問いただいておりますのでお答えをさせていただきます。

まず災害公営住宅の建設場所、戸数の件ですが、村の仮設の幼小中学校に近い福島市飯野町地内に村外子育て拠点として村営で23戸の建設を進めております。また、福島市内に60戸程度、川俣町内に60戸程度、南相馬市内に20戸程度を県営住宅として取り組んでいただくように県のほうに要望をしているところであります。このうち、福島市に建設する県営の災害公営住宅につきましては、飯館村を対象としては鎌田地区に24戸、笹谷地区に24戸がそれぞれ計画されております。また、南相馬市には原町区の上町地区に150戸計画されており、このうち20戸が飯館村の避難者を対象に建設される予定になっております。

次に避難生活への支援であります。まずは村情報の継続的な提供、村外での営農再開支援事業、あるいは災害公営住宅の整備、さらには子供たちへの研修事業の充実などが挙げられるのではないかとこんなふうに思っております。ご指摘の借り上げ住宅の家賃補助につきましては、避難解除によってすぐに退去を迫られるようなことのないよう、激変緩和

措置ということで帰村宣言後2年ないし3年の猶予期間ということです。これを国に継続して要望しておりますし、災害公営住宅飯野団地の家賃につきましては災害へのための公営住宅ということですので、普通の公営住宅ではないので、できるだけ家賃を低く抑えてもらえるような制度もできておりますので、このような制度も活用しながらできるだけ入居しやすい環境をつくってまいりたいとこんなふうに思っているところであります。以上であります。

3番（菅野新一君） 建物の廃材の件なんですけれども、それは廃材を片づけるということが除染につながるのではないかと思っておりますが、その手で拭けるような状態でない倒壊されるような建物の廃材をどのように処分しなければならないかを伺いたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど飯樋議員のほうと同じ内容での答弁になるかと思いますが、今回かねてから皆様方からもご指摘いただきました、敷地内の放射性物質を浴びた廃棄物、いわゆるごみです。それについては仮々置き場が確保できたということで、その対応について説明会の後半からではありますが、1メートル以内のもの、フレコンバッグに入るもののごみ、廃棄物についてはそちらの仮置き場に運ぶということで、来年春から除染が入ればその入る前に説明の中でその所有者、地権者の方々が希望するものを運び出す。先ほど言いました1メートル以内のもののフレコンバッグに入るものというものが、まずはとりあえず対応するという話でございます。()

今おただしいただきました廃材、1メートル以上のようなものについては、その後また検討させて対応するという国からの説明もありますので、仮置き場との多分場所との関係ということでの説明ですが、それらが早く搬出されるような部分で進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

3番（菅野新一君） 戻れない人への支援策についてなんですかけれども、村としては若い村民の要望をよく把握していないのではないか伺います。

村長（菅野典雄君） できるだけいろいろな層からお話をと思って会合は開いているんですが、どうしても年配の人のお集まりが多いということです。したがって、今回ワークショップなど若干若手の方も出てきていただいて、それぞれ意見をいただいています。さらにアンケートをそれぞれ世帯主ではなく、もともとの世帯主ではなく現在の世帯主、つまり若い人たちにもそれぞれアパートに入っていますからそういうところにもアンケートをいただいているということです。これで十分というつもりは全くありませんが、かなり若い方たちの意見を聞かせていただいて、戻れない方のほうがどちらかというと若い方が多いですから、それに対する対処の仕方、対応の仕方、支援の仕方というものを今いろいろな角度から検討をさせていただいて、できるものは来年度の予算などに盛り込んでいかなければというふうに思っていますが、ただ、こういう状況でございますから、なかなかそれぞれのところに住んでいらっしゃる、村外に住んでいらっしゃるところに施策というのは、一人一人に寄り添うという言葉はそんな簡単ではないということは十分わかった上で、少しでもそれに寄り添えるようにしていきたいとこのように思っているところであります。()

3番（菅野新一君） それから、大方の人たちは若い年代の方々は2年、3年では戻れない、

戻りたくても戻れないという方々が若い世代では非常に多いんです。それをとにかく解除になりましたら支援は打ちりますという一方的なやり方はどのように考えているのかお伺いします。

村長（菅野典雄君） かなりの大勢の方が戻らない、あるいは戻りたくても今は戻れないという方であります。これは何も飯舘村に限ったことではない。むしろ飯舘村以上に近ごろの新聞では6割5分、あるいは70パーセントを超えるとこういう自治体もあるわけですから、それに対して村ができるというのはおのずと限界があるというふうに思っています。しかし、そうさせたのは国であり東電でありますから、そちらのほうにしっかりと支援策を、あるいは緩和策を求めていくということに尽きるのではないかというふうに思っています。ただ、いつまでもその国の支援が続くわけではないということでございまして、できるだけ緩和なりあるいは国の施策、あるいは村のできる限りの施策の中で、それぞれ自分の人生をつくっていただくということにこれからいろいろな形でお話をさせていただくということが大切ではないかとこのように思っているところであります。

議長（大谷友孝君） これで本日の一般質問を終わります。

○散会の宣告

議長（大谷友孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうも、ご苦労さまでした。

（午後2時59分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年12月10日

飯 館 村 議 会 議 長 大 石 友 孝

同 会議録署名議員 高野 寿一

同 会議録署名議員 渡邊 計

同 会議録署名議員 佐野 新一

平成25年12月11日

平成25年第9回飯舘村議会定例会会議録（第3号）

平成25年第9回飯館村議会定例会議録（第3号）							
招集年月日	平成25年12月6日（金曜日）						
招集場所	飯館村役場飯野出張所						
開閉会の日時及び宣告	開議	平成25年12月11日 午前10時00分					
閉議	平成25年12月11日 午後 3時00分						
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○	
	3	菅野新一	○	4	北原経	○	
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○	
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○	
	9	飯桶善二郎	○	10	大谷友孝	○	
署名議員	4番 北原 経	5番 松下 善喜		6番 伊東 利			
職務出席者	事務局長 齊藤修一	書記 山田郁子		書記 荒真一郎			
地方自治法 第121条の規定により 説明のため出席した者の氏名 ○出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠	
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○	
	総務課長	中井田榮	○	復興対策課長	中川喜昭	○	
	住民課長	濱名光男	○	健康福祉課長	藤井一彦	○	
	生活支援対策課長	細川亨	○	会計管理者	但野正行	○	
	教育委員長	佐藤眞弘		教育長	八巻義徳	○	
	教育課長	愛澤伸一	○	代表監査委員	佐藤榮一	○	
	農業委員会会长	菅野宗夫	○	農業委員会局長	但野正行	○	
	選挙管理委員会委員長	齊藤次男		選挙管理委員会書記長	中井田榮	○	
議事日程	別紙のとおり						
事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成25年12月11日(水)・午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問(通告順 5~8番)
- 日程第 3 陳情第5号審査報告
- 日程第 4 陳情第6号審査報告
- 日程第 5 陳情第7号審査報告

()

()

会議の経過

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告いたします。

会期中の常任委員会の活動状況であります、12月10日に総務文教常任委員会が所管事務調査事項の協議のため委員会が開かれております。

次に、会期中の特別委員会の活動状況であります、広報編集特別委員会が12月10日に開かれております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、4番 北原 経君、5番 松下義喜君、6番 伊東 利君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（大谷友孝君） 日程第2、一般質問を行います。

きのうに引き続き、通告順に順次発言を許します。1番 高野孝一君。

1番（高野孝一君） 改めて、おはようございます。

平成25年第9回村議会定例会にあたり、議員として初めて一般質問をするものであります。

ご承知のとおり、東日本大震災、その後発生した原発事故により全村避難を余儀なくされ、本日で震災から2年9ヶ月が経過しました。家族や地域がばらばらとなって避難生活が長期に及ぶ中、仮設住宅や地区ごとの自治会に溶け込んで生活する人、依然我慢を強いられた生活をする人、新たな住宅を求めて生活を始めた人など、避難しながらも、それぞれ生活環境が少しづつ違い始めた3回目の冬を、そして正月を迎えるとしております。

さて、私は、議員としてこの秋にご案内をいただき、相農飯館校の文化祭、中学校の赤蜻祭、小学校及び幼稚園の発表会に出席しました。個人的には、約20数年ぶりの出席となり、参観を終えての感想として、いずれの発表もすばらしく、感動を覚え、大きな力をいただきました。

また、10年ぶりに行われた飯館村民ふれあい号へ派遣され、参加した96名の村民の皆様が心の中から喜ぶ姿を見し、早くこのように多くの皆様が喜ぶ姿を至るところで見たいものだと感じました。

私は、議員として、初心を忘れず、住民の皆様の声を村政に届けることを基本とし、徹

底した除染の推進、賠償補償の継続拡大、健康管理の徹底、教育・子育て支援、防災体制、そして戻りたい人、戻りたくても戻れない人、戻らない人への支援を推進して、村の復興・復旧並びに村政進展のため一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。

今回の一般質問に当たり、1項目3点についてお伺いいたします。

まず、項目として、東日本大震災及び防災対策等の推進についてであります。

第1点目は、東日本大震災、地震名は東北地方太平洋沖地震ですが、この地震における村内の建物及び人的被害状況についてお伺いいたします。

振り返りますと、平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源としたマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震は、相馬地方においても新地町が震度6強、南相馬市及び当村においても震度6弱を観測しました。また、沿岸部を大津波が押し寄せ、相馬地方においては12月9日現在、福島県災害対策本部発表によると、直接死、関連死と合わせて1,719名の尊い生命と住宅被害、2市1町で約2万1,000棟を超える貴重な財産が損なわれました。

村が作成した「飯舘村2年間のあゆみ」によれば、この巨大地震の発生により、水道、電気、電話などのライフラインが絶たれ、村では3月11日午後2時55分に災害対策本部を設置し、被害状況を確認するとともに、被害状況を区長に知らせるよう広報車により広報活動を行った。3月12日夜には原発から少しでも遠く避難しようとする車で県道川俣原町線が渋滞となり、村外から多くの人が避難してきたため、避難所を設置し、職員、消防団、女性消防隊、婦人会、社会福祉協議会など、多くの村民が対応に追われたと。避難所は12日までいな家いちばん館、その後草野小学校、飯樋小学校、臼石小学校、そして原発から30キロメートル圏内で屋内退避区域に設定された蕨平地区住民のために、やすらぎに避難所が設けられた。3月15日、村の天候は雨。夜には雪となり、午後6時20分ごろには放射線量が毎時44.7マイクロシーベルトを記録した。同日、水や食料、毛布やおむつなど、日常生活必需品などの生活救援物資が届く一方、ガソリンをはじめとする燃料不足が生じ始める。3月19日、20日、栃木県鹿沼市へ集団避難等々、以下2年間の記録がつづられています。

これは、発災から10日間の概要であり、いかに大変な状況であったかが記録されております。本当にお疲れさまだったと思うものであります。

福島県災害対策本部が発表している平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況速報は、適宜更新され、12月9日現在、第1,087報となっております。この速報の4ページになりますが、4被害の状況については、(1) 人的被害、(2) 住家・非住家被害に区分されております。人的被害は、直接死、関連死、重傷、軽傷の区分に、住家については、全壊、半壊、一部損壊、非住家については、公共建物とその他の区分に分かれています。この一覧表の中に飯舘村の被害状況の欄には、人的被害はあるものの、建物被害については記載がなく、空欄となっております。改めて、この地震において村内における被害状況をどういうふうに捉えているのか、人的被害については、直接死、関連死の別、建物被害については、住家、公共建物に分けてそれぞれお伺いいたします。

また、福島県への被害状況速報についてはどのように報告されたのか、あわせてお伺いいたします。

さらに、関連死に係る審査会であります。その概要についてもお伺いいたします。

第2点目は、飯舘村地域防災計画についてであります。

現在の飯舘村地域防災計画は、平成13年に改定され、村の地理的要件、気象条件を検討し、過去において経験した災害の実態を踏まえ、そして地震や風水害等の自然災害、火災や爆発等の災害を想定している計画であります。

国においては、今回の原発事故を受けて、平成24年9月に原子力規制委員会が発足、10月には原子力災害対策指針が策定され、原発からおおむね30キロメートルを緊急時防護措置を準備する区域、略してUPZとして、3市10町村の全域が原子力防災対策を重点的に実施すべき範囲となり、当村も該当することとなりました。

原子力災害は、自然災害と比べ、放射線による被ばくが通常の五感に感じられないこと、被ばくの程度をみずから判断できること、みずからの判断で対処するためには放射線等に対する知識を有するなどの特殊性を有しています。

また、原子力災害と大規模自然災害が相前後して発生する複合災害においては、建物、道路及び通信設備の被災、停電等により、要員の参集、情報収集、通報・連絡などの応急対策活動が極めて困難な状況に置かれることになります。

このため、これらを踏まえ、住民に対する放射線等に関する知識の普及及び、防災訓練等の参加を通じた役割の周知、防災関係機関に対する教育訓練及び放射線防護資機材の整備等々について、必要な体制をあらかじめ確立するため、これまでの計画に新たに原子力災害対策編を定めなければならぬことになりました。

村においては、本年2月に村長を会長とする飯舘村防災会議を開催し、25人の委員により協議を行い、さまざまな意見が出され、村に沿った原子力災害対策編ができたものと思っております。私も代理でその会議に出席しておりました。本年3月中には県へ届けるという説明でしたが、その後どのように取りまとめたのかお伺いいたします。

次に、水、食料、防災関係資機材の備蓄状況についてお伺いいたします。

従前の地域防災計画には食料及び生活必需品の調達、備蓄計画の策定や業者との協定の締結、備蓄すべき物資や飲料水の確保及び防災資機材の整備などを定めております。今般の原子力災害対策編の第10節にも救助、救急、医療、消火及び防護資機材の整備について定められております。

今回の震災及び原発事故において、当村には発災から4日目の3月15日に水や食料、毛布やおむつなどの日常生活必需品などの救援物資が届けられ、多くの皆様からご支援をいただきました。発災当時における水、食料、毛布、防災関係資機材等の備蓄状況はどうであったのか、そして現在の備蓄状況をお伺いいたします。

次に、防災ガイドブックの配布についてお伺いいたします。

ここに、福島市において3月23日に発行した「我が家の防災ガイドブック」という冊子があります。これは、飯野支所の玄関に入った左のところにありました。職員の了解をとり、快くいただきました。非常に見やすく、防災は日ごろの備えから、家庭で防災について話し合おう、非常持ち出し品、備蓄品を準備しよう、地震対策、風水害対策、放射線対策、火災対策、地域防災、心肺蘇生法、避難所マップ、洪水マップ、吾妻山火山防災マッ

（ ）
プ、緊急時の連絡ガイドなど39ページにわたって見やすく、わかりやすく構成されております。私は、大変すばらしいガイドブックであると感じました。現在、村の情報は、避難した約3,100世帯に対し、タブレットはじめいろいろな情報を郵送、便送により提供しております。大きな市だからこそ作成・配布できるのかもわかりませんが、このようなガイドブックの飯舘村版を作成し、家庭や事業所に配布し、防火・防災の意識の向上を図るべきだと思っておりますが、見解をお伺いいたします。

3点目は、南相馬消防署飯舘分署の整備についてお伺いいたします。

昭和47年4月、2市3町1村から成る相馬地方広域消防が発足しました。当村においても、広域消防体制のため現在の場所に前年の秋から工事を始め、鉄骨平屋建ての消防分署が完成しました。昭和57年、事務所を増築、平成7年、車庫を増築し、現在床面積199.7平方メートル、職員15名により業務を担っております。42年が経過し、事務室、車庫等が狭隘となり、仮眠室と台所が一緒など、勤務環境としては現在にマッチしない庁舎になっております。

これを改善するため、平成17年7月に新築計画に係る設計図書が完成し、平成25年度には新庁舎が整備される計画となっていました。「いいたて　までいな復興計画第3版」の村内拠点の整備の一つに消防分署建設と明記されております。広域消防も、原発事故の中にあっても、しっかりと24時間体制で業務を担っております。村民の帰還を待たずとも、防災拠点として速やかに整備をしなければならないと考えます。新庁舎の整備に対する考え方を、建設場所、時期、構造、面積及び財源等についてお伺いいたします。

以上で最初の質問を終わります。

村長（菅野典雄君） 1番 高野孝一議員の質問にお答えをさせていただきます。

3点ございますが、2番目、3番目と私のほうからお答えさせていただいて、1番目は担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

現行の飯舘村地域防災計画は、平成13年1月に改定されたものが最新のものであります。東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故を教訓に、災害対策基本法等が改正されまして、地域防災計画の見直しを進めているところでございます。

村では、見直し計画の一部を構成する原子力災害対策編については、喫緊の課題であるとして県内に先駆けて平成25年3月の議会において承認をいただき、先行して策定させていただいたところでございます。そのほかを構成する一般災害対策編並びに震災対策編など、本編についてもできるだけ早い時期に見直しを考えたいというふうに思っているところであります。

ただ、村はまだ全村民が避難している状況でありますので、村民の帰村時期などを総合的に勘案し、計画を見直す時期などについても慎重に見極めてまいりたいというふうに考えております。

なお、水、食料等の備蓄状況ですが、村では現在のところ備蓄はしておりませんが、計画の見直しに当たっては、住民の責務として3日分の備蓄、あるいは村の責務及び事業者との協定などの内容も、しっかりと盛り込んでまいらなければならないとこのように考えているところであります。

防災ガイドブックについても、その作成に当たっては、自主防災組織、各行政区にありますこの自主防災組織とのワークショップなどが不可欠となりますので、同様の観点から作成時期なども含めて総合的に判断してまいりたいというふうに思っております。

次に、南相馬消防署飯舘分署の整備計画でございます。

村民の安心・安全担保の拠点となる南相馬消防署飯舘分署の建設、建屋更新については、震災前から村の各種計画に計上されていた重点事業であることはご案内のとおりであります。現在、飯舘分署に隣接する飯舘村公民館の解体工事が行われておりますが、村ではその周辺を公共施設等の新たな集積ゾーンとして一体的に再整備を進める計画であります。当然、その中核をなす飯舘分署の建屋更新は、公民館の周辺整備の実施計画に盛り込んでまいりたいと考えておりますが、具体的な建設時期や建物の概要、財源については、今後議会の皆様と十分協議をさせていただきながら、できるだけ早く計画をつくってまいりたいとこのように思っているところであります。以上でございます。

○ 総務課長（中井田 榮君） 私からは、1点目の東日本大震災における村内の建物及び人的被害の状況についてお答えをいたします。

平成23年3月11日、午後2時46分、太平洋沖を震源とするマグニチュード9.0の地震で飯舘村も震度6弱の揺れに襲われたことはご承知のとおりであります、村では午後2時55分に災害対策本部を設置し、全職員ですぐさま村内の被害状況の把握に努めたところでございます。

その主なものは、被害状況でありますが、まず人的被害については死亡者1名、軽傷1名でございました。死亡については、村外の相馬市の親類宅に滞在していた方の津波による被災1名、軽傷者については村内での落下物等によるものでございます。

建物についてであります、まず公共施設の被害の主なものは、役場庁舎の瓦屋根損傷、飯舘中学校の体育館天井ボードの落下、村公民館と柔剣道場の損傷、宿泊体験館「きこり」の天井や照明の損傷、村営住宅の屋根損傷等でございます。

○ そのほか道路については、法面崩落や路面陥没など村道及び農道等合わせて約70カ所の被害がございました。

一般の家屋については、発災直後の混乱等で詳細な被害戸数の把握は困難を極めましたが、屋根の損傷及び軽微な損傷多数と承知しております。

なお、後に調査された被災者生活再建支援法に係る対象世帯数調べによると、家屋の一部損壊世帯数は331件となっております。

また、福島県への被害状況の報告ですが、先に述べました被害状況を把握した時点で防災電話等を使い逐次報告をした状況でございます。

次に、災害関連死の状況でございますが、平成25年12月1日現在で申請者97名、関連死と認められた方が42名、関連死とは認められないとされた方が52名となっております。

災害弔慰金に関する審査会は、平成23年11月に設置し、現在までに19回の開催を行っております。以上でございます。

1番（高野孝一君） 再質問に入らせていただきます。

今回の災害状況をきちんと調べて後世に伝えていかなければなりませんし、残すに当た

っては、原発事故のみならず、地震による建物被害も被害状況を把握すべきであると思っております。

今回の地震による被害は、建物の被害の程度というのは内閣府指針に基づいて算定した損害割合によると判断されております。一部損壊とは、建物評価額が19パーセント以下とされております。保険会社の評価方法は、5パーセント以上との若干の違いはありますが、そのような中でJA共済においては900件を超える建物被害を認めております。24年度で終了した村の屋根瓦補修事業について、補助したケースについてお伺いいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） 23年3月11日の地震によりまして、屋根の瓦、あとは、ぐし等が破損されたということで、村のほうとしてはそれらの改修に当たっての補助事業という部分を23年から始めてきました。只今手元に資料がございませんが、震災が起きた当時、屋根等の被害の件数調査をしまして、そのときには約300件程度の被害があったというような調査をしました。それに対しまして、村としましても、300件程度の補助の事業をしたいということで事業をつくりまして、23、24年の実績としては、詳細は大変申しわけないんですが、約150件程度だったかなというふうに思っております。以上であります。

1番（高野孝一君） 24年度の決算報告には150件というふうに記しておりますけれども、23年度を合わせてどのぐらいだったのかなというふうに感じて質問をしたわけであります。

その災害状況でありますけれども、村が25年3月29日に発行した「飯館村2年間のあゆみ」ダイジェスト版には、被災状況をこういうふうに記しております。先ほども課長のほうから説明ありましたが、人的被害、死亡1名（相馬市で津波により）、軽傷1名と。物的被害、路肩陥没、土砂崩れなど、林道、農道合わせて約70カ所、家屋は屋根損傷など軽微な被害多数、水道管破裂、全村断水、全村停電、電話不通、携帯電話不通であります。家屋は、屋根損傷など軽微な被害多数という表現で、全てこの範疇で処理したということでしょうか。改めてお伺いいたします。

総務課長（中井田 榮君） 今ほどお答えさせていただきましたけれども、建物等については先ほどお答えした内容でございます。震災等時は混乱もあって、防災電話等で逐次県のほうには「全壊等ございますか、建物の被害ございますか」というようなことで、報告は、その当時は、ぐし瓦が落っこちた程度で建物が倒壊したというふうな状況がございませんでしたので、先ほどご質問の中にありましたように、速報の中には載っていなかったというふうな状況かなというふうに考えております。

1番（高野孝一君） 次に、災害関連死がありますが、平成25年5月1日に復興庁が東日本大震災における震災関連死の死者数に関する報告書をまとめております。震災関連死の死者とは、東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象として亡くなった方と定義されております。25年3月31日現在、全国で2,688人が亡くなり、福島県では1,383人、当村ではこの時点で42人とされています。24年3月31日現在では、全国で1,632人、福島県で761人、飯館村では35人であります。復興庁では、昨年3月に助かった命、助けられた命があることを真剣に受けとめ、震災関連死の死者数と、原発事故により避難指示が出された市町村の1,263人を対象に、将来の災害に向けた対応策を検討するとともに、原因の調査を行っております。

す。このうち福島県の関連死の原因として、大きく避難所における生活の肉体・精神的疲労が約3割、避難所等への移動中の肉体・精神的疲労が約3割、病院の機能停止による初期治療の遅れ等が約2割となっております。その後1年経過した調査についても報告しておりますが、当村の災害関連死の人数を年度別、原因別に再度お伺いをいたします。

健康福祉課長（藤井一彦君） ただいまご質問のありました福島県における災害関連死防止のための検討報告書でございますけれども、これは平成24年の9月30日現在で災害関連死の死者数を把握をして、これもこの時点で協力が得られる市町村から復興庁のほうが資料を集めて、その資料を復興庁のほうで判断をされて、今言われたような幾つかのカテゴリーの中に分類をして結果を出したということでございます。でありますので、うちのほうからこの形での報告等はしておりませんし、それから調査もかけておりませんので、今言われた例えば避難所等における肉体的・精神的な疲労に当たる方が何人なのかとか、それから移動中の疲労に当たる方が何人かという統計は村では出していない状況でございます。ただ、この3つの中によりますと、うちのほうは避難所等の移動中のものというものは計画避難でありましたのでそんなに多くはないのかなと。それから、病院が停止をしていることによる初期治療の遅れというのも多少あったかと思いますけれども、そんなにもこれも多くないのかなというふうに思っているところではございます。多くは避難所等における生活の肉体的・精神的疲労に当たる方が多いのではないかというふうに考えているところでございます。以上です。

1番（高野孝一君） 国においては、25年3月11日以降、いわゆる震災後2年経過した災害関連死はゼロとなっております。2年以降の死亡は関連死には認定しないという国の方針なのでしょう。今後も避難が原因により2年以上経過して傷病が悪化し亡くなる方がこれからも生じることは明確であります。関連死の対策として、暑さ、寒さの環境改善、保健師等による巡回健康相談の強化、心のケアのさらなる強化、精神的ストレスに対するサポート体制が必要とされておりますが、所見をお伺いいたします。

健康福祉課長（藤井一彦君） 議員ご質問のとおり、それらの対策は非常に大切でございます。うちのほうでも、それに向けてやっぱり健診をまずたくさん受けていただいたり、それから健診結果によって健康状態を知っていただいて、それを治療が必要な方は必ず確実に医療機関に結びつけるといったことも、訪問とか、それから結果説明会等でもやってございます。健康の維持改善につながるような運動教室や食事の教室、それから健康教室なんかも行っているところでございますので、今後ともこういったことに力を入れてまいりたいというふうに考えております。以上です。

1番（高野孝一君） 次の質問に入ります。

地域防災計画の中に防災訓練に関する項目があります。震災前まで、村では本計画に基づき年1回、おおむねメイン会場を密集地である草野、飯樋、臼石の3地区を輪番制で防災訓練を実施し、多くの防災関係者及び住民の皆さんのが参加してきました。今回の災害において、これまでの防災訓練が生かされた点、あるいはこうすれば良かったと思われる点などについて、概要で結構ですので所見をお伺いいたします。

総務課長（中井田 榮君） 防災訓練につきましては、村の消防団を始め、広域消防のほうに

お世話になりながら毎年訓練をさせていただきまして、防災の生命・財産を守る活動をしていただいているところでございますけれども、実際毎年訓練をしているというようなこともあるって、今回の原発災害におきましても、消防団を始め、多くの消防団関係者にお世話になりながら今回の震災対応ができたものというふうに考えているところでございます。

1番（高野孝一君） 次の質問に入ります。

先ほど、原子力災害対策編は3月の議会において承認をいただいたとの答弁であります。が、現在、全村避難している状況にあっても、村内には警察官や消防職員、見守り隊、避難せずに操業している事業所と再開した事業所、そして除染のために従事している関係者が多く村内に在住しております。特に、来年4月からの除染の作業員数は、1日に4,000人になるとのことであります。原発事故が未だに収束していないことや、ようやく廃炉作業が第2段階に入り、4号機のプール内の核燃料の取り出しが始まり、その作業は来年12月末とされ、取り出しの際のリスクが報道されております。この原子力災害対策編の概要版を作成し、配布するとともに、特に実施しておかなければならぬ事前対策として、災害収容の活動体制と住民等への的確な情報伝達体制、緊急連絡体制は関係者に周知すべきであると考えております。再度お伺いいたします。

総務課長（中井田 榮君） 先ほど来から専門的な詳しいご指摘をいただいているところでございますけれども、現在県のほうで防災計画を策定中だというようなこと也有って、先ほどお答えしましたように、25年の3月議会におきましては、この原子力対策編をとりあげ県のほうから早急にというふうなことでまとめさせていただいたところでございまして、その後、先ほどご質問のあったUPZ、半径30キロ以内のところに係る市町村においても、特にまたその後の改正があるようありますので、今後県の防災計画の進捗を見ながら、村の全体の防災計画を見直しながら、今ほどご指摘のあったところも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

1番（高野孝一君） 水、食料、日常必需品を始め、必要な防災関係資機材、防護資機材については、新年度に予算を確保して災害に備えてしっかりととした備蓄をすべきであると考えております。これに関してですが、全村避難後も、村内では火災が発生しています。平成23年は11件、昨年は2件、ことしは2件ですが、この4月に神社が火災になり、1名がお亡くなりになりました。また、昨年は行方不明者などの捜索なども行っております。今回の原発事故により、大規模な林野火災や長時間にわたる災害活動が発生した場合、現場の活動に当たる消防団員や、駆けつけた住民の皆さん等が、放射性物質の吸引や汚染防止のため防護資機材を着用して被ばく線量をできるだけ抑えなければなりません。そのためには、活動する皆さんに防護服、防じんマスク、防護マスク、ゴーグル、ゴム手袋を着用させる。また、放射線量を計測するための個人の線量計、サーベイメーターやシンチレーション、災害が長引けばスクリーニングや除染の実施まで行わなければなりません。被ばくはできるだけさせないという危機管理をもって対処しなければならないと考えております。再度、消火活動に従事する皆さんの防護資機材の備蓄に対する所見をお伺いいたします。

○ 総務課長（中井田 榮君） 今ほどご指摘のあった消火活動に伴う防護服等々の準備でござりますけれども、村としても今ほど言ったとおり完璧には準備はできていないかなというよう思いますけれども、消防団の活動におきましては、防護服をつけていただくように予算をとって現在対応しているところでございまして、今後、防災計画等を含めて当初予算にその辺検討できるところは検討していきたいというふうに考えております。

○ 1番（高野孝一君） 庁舎の整備ですが、具体的なものは今後協議をするととの答弁をいただきました。平成17年1月に納品された設計図書では、現在の場所の南側の場所に建設計画、東向きの車庫、事務室、会議室は南側に配置し、車庫の西側には個室の仮眠室を設け、災害出動の動線を考慮しています。構造は鉄骨づくり平屋建てで、延べ面積約777平方メートルとなっております。新築後は、その後40年、50年、使用するわけであります。帰村する住民の皆様の人数がどのようになったとしても、広域消防は維持しなければなりません。村内拠点の整備の重点事項として整備をすべきであると考えますが、再度建設時期についてお伺いいたします。

○ 村長（菅野典雄君） 今25年度で公民館を壊し、26年ないし27年の夏ぐらいまでには確実に公民館が新しくなるということです。消防分署、この公民館の一角に配置するというのも決まっております。ですから、28年度以降ということではないかなというふうにこう思っています。できるだけ、出入りの問題、それから資金の問題などなど綿密に検討させていただき、あるいはご相談させていただいて、村民の安心・安全のためにも分署の重要性を位置づけをしていきたいとこのように思っているところであります。（「以上で質問を終わります」の声あり）

○ 議長（大谷友孝君） 6番 伊東 利君。

○ 6番（伊東 利君） 平成25年第9回飯舘村定例議会において一般質問をいたします。

○ 避難生活も長引き、3度目の厳しい冬、また正月を迎えることはなりません。遅々として進まない除染と復興に多くの村民は先行きの見えない日々に不安を抱きながらの生活を余儀なくされております。特に、高齢者の皆さんにおいては、住居の狭さなど、さらにはコミュニケーションの不足等により体調を崩される方も多く見受けられ、大変心配されるところであります。今後、村民の生活が少しでも安定するよう、健康で生活が送られるよう、先の見通しが見える施策を求められております。

○ それでは質問に入らせていただきます。

○ 質問の1つは、復興計画について伺うものであります。

○ 生活インフラの整備ですが、復興計画の中に村に戻る人が困らない生活インフラの整備を明確に示すべきだと思います。例えばスーパー、コンビニ、商店、交通機関、葬祭場など、生活のできる条件整備について伺うものであります。

○ 次に、しばらくは戻れない人、戻らない人への支援対策についてですが、借り上げ住宅等に避難している人の中には大変不自由な環境で生活されている村民がおられます。少しでもよい条件の借り上げ住宅への借りかえが求められておりまして、その家賃支援の継続が図られるようすべきと考えます。

○ また、移転をされる方の土地や住居確保にかかる支援策についても伺います。

2番の営農再開について伺います。

避難先で営農を再開し、花卉、野菜などの栽培に取り組まれておりますが、その成果と課題は何か伺います。

村長（菅野典雄君） 6番 伊東 利議員のご質問にお答えさせていただきます。

復興計画についての2点をまずお答えをさせていただきたいと思います。

復興計画では、村内の復興拠点を整備し、公民館や村営住宅、診療所などの公共施設の整備再開を図り、そこから村全域へと復興を拡大したいというふうに考えているところであります。もう既に村では以前残っておりました会社、特別養護老人ホーム、そのほかに25社程度がグループ補助金の支援を受けて事業所を再開して帰村に向けた準備をしておりますし、帰還・再生加速事業や生活環境整備事業などにより公共施設の整備復旧が進んでいるところであります。

ご質問の生活インフラ整備につきましても、村民が村に戻るためにには、ただいまありましたスーパー、コンビニ、商店、あるいはいわゆる交通網をどうするか、葬祭場などなど不可欠な施設でありますので、これから商工会、あるいはJAなど関係機関・団体と協議をいたしまして、復興のステージに合わせてそれぞれ国の事業などをうまく使って整備をしていきたいとこのように思っているところであります。

それから、借り上げ住宅に避難されている方の中には、全村避難に際し急いで避難しなければならなかつたこともあります、周囲の環境などを考慮する余裕もなく避難場所を選択して、不自由な生活を送られている方がいるということは私たちも知っているところでございます。かつては借り上げ住宅の借りかえは1度だけはできましたが、現在は県外から県内に住みかえる場合や勤務先の都合で移らざるを得ないなど、特別な場合のみ災害救助法による適用が受けられることになっており、個人の判断で住みかえた場合には、基本的には借り主自身が家賃を支払い、東京電力に賠償請求をするということになっているわけであります。

次に、移転先の土地や住居確保の支援策でございますが、村外の不動産情報などについてはこれから村で集約して皆さん方にお知らせをしていくということは十分可能だと思いますが、村が避難者のための土地を確保したり、分譲地をあっせんするなどということはなかなか難しいのではないかと考えているところであります。

他の質問、営農再開については、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、2の営農再開についての避難先での営農再開でのその成果と課題は何かの質問にお答えさせていただきます。

まず、花卉農家についてであります。平成24年度に復興交付金による被災地域農業復興総合支援事業で整備をいたしました。パイプハウスによるトルコキキョウの栽培は、今年度より本格的に栽培を再開し、出荷販売をしております。開始当初は、飯館と異なる気象条件や土壤状況により生育等に不安があったようですが、ほぼ順調に推移し、販売についても高値で取引されたようあります。また、小菊の栽培については、一部の圃場で生育のばらつきが見られたようですが、他の農家については順調で、今後規模

を拡大したいとの考え方もあるようでございます。

次に、野菜栽培についてでありますと、県単事業の避難農業1次就農支援事業により、ギョウジャニンニクやキャベツ、白菜など、各種野菜の栽培を実施しております。出荷販売については、一部直売所等での販売をしているようですが、小面積に多品目の野菜栽培が多く、出荷までは至らない農家が多いようあります。

また、畜産農家でありますが、避難先での経営でありますので、水稻や野菜の作付など複合経営が困難であるため、堆肥の処分に苦慮している農家もあるようございます。

ただ、本宮市場の11月の競りの状況を見ますと、2日間で824頭が出荷され、雌の平均価格が50万1,288円、去勢が58万1,460円と高値で取引されているようあります。

いずれにしましても、営農を再開された農家の方々は、いろいろな課題はあるものの、目的、充実感を持って取り組んでおられますので、村としましても、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。以上であります。

6番（伊東 利君） 何点か質問をさせていただきます。

住民アンケートでも、村に戻った場合、心配されることとは、商店が再開しないと生活が不便で心配だというものがあるようあります。一方、どのような条件が整えば店舗や事業所が再開できるかということでは、やっぱり村民がある程度戻ってこなければ再開できないということです。ということで、私はJAにちょっと確認をしてきました。今までAコープ等で村の台所を担ってきたわけでありますけれども、Aコープ、スタンド、前に計画がありました葬祭センター等が再開できるのかということでその計画について伺ったのですが、スタンドは今改修工事をやっておりまして5月ころ完成をするようですが、再開についてはまだ白紙のようあります。また、Aコープについてですが、村民が戻るよう前向きに検討はしていきたいと。しかし、ただ何人戻るかが問題であるということです。葬祭事業については、残念ながら今白紙状況だということで、それにしても、やはりこの方々が迷う、必要ではあるが迷うというのは、採算性がやっぱり問題になるわけです。赤字経営はできませんので、そこでそういう支援対策について何ができるのか伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 今ご質問ございましたように、間違いなく住民にとって必要な施設であります。そのかわりやるほうにとっては採算がどうなんだということありますので、今のところこの復興に関しては国のほうからいろいろな事業がありますので、そういうものをやっぱり対応していくということがまずあるのかなという気がします。それから、これから先の採算性ということありますけれども、あれもこれもという話にはこれはならないということはご存じだろうと思いますが、何らかの形でやはり住民にサービスをしていかなければならぬということになれば、この先、まだまだどういう形になるかはわかりませんけれども、ある程度村としても考えなければならないのではないかというふうに思っております。例えばそれは商店をあけるというときにちょうど国の制度があればいいわけでありますけれども、ないということになれば何らかの考え方も必要だろうとこんなふうに思っています。あるいは、採算性ということになれば、多分私は永遠にという話にはやっぱりなかなかならないだろうと思いますから、とりあえず住民が仮に今のところ3

分の1ということになれば、いざれどうなるかわかりませんけれども、だんだんと戻ってきていただくようある一定の期間どういうふうに考えるかとかいろいろなことが考えられるだろうと思いますが、村の財政、そんなに豊かではございませんので、その辺はもうこれから皆さん方との話し合いで住民のためと思えばやれるものはやれるし、そこはやっぱり無理だということになれば無理ということをお互いに執行機関といわゆる議決機関とのご相談次第でいろいろなことが考えられていくことも可能ではないかというふうに思っております。以上であります。

6番（伊東 利君） 実は、新聞報道にありました、川内村の取り組まれている状況もあるわけですが、当然川内村はもう避難解除されて戻られているからだとは思います。この中には、国の予算で商業施設を整備する場合の費用、これは整備のほう、4分の3を国が助成してやるというようなことが打ち出されていまして、それは経済産業省の補助金だと思いますが、商業施設を村が準備して、地元農家、商工業者が設立した企業で運営していくと。スーパー やクリーニング店などが入っていくんだというようなものがあるわけです。ただ、今後の施設維持が課題となると、やっぱりこれは住民の帰還が十分でないとそういう状況になるわけでありますし、営業成績が赤字になると予想されると。村は、損失補填する考えで、財政を圧迫するおそれがあるんだが、維持経費や営業に関する費用の支援をしたい、こういう打ち出し方をしています。まだ、飯館村については計画の段階ですからそこまでに入ることはないのかもわかりませんが、このような準備をしておかないと村民も安心して戻ることができないことになると思いますので、もう一度お聞かせ願います。

村長（菅野典雄君） 私もその川内村の記事、非常に興味を持って読んでおりました。我々も、今商工会のほうに、例えばなかなかそれぞれ自分の店を開くというのは非常に不安だとこういうこともあるだろうと思いますから、何か共同店舗的なことを我々がいろいろな事業を使ってやることができないだろうかという話もありますし、また今県道沿いに、県が道の駅をつくる計画があります。そういう中にどういう、道の駅はあくまでもトイレと駐車場でありますけれども、そういうものをどういうふうに入れていかかというところも考えていかなければならないなとそんなふうに思っていまして、一つ一つ、今まだ残念ながら村が戻っていないものですから、村民が戻っていないものですからなんですが、今からそういう計画は当然つくっておいて、次々とやはり事業に着手をしていく、あるいは手を挙げていくということが大切だというふうに思っていますので、今週もまた商工会とお話をすると予定が入っています。これから、農協、それから事業主などなど、精力的にその会合を持って、それぞれの意向などを聞きながら、村全体、あるいは村民のことを考えてやつていきたいとこのように思っているところであります。

6番（伊東 利君） もう一点伺います。

葬祭事業ですけれども、今まで村の状況は組単位というかそういう方々の葬儀のとり行い方をしてきたと思います。今はほとんど避難の先でありますから、斎場を利用しておられます。戻った場合、やはり特に戻る多くの方々はお年寄りであります。そういう今までの慣習的な葬祭事業はできないものだと思いますが、今、農協が当時土地を取得して準備してきたわけでありますけれども、そのものが白紙状態になりますと、いざれかさつきの商

業施設と同じではあるかと思いますが、川内村の例をまた言って申しわけないですけれども、あれはJAの集会所なんだかを借用して村が整備していると思うのです。そこで葬祭事業を取り組むという報道なり報告があったやに私は思っています。ですから、そういう関連の事業もやはりそのような公的民営的なものですか、そういうもので運営せざるを得ないんではないのかなという考え方があるわけでありますけれども、もう一度お聞かせ願います。

村長（菅野典雄君） 葬祭事業も、見てはおりませんが、記事として読んでよくやっていらっしゃるなというふうに思っています。これまでに飯舘村はいいたてクリニックが公設民営とこういうことをやってきて、ある程度成果を上げているということではないかなという気がします。したがって、非常に高齢化が今までの30パーセントからかなりこう上がっていいくということ、さらに飯舘村に戻ったときに、やはり福島とか南相馬の斎場という、あるいは川俣のというのもなかなか大変でありますから、村の中にはやっぱりどうしても斎場が必要だなというふうに私も思っているところであります。したがって、どういう形になるかわかりませんけれども、一つの流れとして新しく建てるか、あるいは今どこかに入っている施設を活用するかどうか、我々村としてはいろいろな事業をこの復興に絡ませながら、公設民営というのも考えられないことではないとこのように思っていますので、その辺、また担当していただくところとの話し合い、あるいはどんな事業がうまく当てはめられるかなどなど、検討の課題に上げさせていただきたいというふうに思っています。

6番（伊東 利君） ぜひ関係機関との協議、そういうものを十分に進めて、村に戻る前に、この復興計画の中に打ち出すことによって、ああ我が村にはこういうことができるんだと、だから安心で戻られるというような状況をつくり出すことが大切だと思います。

次の質問をしたいと思います。借り上げ住宅に避難されている方、先ほどもありましたように、大変急いで避難したということで、住宅を選ぶこともできず、それなりに入っていたと私は思います。そういう中で、今回、私は、今まで仮設は回ったことはありますが、借り上げ住宅を回ったことはなかなかございませんでしたが、今回多くの借り上げ住宅を回ることができました。全く立派なうちに入って大変条件がいい方、さらにはよくここに入っているなというようなところに入っている方、全く大変な差があるようあります。ここには借り上げ住宅の借りかえは1回だけだということで借りかえた方も多い多分多くあるんだと思いますが、情報もなく、なかなかそういうところを見つけることもできなくて借り替えができなかつたと。それで、今窮地に追い込まれています。というのは、この先何年後に帰村が明確になるのか、きのうも議論がありましたけれども、28年なのか29年なのか、ずっとこう続くわけです。この災害救助法による適用が受けられるというのは、これ4年だけなんですか。後また伺いますけれども、そういう状況ではあるようありますし、何とかいい環境で帰村を待ちたいなということで、不動産、先ほど村長から住宅情報、不動産情報を提示したいと、こういうもので支援したいというようなことがありましたけれども、そういう方がおられるわけであります。このことについては、後は東電で払ってもらえばいいんだということですが、それだけではなくて、この支援が東電は東電で、あともう一回話しますけれども、継続的な借り替えができるてどんどん災害公営住宅が

できるまでそういう措置がとれないのかということを改めてお伺いします。

生活支援対策課長（細川 亨君） ただいま借り上げ住宅の質問でございましたが、25年4月以前については、一度の借りかえは可能であったということでございましたが、25年の4月から借り上げの制度が変わりまして、3点の要件のうち1点でも満たせば大丈夫ということあります。この3点というのは、まずは1点目に大家さんの都合による場合は借り上げが可能ですと。2点目については、飯舘村に近づくような借り上げ住宅を借りた場合、いわゆる福島から川俣の借り上げに移った場合とか、会津若松から福島市に移った場合、こういうふうな場合が借り上げ可能でございます。3点目には、先ほど答弁の内容にもありました東電賠償による住宅の借り上げの場合。この3点が、25年4月より借り上げ制度が変わって、このような借り上げができるということになっております。済みません、あと、勤務場所です。勤務場所により変更を余儀なくされた場合、この場合も借り上げの変更は可能でございます。以上、借り上げ住宅の25年4月から変わった部分について私のほうからお答えいたします。以上です。

6番（伊東 利君） 実は、私もその該当者の一人ということで役場を訪ねてこのことを知ったわけであります。それまで、どこでこの借り上げが打ち切られてこのことができなくなったのかというのを我々知らなかつた、正直申し上げまして。勉強しないのが悪いんだかなんだかわかりませんけれども、こういう状況だったんです。私も、大変な、4世代7人で生活していますから狭くてどうにもならないと。これはどうと尋ねてこの話を聞きました。その前に村を回って見たところ、大変な状況でみんな生活している。だから、変わつたらいいところ探されるのではないか、今はみんな移動していろいろあるようだよということで、私は投げかけてきたんです。ところが、これでは全然だめですよね。この第2番目に言いました村に近づく条件というところについて、川俣にいた人は飯舘に行くしかないんですよ、この先に行くのは。そうすると、川俣にいる条件は何だったんですか。家族が分散しないように、学校に通いやすいようにやっていたものが、この場でそれが皆さつとなくなってしまって、さあ後は東電に請求してください、東電は支払いますよだけれど私はだめだと思うんですが、もう一度お聞かせ願います。

生活支援対策課長（細川 亨君） ただいまの質問にありましたが、この連絡が住民に周知されなかつたということに関しましては、私のほうでちょっと皆さんに連絡しなかつたということについては、本当に申しわけございませんでした。あと、川俣まで行っちゃいますと、それ以上近いところといいますと本当に飯舘しかなくなってしまうので、借り替えというのは東京電力の賠償に頼らざるを得ないというのが現状でございまして、1年間立て替えていただきまして精算という形しか今のところないのが現状であります。あと、先ほどの前の質問にもありましたが、今現段階で借り上げ住宅の制度はもう一年更新ということで、27年の3月31日までは延長が決まっておるということも一緒に答弁したいと思います。以上でございます。

村長（菅野典雄君） 大変申しわけございませんでした。これから遅まきでありますが、その辺のところをしっかりと住民に広報なりなんなりを通じてさせていただきたいということでありますし、いわゆる東京電力が間違いない賠償するのかどうかというのも確認をし

ないと、ただ言っているだけの話では私たちは責任は持てないということありますので、それも急いで確認をさせていただいてお知らせをする段取りをしたいというふうに思っております。

6番（伊東 利君） 今、村長からありましたように、東電の確認、私は確認をしました。そうしましたらば、今私の事例だけ申し上げますと、7人でいます。狭いから大きいのを借りたいとこう思ったんですが、そっくり移動したのは家賃対象のものにはなりません。狭いから半分出ていって別なのを借りたらば、その部分は支払うとは言わなかつたけれども、支払い対象となります、こう言うわけです。だから、こうやって分散してきて、さらに分散をさせるような仕組みしかできていないんです。ですから、このことは今村長が言いましたように、しっかりと東電で、そういう村、国が、県ができないというならば、やっぱりきっちと今の状況を補つてもらう、払つてもらうような状況をつくつてもらうようにぜひ確認をしてもらいたい。もう一回お願いします。

村長（菅野典雄君） 今聞いて何という加害者としての非情な発想だろなというふうに思います。ちゃんと家族が大勢で過ごしてきたのを、なおしっかりとやりたいというのを補うんではなくて別れればという話は、まさに加害者としての考え方としては全く納得ができないということでありますので、どこまでできるかわかりませんが、至急東京電力とかけ合いたいと思います。

6番（伊東 利君） しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、営農再開の部分で1点だけお聞きします。

営農再開、慣れない土地でご苦労なさっているわけでありますけれども、そういう中でこの報告には大変良かったということで、販売高も高く推移したというようあります。私も、花卉栽培者とちょっと懇談する機会がありまして、お話を聞きました。いや、苦労した点は何だいと聞いたらば、やはり土地がやっぱり飯館とは違うんだと。だから、なかなか花をつくつても柔いものしかできないと。しかし、JA福島に出荷したらば、販売ルートが違うもんで今まで飯館で出していなかった市場に出てもらったためかもわからないけれども、まず高値で販売してもらったと。地元の方々にも面倒見もらっているということであるようあります。なので、今の状況は安心できるのかなと思っておりますが、やはりこの土壤改良というのですか、それがなかなかない土地での悩みなようですので、何かできないものかということと、もう一点は、今一生懸命取り組んでいる方が将来この技術を持って飯館でまたこの営農事業、再開される意欲をどのくらいお持ちなのか、確認したいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 営農再開のご質問でありますが、今議員のほうからありましたように、避難先で本当に初めての土地、気候が違う、土が違うという中でいろいろご苦労されながら営農させていただいております。今お話ありましたように、苦労した点で土が違う部分があったという話であります。私どもも担当のほうも現地に赴いた際にやはりいろんなお話をいただいているということあります。今具体的な策としまして土壤改良という話がございました。一応県単事業の中で園芸産地という事業がありまして、その中にもソフト事業として土壤改良剤の購入という部分は1項目あるものですから、今度そ

の事業、当たっての部分についてはまだハードはないという部分もありますので、この辺、県のほうとの確認もしながら、あと村でも何か支援できるものがあるかどうかちょっと検討させていただければと思います。

あと、今回避難先での営農者の方々につきましては、復興交付金等を使わせていただいている方々については、まずは復興交付金等の事業を採択してもらう中としましては、今まで持っている技術を継承して避難先で営農していただくと。将来的には飯館に戻って営農してもらうという部分の条件的といいますか物語をつくりながらやっているという状況では、営農者の方々もその辺についてはきちんと説明をさせていただいているところでございます。それについて、村としましても、やはり将来は飯館村で再開していただくという思いでいろんな支援をしてきたところでございますので、今後は営農者の方々と、それについては協議をさせていただきたいというふうに思っております。以上であります。

（「終わります」の声あり）

議長（大谷友孝君） 2番 渡邊 計君。

2番（渡邊 計君） 東日本大震災から本日で2年9ヶ月経過しようとしております。当村は、相馬郡内では被害が一番少なかったんではないかと思われます、震災そのものの。ただ、原子力災害、これによって多大な被害が発生しております。現在、原発災害からの復興が遅々として進まない現状、いろいろ難題が山積しております。村民の代弁者として6項目20点について質問いたします。

まず、除染について伺います。

イグネ、また家の周りの山、つまり里山等について多くの住民より不満の声が出ていますが、村として改善策があるのか、国に要望する考えはあるのか。また森林、ため池、河川の除染はいまだ何も示されていませんが、村のほうとして今後の取り組みについて所見を伺います。

次ですが、年間1ミリシーベルトを目標とした除染計画を明確化し、一度の除染で終わるのではないかという村民の不安を払拭すべきと考えるが、所見を伺います。

次に、減容化施設についてお伺いいたします。

蕨平行政区以外の村民は突然のニュース報道で初めて知り、驚愕させられました。まず、蕨平行政区との合意書は取り交わしてあるのか、その内容はどのようなものなのか示してくださいたい。

減容化施設は1行政区だけの問題ではなく村全体の問題であると思われますが、近隣行政区への説明はどうなっているのか、また施設の安全対策、高線量汚泥の運搬対策を示していただきたい。

さらに、モニタリング調査の方法、実施頻度を明確にということについてですが、環境省に対して不信感を抱いている住民も多い中で、住民団体によるモニタリング調査及び視察等を容認すべきと考えますが、所見を伺いたいと思います。

8月29日、鮫川村で同じ構造の施設が爆発事故を起こしたことは周知のことだと思いますが、10月22日、千葉県柏市の清掃工場で同様の機械で同様の爆発があったことはご存じでしょうか。万が一事故が起きた場合の責任の所在について、村にあるのか、メーカーにあ

るのか、国にあるのかを伺いたいと思います。

次に、線量計とモニタリングポストについて伺います。

今、各行政区にありますモニタリングポストの数値が村民の実測値よりも2割、3割近く低く表示されておりますが、村としてはどのように捉えているのか、国に是正を求める考えはあるのか、所見を伺います。また、村配布の線量計、これもモニタリングポストと同じ富士電機製のものですが、同様に他メーカーの線量計よりも2割、3割低く表示されておりますが、今回の校正でどのような精度になってくるのか、またどのような精度にするよう要望しているのか伺いたいと思います。

次に、復興住宅について伺います。

復興住宅の必要数をどのくらいと考えているのか、また個人で住宅を取得した数はどのくらいあるのか把握しているのでしょうか。今回、復興庁のアンケートでは、復興住宅がどのようなものか理解しがたいのではないかと思いますが、いかがなものかお伺いさせてください。また、アンケートではなくもう対面調査の時期に来ているのではないかと思います。一人一人、一軒一軒の意見を聞き、今後の取り組みについて所見を伺いたいと思います。

次に、帰村の条件と保障及び賠償について伺います。

国は、福島県においては年間20ミリシーベルトを帰還の基準にしようとしていますが、法律では年間1ミリシーベルト、これは国際法でも同じです。これは法の下での平等に鑑み、人権侵害に抵触するのではないかと思われますが、所見を伺いたいと思います。

また、国のはうは、基準値をクリアするのが難しくなり、今度ガラスバッジによる実質被ばく線量で数値を下げようとしておりますが、村長は今までの懇談会の中で親御さんがガラスバッジをつけさせてくれと懇願したにもかかわらず、ガラスバッジをつけることを固辞してまいりました。しかし、今後国の指針によった場合、どのように考えているのか、また帰村後の放射線量の管理をどのようにするか、所見を伺います。

宅地、農地の除染終了後、半年、1年ぐらいは線量の動向、下降線をたどるのか、上昇線をたどるのか、そういう推移を確認した上で避難解除の時期を考えるべきではないかと思うが、所見を伺います。

飯舘村におきましては、山菜、キノコなど、生活の一部を担ってきました自然の恵みが高線量のままでは飯舘村民本来の生活ができないのではないかと思いますが、いかがなものか所見を伺います。

現段階では若い方の帰村は難しいと思いますが、帰村後の人口維持と生活が成り立つまでの補償、支援をどのように考えているのか、所見を伺います。

また、個人で家を取得した方、今後取得しようとする方に対する支援・援助の具体策はあるのか、伺います。

次に、村民のコミュニティー・絆についてお伺いします。

村長は、かねがねコミュニティー・絆の大切さを訴えてきました。借り上げ住宅避難者と多くの村民の居住地がわからないため、絆が寸断されようとしているのではないかどうか。電話帳など製作すべきと考えるが、所見を伺います。

現在、村外校、村内校に通う生徒に対し、補助を差別しておりますが、同じ被害者であり、同じ村民であるのに、差別することにより、住民同士、子供同士の絆が壊れるのではないかと危惧されるが、所見と今後の施策についてお伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 2番 渡邊 計議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、減容化施設、5箇所ありますが、関連がございますので一括してお答えをさせていただきます。

1点目の蕨平行政区との合意ですが、今回の減容化施設の場所選定に当たっては、議会と相談をいたしまして村内何ヵ所かの候補地を挙げながら、候補地の地権者、行政区と協議をしてまいりましたところですが、その結果、蕨平行政区の住民の皆様の寛大なご理解により、減容化施設の設置場所として選定をさせていただいたところであります。

合意書の取り交わしのご質問ですが、蕨平行政区並びに蕨平牧野組合と村内組合との施設設置に当たっての合意書の取り交わしは直接行ってはおりません。蕨平行政区長を中心とする住民の方々とは、設置に向けての安全・安心対策について、行政区、村、国と十分な協議を行いまして、その意向を取り入れた確認書を去る10月9日に村と環境省とで取り交わしたところでございます。その内容については、運用の安全対策、運用期間、安全な焼却灰の保管方法、地元住民に配慮した運搬計画策定、適正運営のための協議会の設置など9項目になっているところでございます。

2点目の近隣行政区への説明でございますが、要請のある行政区について減容化施設の必要性・安全対策などの説明をしてこれから理解を求めてまいりたいと思います。

次に、3点目の施設の安全対策、高線量の汚泥運搬対策でございますが、施設の安全対策でありますが、国との確認の中では排出ガスからの放射性セシウム拡散対策として、放射性セシウムを含んだ微粒子の灰を補修するバグフィルターを2段設置するようになっているところであります。

また、排ガス冷却に使用する冷却水は、全て蒸発するために外部には流出しないということになっています。

焼却灰については、キログラム10万ベクレル以下はフレコンバッグで屋内保管、それから10万ベクレル超えたものはコンクリートボックスのような遮断効果の高い容器で保管するようになっているところであります。

仮設焼却炉運転に当たっては、操作マニュアルを作成いたしまして、操作での誤作動があった際には次の操作ができないようなシステムを取り入れる対策をすることにしております。

次に、高線量の汚泥運搬対策でありますが、下水汚泥については村外から搬入する計画でありますので、遮蔽効果のある運搬車を使用して運搬経路での空間線量の上昇にならないように、あわせて運搬中に下水汚泥が流出しない対策を講じるということでございます。

4点目のモニタリング調査でありますが、まだ発生しておりませんが、現段階の計画では排出ガスの測定として焼却開始当初の1カ月間は1日1回測定し、2カ月目以降は週1回、4カ月目以降は稼働状況を見ながら月1回を計画しているということでございます。

また、連続式放射性物質監視装置も設置をしておりまして、リアルタイムで排出ガス中

の放射能の監視を行い、敷地境界、敷地外の空間線量測定として放射線モニタリングポストを村内外に7カ所設置をしてリアルタイムで空間線量を測定するということでございます。

なお、住民団体のモニタリング調査でありますと、敷地外であれば問題がないとのことであります。

次に、5点目の責任の所在でありますと、今回の除染、廃棄物の減容化施設の事業主体は国でありますので、万が一事故が起きた場合の責任は国と考えております。

村といたしましては、施設稼働中に事故が起きることは絶対あってはならないと強く考えておりますので、地元住民、村、国、県でつくる協議会で情報公開や意見交換をしっかりと行いながら、安全な稼働を求めてまいりたいというふうに思っているところであります。

次に、帰村の条件と保障及び賠償でございます。

村は、被ばく線量が年間20ミリシーベルトを超えるとされ全村避難となつたわけですが、戻る際にもこの基準を適用されることは大方の人が納得できるものではないと考えているところであります。このため、村では居住空間の除染に加え、農地についても、剥ぎ取りで除染をしていただくよう國に強く要望し、村の意向に添つた形で今除染が進められているということであります。まずは、当面、年間被ばく線量5ミリシーベルト以下を目標に除染を進めていただき、将来的には1ミリシーベルト以下になるように國に求めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、同じ項目の質問でありますと、ガラスバッジの配布につきましては、空間線量が測れないことや、短期間の計測では誤差が大きく、本村のように全域が避難指示区域となった場合での利用には適さないと思いまして、村では空間線量と累積線量がわかる放射線計を全戸配布したところでございます。

国では、空間線量から個人の被ばく線量を基準に改める方向で検討しているようですが、本村においても、帰村の際には個人の被ばく線量がわかるものが必要とも考えております。ガラスバッジにつきましては、長期間の蓄積を知るには有効な手段でありますので、希望者には配布できるような施策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、村民のコミュニティー・絆についてでございます。

後半の質問でありますと、放射線の健康影響が大きいと言われている子供たちの甲状腺検査、内部被ばく検査の受診率を上げるために、今年度より知の積み立て事業を行つてゐるところであります。この事業は、幼稚園、年少児から中学生以下の子供たちを対象に、卒業・卒園時に検診の受診回数に応じて図書カードを交付するものであります。少しでも村内の学校に通つていただきたいという思いでありますし、村外の子供も村の子供だということであることでありますと、そこに若干の差はあるわけでありますけれども、何しろ村の学校をどのようにこれからしていくかということを考えますと、そこにやはり意を用いなければならないということも事実でございますので、ご理解をいただければと思います。

なお、それ以外のあらゆる事業は、多くのイベントなどなど、全て村内・村外を問わず

に参加を呼びかけたり、あるいは景品についても、全て多額であったとしても平等に実施しておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っているところであります。

他の質問、大変数多くございますが、それぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、ご質問の1の除染についての3件について、関連がございますので一括でお答えさせていただきます。

まず、1点目のイグネ・里山の除染の改善及び森林、ため池、河川の除染について、まずイグネ・里山の除染の改善ですが、イグネにつきましては、建物の壁から斜距離で10メートルの範囲での常緑樹の伐採となっておりますが、村民からはイグネの伐採範囲の測定方法や危険木の未伐採の対応などの課題が挙げられております。また、今回の除染では、里山までの範囲になっておらず、宅地、農地周辺の林縁部から20メートルまでの範囲が森林除染となっておりますが、除染をしない森林部から生活圏への放射性物質の流出・拡散への不安の声が上げられております。

国は、除染ガイドラインへの対応はしないとの回答でありますので、村としましては、村民が安心して戻られる環境づくりが必要と考えておりますので、今後も継続して不安解消のための改善を要望してまいります。

次に、森林、ため池、河川の除染についてでありますが、国からは住宅周辺の森林除染の範囲、それよりも奥の森林及びため池、河川の除染については、具体的な内容が明示されておりません。国では、現在、森林除染について環境省が環境回復検討会で協議をしており、またため池については農林水産省が今年度から実証事業をしているところでございます。今後、何らかの方針が出されるかと考えておりますので、注視をしてまいります。

なお、河川については、まだ協議がされていないようでありますので、国に対して何らかの対策を講ずるよう要請をしてまいります。

次に、2点目の村民との話し合いでの環境省の対応についてでありますが、今まで村民との協議の場として行政区ごとの行政懇談会や除染説明会など、数多く村民との話し合いの場を設けてまいりました。

そのたびごとに村民から除染に対する要望、質問、意見が数多く出されました。国は除染ガイドラインの関係から即答ができなかったり、終始「検討する」との発言から、村民に不安や不信感を与えることがありました。村としては、このような対応ではよりよい除染、徹底した除染ができないと考え、村民から要望のあった中から農地除染の方法、イグネの伐採とその補償、除染不可能な建物の対応などを重要課題として捉え、昨年、約半年間の期間をかけて村・議会が連携して国に要望してまいりました。その結果、詳細が決まっていない内容もありますが、大筋で村民が要望する内容に改善されてきたところでございます。現在も、まだまだ村民からは個別の課題が出されておりますが、国の回答は終始ガイドラインの基準の説明でありますので、国に対しては柔軟で幅を持った考え方をするよう要望をおるところでございます。

次に、3点目の二次、三次除染についてでありますが、国は9月に除染計画の見直しが発表される前は再除染の実施について実施するとは明言しておりませんでした。その後、

除染計画の見直しの中に線量に応じてのフォローアップ除染について除染後に空間線量モニタリング調査をして、空間線量が下がらない、また何らかの理由で空間線量が上昇した場合については再除染するとの方針を打ち出しております。

村としましては、国が示した線量に応じての線量基準が幾らなのかを質しながら、再除染が必要になった場合には必ず除染するよう強く求めてまいりたいと考えております。

また、村としましても、除染後の状況をガンマカメラやモニタリング調査で確認をして、所有者に情報を提供してまいります。

次に、質問3の線量計とモニタリングポストの2点について、関連がございますので一括でお答えさせていただきます。

まず、1点目のモニタリングポストの数値ですが、毎日新聞紙で各行政区に配置してあるモニタリングポストの空間線量数値が掲載されております。モニタリングポストの設置をした当初、モニタリングポストの数値と村民が測定した数値に違いがあり、モニタリングポストの数値が低く表示されているとの情報をいただきました。国に問い合わせをしたところ、数値に違いがあるのは村ばかりでなく他自治体もあることから、国が調査をしたところ、モニタリングポストに設置してあるバッテリーケースなどの機材が線量検知器のそばにあり、放射線量を遮蔽していることが判明したため、昨年、バッテリーケースの移動などの改修をしたところでございます。もし現在も大きな違いがあれば、その情報を国に伝え、是正などを図るよう要請をしてまいります。

なお、測定地点や線量計のメーカーなどにより、多少の違いが出ることはご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目の線量計ですが、現在、全世帯に貸与している携帯型高機能積算線量計は、通常使用を開始してから1年を目安に校正、機械の調整をすることが望ましいとされております。校正に当たっては、国家基準に準拠した高い精度の機器で確認をし、指示誤差も10パーセント以内にしておりますので、今回の校正により正確な数値が確認できるものと考えております。

また、今回の校正作業のほかに防水パッキンや防水シール、電池パックの部品交換なども行いますので、今後も適正な空間線量、積算線量の把握ができるものと考えております。

続きまして、大きな5の4点目の自然のものについてお答えいたします。

国の示しております森林除染は、宅地、農地周辺の林縁部から20メートル程度が除染範囲となっており、除染の方法は下草、灌木の刈り払い、堆積物の除去、枝打ちなどです。その奥の森林の方針については、まだ決定していない状況であります。村としては、早く方針を出すよう国に求めているところでございます。おただしの山菜、キノコなどが収穫できず、本来の生活ができないことがあります。まさしく村民にとっては長年山の恵みによって季節感を味わい、生活をしてまいりました。したがいまして、村としましては、少なくとも里山周辺の除染をしっかりと行うよう国に強く要望をしているところでございます。

以上で私のほうからの答弁といたします。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 噫飯のため、暫時休憩いたします。

再開は午後1時10分からといたします。

（午前11時59分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

（午後1時9分）

総務課長（中井田 榮君） 私から3点についてお答えをさせていただきます。

初めに、4番の1点目、復興住宅についてお答えをさせていただきます。

復興住宅は、いずれは村に帰ることを前提に、それぞれの帰村の条件が整うまでの間暮らしていただくことを想定して建設するものであります。昨年11月に復興庁と行ったアンケートでは、災害公営住宅に居住したいという回答は、回答者861名のうち142名となっております。本村では、災害公営住宅を福島市飯野に23戸村営で整備するほか、県営で福島市内に60戸程度、川俣町町内に60戸程度、南相馬市内に20戸程度を要望しており、これらを合わせると163戸を整備する予定であります。

もちろん建設する場所はまだ明確ではありませんし、多くの方が迷っているということを踏まえますと、希望される方の数も変わってくると思われますので、今後、アンケートや具体的な入居意向調査を行うなどして精査をしてまいりたいと考えております。

また、ご質問にありました個人で住宅を取得した方の把握につきましては、全てを把握しているわけではありませんが、飯館村の住居にかわって避難先で住宅を取得した際に税の減免を受けるための証明は150件ほどとなっております。

次に、2点目の今後の取り組みについてお答えをいたします。

復興庁及び県との共催により本年11月に実施しました今回の住民意向調査につきましては、村民からも設問が難しいとのご指摘をいただいております。村では、復興庁に対し、行政区ワークショップに係るアンケートを実施したばかりであるし、設問がわかりにくいくのではという話をさせていただきましたが、災害公営住宅のニーズ把握のため、被災自治体全てにある程度共通した設問で調査を行いたいとの国の強い意向がありましたので、承諾をしたものであります。

アンケート結果につきましては、12月中旬か1月早々にも概要が出されると聞いております。

今回のアンケートは、あくまでも災害公営住宅のニーズを把握するものであり、具体的に入居希望を決定する際には個々に改めて入居案内を送りますし、対面での聞き取り調査も必要であると考えております。

次に、5番の3点目の避難解除の時期についてお答えをいたします。

村の復興計画におきましては、除染の進捗にもよりますが、早ければ平成27年の春から秋までに帰村宣言を出したいとしていますが、国からは当面の除染スケジュールから遅れるとの見直し案が示されております。この見直し案では、宅地周りの除染を26年度までに終了し、その後農地除染を行うとされており、すぐにでも村に戻りたいと考えている方のためには、住宅周りのできるだけ広い範囲の除染が済んだ段階で線量を勘案し、

希望者のみ長期特例宿泊を認めていただくななど、段階的帰村の形が必要ではないかと考えております。具体的な帰村宣言や帰村時期につきましては、議会や各位とも十分に協議した上で決定させていただきたいと思っております。以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 私からは、5点目の帰村の条件と保障及び賠償についての5の5と、5の6についてお答えをさせていただきます。

まず、5の5であります、帰村にかかる住民アンケートの結果では、村に戻りたい人が約3割、戻らない人が同じく約3割、判断できないとする人が約3割ということで、ほぼ3分の1ずつのアンケートの結果であります。この結果を見れば大幅な人口減が予想されるということです。帰村後の人口維持に関するご質問であります。居住の自由については、国民の権利であり、村で規定することはできませんが、一度村を離れた方にもいざれは村に戻っていただけるよう、魅力のある施策を講じていかなければならぬことなどふうに考えているところであります。

避難解除以降の長期的な生活保障につきましては、農産物の価格補償制度や、農地森林の再生等について、現在の賠償制度から生活再建のための補償制度のほうに切りかえる必要があるということで、国に再三このような制度の変更について求めているところであります。

あわせて、人口が減る中で、中長期の財政措置というのも講じていかなければなりません。したがって、国や県の補助金や交付金などの活用を図り、支援のための財源確保にも努めていかなければとこんなふうに思っているところであります。

次に、5の6であります。

村が個人で家を取得した人に支援をしたり、村で土地を確保したりといった個人の資産形成に対し支援することは難しいというふうに考えております。前の議員2、3名おられたかと思いますが、同じような考え方であります。これから取得を考えている人に対しては、村外の不動産などの情報をできるだけ村のほうで集約をして、村民の皆さんに広く情報を流していくければとこんなふうに思っているところであります。基本的にはいざれは村に戻ることを前提とした上で避難先での生活を送っていただくための事業を国や県の財政的支援を確保しながら支援をしてまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

生活支援対策課長（細川 亨君） 私からは、6番村民のコミュニティー・絆についての1番避難先の連絡先等を記載した電話帳等の作成についてお答えさせていただきます。

おただしの電話帳等の作成につきましては、個人情報保護の観点から掲載には本人の同意が必要であります。そのため掲載件数がかなり限定的になることが予想されるほか、配布後も外部に情報が漏れることのないよう対策を講じなければならず、作成は難しいと思っております。村では、昨年度、約2,500世帯にタブレット端末を配布しており、端末のテレビ電話機能により、村民間の連絡手段を構築しているところであります。今後も、端末の利活用を一層推進し、村民同士の絆の維持を図ってまいりたいと思います。以上でございます。

2番（渡邊 計君） イグネ、里山の除染の改善に関してですが、里山は村民の生活圏の一部

なのあります。これが除染されないと本当に鳥かごに入った鳥と同じような生活をするようになるのではないかと危惧されますが、これ里山の除染はもっと強く国に要望していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 森林除染につきましては、おただしのとおり、村としては建物から20メートルの範囲ではなくて里山も含めた中でやっていただきたいというのは、もう昨年から国の方に要望しているところでございます。

森林除染については、今国の方でもいろいろ協議はしていただいているのですが、なかなか被災側の考えを考えているような状況ではないというのが実態であります。昨年も村議会ともども森林除染についての要望等を行ってきてるところでございます。今のところ、20メートルの範囲の部分での内容しか出ていない状況であります。今お話がありましたように、今後もせめて里山まで含めた除染をお願いするようにさらに強く要望をしていきたいと思います。以上であります。

2番（渡邊 計君） この森林、ため池、河川等の除染、村長は早ければ27年度に帰村宣言をしたいと言っておりますが、帰村すれば農業なりなんなり、現在実証実験などをしております。そういう米づくりとか畑づくりを始めるわけでございますが、ため池等の除染をしなければ、どこから水を持ってくるのか。これため池、河川等の除染は、変えることに対しては絶対不可欠だと思うのですが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） ため池につきましても、昨年からこの場でも議員の皆様方から強くその対応についてご意見等をいただいているところでございます。本年度については、ため池の状況などを調べるという調査もしておりますし、来年、村内においてもため池の水を使った状況での作付なども実証的なものができないかどうかという部分で今国の方とも協議をしているところでございます。多分にして上水については水とセシウムはついていないという状況は確認しておりますので、その辺の対策とか、あと下の泥、底の泥、それらの対応をどうするのか、国・県でもいろいろ方策はあるようですが、本当に県内、村内各地にため池があるという状況で、まずはいろんな条件の中でどのような方法がいいのかということで、何ヵ所か来年あたり実証ができればなということで国と協議をしているところでございます。何しろ今後除染が終わった後の営農再開に向けては、やはりため池の水を使わざるを得ないという部分もございますので、それらの対応をきちんとしてまいりたいと思います。以上であります。

2番（渡邊 計君） 今年度、南相馬市の米から3ヵ所ほど100ベクレルを超える放射性物質が出たということです。これを調べたところ、その田んぼはため池から水を引いていたと。それで、ふだん穀やかなときはきれいな水なので放射性物質が入らないのはわかっています。でも、これが台風、大雨、そのときに泥水が入れば、それを米が吸い上げて放射性物質が100ベクレル以上出ると思われますが、去年ですか、沼ノ平のため池除染実験をいたしましたようですが、見ていましたら、確かに土、入れかえました。でも、山から、上から流れてくる水に対して何の対策もとっていないと。ということは、結局はまたもとのもくあみではないかと。水の流入口に対して除染の対策をとらなければいけないのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） まず、南相馬市での今回実証事業ということで作付をしまして、全袋検査をした中である程度100ベクレル以下であれば流通させるというような形で南相馬市のほうも稲作のほう取り組んでいるようあります。ただ、今おただしのあったように、旧太田村、太田地区ですか、93袋ほどセシウムが含まれているのが出たということあります。今その原因がため池というような話がございましたが、県のほうに私たちもやっぱり心配している状況でありまして確認したんですが、そのため池という部分は地区数話いただけなかったんですが、その土に含まれているセシウム対策として一つには吸收抑制、カリ剤を入れることでセシウムと別な部分での吸収があつてセシウムが入らないという対策もしている、それも十分にしたということだったんですが、残念ながらそういう結果が出たということあります。そういうことで、そのため池という部分が原因であれば、再度県のほうとも確認をしながら、どのような状況のため池だったかという部分も調査が必要かなというふうに思っております。

それで、昨年小宮のほうで企業が実証ということで土の入れかえという部分、やつたところですが、周りからのいわゆる流入がどの程度あるのかという部分もやはり心配される部分であります。今現在、国のほうでその辺も流入関係の調査もしておりますので、ある程度方向性が、ため池、村内6カ所で国がやっておりますけれども、その辺の調査もしておりますので、結果が出次第ご報告をさせていただきたいと思います。以上であります。

2番（渡邊 計君） 二次除染、三次除染の明確化ですが、判断がつかないという方が3割もいる。これは放射線量がどのくらい下がるのか、また1次除染だけで下がり切るのかとそういうことを考えますとそういう判断がつかなくなるんではないかと。先行きのめどを立てやすくするためにも二次除染、三次除染の明確化は必要ではないかと思いますが、そしてフォローアップ除染と言っていますが、これだと面的な除染というよりも点的な除染になるかと思われるんですが、もっと広い範囲で除染をしなければいけないのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしの二次除染、三次除染についてであります、先ほど答弁の中でフォローアップ除染という一つの除染計画の見直しの中で項目が出てきたということでありまして、後半の住民説明会の中ではこれらを国ではつきり明示したということで、先ほども答弁させていただきましたが、線量が下がらないような場所があつたりとか、あとは継続的なモニタリングでまた何らかの理由で線量が上がるような部分については調査をして除染をするという話になっております。今おただしのように、その原因となるものが何かという部分もやはり調べていかないと、やはりその原因となるものを除去するというのが一番いい方法なのかなと思います。それが広い面積になっていれば、やはりそれなりの除染が、再除染が必要かというふうに思っております。

先ほども答弁の中で言いましたが、その線量に応じてという言葉がありますので、どの程度になるとそういう再除染をしてくれるかというのも一つの問題かと思いますし、あとどのような除染をするのかという部分もありますので、今後これらについては1回の除染ではなかなか落ちないというのはこれはわかるわけでありますから、やはりそのような

フォローアップ除染という必要性も村としては感じておりますので、この辺についても今後継続して協議させていただきたいと思います。以上であります。

2番（渡邊 計君） 先日、環境省を村のほうでお呼びしまして、そのとき質問したことは、除染実験をした場所です。これがもう除染実験してから1年以上たっていますけれども、環境省に言わせると下降線をたどっていると、線量が。しかし、実際にそこの除染をしてもらった人は、毎週毎週帰っている人がいます。その人は、線量が徐々に徐々に上がってきていると。この辺の矛盾点があるんですが、村独自としての線量調査を行う予定はあるのでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今までの除染の説明会等でも今のご質問をたくさん受けております。村としてもやっぱり独自の調査が必要ということで、議会の中でもそのようなご意見をいただいたということで、遅まきながらではございますが、12月から昨年の大師堂のモデル事業でやった場所等を村として追跡調査ということで始まったところでございます。それで、その結果でございますけれども、12月6日でありますが、それぞれ全県という部分もいきません。あと、今後も除染が終わったところもやっぱり抽出しながら追跡調査をしていきたいということですが、例えば23年の冬にやった場所、草野小学校の大師堂線、上の大師堂の西側、ここについては3件、4件ほど調べてますが、除染後からの部分を見ますと下がっているという状況でございます、私のこの調査した部分は。ただ、今議員からお話をあって、上昇しているという部分も村民の声があるとすれば、あとその場所を教えていただいて村独自ではかることができるものですから、独自で調査をしながら、また追跡もしていきたいと思います。以上であります。

2番（渡邊 計君） 減容化施設ですが、村長、国のほうとは確認書を交わしたとしてありますが、行政区あるいは牧野組合、これとはまだ貸し借りの合意書というか書類はできていないということですね。

復興対策課長（中川喜昭君） 今、今後の進め方について、具体的な部分、国のほうとも調整しなければならないかと思っておりますが、国のほうとしては、今回の蕨平地区との村なり国なりとの合意という部分は、説明会、事前調査も含めて3回ほどやっております。その中で10月7日に最終の確認の説明会をして、国としては一応行政区のほうから受け入れるという部分の言葉をいただいたということで、今回の村と国、またその間に行行政区と村と国でもその安全対策やらの部分の確認もしておりますので、それらの確認書の中で国としてはとりあえず受け入れるという言葉をもらったものですから、その合意的なものをとらずに村のほうとの確認書をしてきたということあります。また、今後必要があれば検討していきたいというのが今の国の考え方でございます。以上であります。

2番（渡邊 計君） これ書面にしないということは、口約束だけということは、覆されても何ともしようがなくなるわけですよね。これだけ報道発表しておいて、書面がなく口約束だけだと。覆されないとは限らないんですが、その辺はどうお考えですか。

村長（菅野典雄君） 蕨平にはつくりますけれども、そして蕨平その他の皆さん方の同意も得ていますけれども、基本的には村がやはり最前線に立って国と交渉をしていかないと、蕨平につくるから蕨平と国と協議をしなさいというのは、中間貯蔵施設、どうぞ国とやって

くださいと県が言うようなものだと私は思っています。ですから、村がしっかりと皆さん方の思いを聞いて、あるいは住民の皆さんなりなんなりを守るという角度で国とやはり向き合って、それで約束の文書をちゃんと交わしていますので、皆さん方にもお渡ししたと思いますけれども、そういうことでございますのでご理解をいただきたいというふうに思っております。

2番（渡邊 計君） 今の答えだと、国のほうが覆すというような返答のようなんですが、これ住民のほうが覆すんじやないかと。私、牧野組合長に電話しましたところ、まだ判こはついていないと。今現在、もめていると。金銭的なものでもめていると。借地料ということで。そういうお話を伺ったんですが、順番としては蕨平と少なくとも直接国でなくとも村の方と書面を交わすべきでなかったのかと思いますが、いかがですか。

村長（菅野典雄君） いろいろな方がいますから、全員が集まってそこで説明ができるような状況でもこれはなかったわけです、避難中でありますから。でも、かなり大方の人たちが皆さんの前で了解ということをしていただいたわけあります。今何か聞くところによると土地代でもめているということのようありますけれども、それも何といいますか金額的なその他はもう決まっておりますので、それ以上よこせとか、何かあるいはよこすなどかという話にはこれはならないわけがありまして、そこをどういうふうにするかということでありますし、また蕨平のほうから飯館村に対してはやはりそれなりに思いは要望書として伝わってきて、いただいているから、それを我々はまた国にしっかりとちゃんとしたものはやっぱり伝えていく。これは当然だと思うものは伝えていくし、いやそこはやっぱり難しいんじゃないですかという話はそれぞれ蕨平の皆さん方とまた村とでお話し合いをする。ただ、最終的には地元と村と、村というのは議会の皆さん方も一緒であります。県と国と協議会をつくらせていただいて、年間どのぐらいになりますか、何かあればやっぱり頻繁にその会合を開かせていただいて、やはりそれぞれ思っていることをぶつけてきちんとやっぱり改善に向けて、あるいは安全・安心に向けてやっぱりやっていくこういうことでございます。

2番（渡邊 計君） 国と10月9日に交わした確認書の内容で、この中に緊急対策というものが入っていないんですけども、さきに鮫川の事故あった場合も、緊急対策等マニュアルがなかったと。何の対応もできなかつたと。人間がやることでありますので、間違いがないとは言えないし、原子炉でさえ安全だと言ってきた神話が崩れたので、この中に緊急対策などを取り組むべきかと思いますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 緊急時にどうするかという話は協議会がなっていますので、どんな対応でもやっぱりそこでできるということでありまして、どういう構成にするかというのは26年度中、できるだけ早くやっぱり多くの人たちと話し合いをしてやっていきたいというふうに思います。そういうときに何か緊急にあれば直ちに協議をするとそういうような条文もそれは入れられるだろうというふうに思っております。以上であります。

2番（渡邊 計君） 近隣行政区への説明がありますが、これ要請のある行政区については説明をして理解を求めるとありますけれども、少なくとも、小宮、すぐ隣であります。そして、小宮地区、間違いなくダンプ通ります。運搬車が通ります。要請あるなしにかかわらず

ず、運搬経路となるようなところ、それから本当に近隣の蕨平に接する行政区に関しては、要請あるなしにかかわらず説明すべきだと思いますが、いかがですか。

村長（菅野典雄君） そのつもりでおりまして、1月早々に近隣の市町村、4つ、5つぐらいになるかもしれませんけれども、行政区と話し合うというつもりで村としてはもう腹づもりをしております。まだ連絡はしておりませんけれども、そういうつもりでいるところであります。

2番（渡邊 計君） 施設の安全対策ですが、バグフィルターを2段設置するようになってい
る。ですが、ここに飯館村の実証実験やった結果があるわけですけれども、バグフィル
ターでも、最大で1.31ベクレル、平米当たり出ていると。これですが、HEPAフィルタ
ーを併用することにより検出されていないと。であるならば、HEPAフィルターの併用
も環境省に求めていくべきではないかと思いますが、いかがですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回の仮設焼却炉については、バグフィルター2段とい
うことがあります、今HEPAフィルターの話も出たところであります。私も、詳細的に調べ
ていないところでございますが、それぞれ良し悪しがあるというふうに聞いております。
ですから、今回の焼却する対象物に対してバグフィルター2段がいいのか、バグフィルタ
ーの後ろにHEPAフィルターをつけたらいいのかという部分については、国のほうと事
務レベルで協議させていただきたいと思います。以上であります。

2番（渡邊 計君） これバグフィルター2段プラスHEPAフィルターと私は言っているん
です。二重三重の安全をしなければ、もし漏れた場合に出てくるのは高濃度の放射性廃棄
物なんです。ですから、二重三重の安全策をとっていただきたいと言っているんですが。

復興対策課長（中川喜昭君） 今3段というご意見いただいたところでありますが、通常であ
れば1段でも間に合う部分だという話も聞いているところもあります。それで、ただ安
全・安心を得るために2段にという話もしておりますので、3段については協議はさせて
もらいますけれども、2段でも十分という話がございますので、その辺についてもしっかり
協議させていただきたいと思います。

2番（渡邊 計君） この焼却炉はダイオキシンを取るためにつくられた焼却炉であり、いま
だかつて放射性物質を取り除いたことは実験以外にないんです。ですから、二重三重の安
全策をとっていただきたいと申しているんです。

復興対策課長（中川喜昭君） バグフィルターが開発されたというのは、今お話しあったよ
うにダイオキシン対策、焼却炉から発がん性物質のダイオキシンが出るということでこの高
性能排ガス処理装置ということでバグフィルターができているということですが、
ダイオキシンの粒径といいますか、どちらも金属でありますから、それらの金属を布の部
分に付着させるというのが構造的なものだと聞いております。その大きさでありますが、
ダイオキシンよりセシウムのほうが大きいということで、いわゆる目の穴より、ダイオキ
シンより大きいからセシウムのほうが取れやすくなるというふうにも聞いております。そ
のような形で、国の方の考え方としてはバグフィルターで吸着できるという考え方でこれら
の装置をつけるということでございます。以上であります。

2番（渡邊 計君） 焼却灰についてですが、10万ベクレル以下はフレコンバッグで屋内に保

管すると書いてありますが、10万ベクレル以上はコンクリートボックスに入れてどこに置かれるんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今お話しさいましたように、10万ベクレルを境にして、以下については場内の建屋の中に置くということであります。超えるものについては、コンクリートボックス、このコンクリートボックスについては23年の農水省のほうの実証実験をする中で表土剥ぎ取りした土を保管する容器として開発したものがコンクリートボックス、これらを今回準用するという話であります、その遮蔽が90パーセントを超えるものだというふうに聞いておりますので、多分にして置くとすれば場外というふうに思っております。以上であります。

2番（渡邊 計君） 8,000ベクレル以上10万ベクレル以下、これ指定廃棄物となって、これは環境大臣が指定して初めて指定廃棄物となるのですが、燃やした後、指定廃棄物になるまでの時間、日数、どのくらいかかるものですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回の仮設焼却炉から出ます10万ベクレル以下のものについては、先ほど言いましたように場内の屋内で保管をして、将来的には管理型処分場に運ぶというのが今後の考え方をしております。

指定廃棄物になるまでの時間ということであります、ここの施設の計画としては10万ベクレル以下のものは管理型、市町村名は後にしまして、双葉地方につくる管理型処分場に運び入れるというふうになっていますので、指定廃棄物の取り扱いがその場でなるのかなというふうに思っております。以上であります。

2番（渡邊 計君） これ、管理型に埋めるということですが、10万ベクレル以下は、かなり灰は出ると思うんですが、一つや二つの管理型では全然おさまらないんじゃないかなと思いますが、どのような場所、何カ所ぐらい把握しているのか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今のところ双葉地方の町というふうには、その処分場を設けるというふうに聞いております。それで、どのくらいの大きさとか、何カ所という部分については、まだ多分国のほうでも、今新聞情報でも出ておりますとおり、中間処理施設とあわせてそれらについても場所の設置を求めているところでございます。詳細については、私どものほうにはまだ情報が入っていないという状況でございます。以上であります。

2番（渡邊 計君） これ焼却炉のほうは処理能力240トン、また仮設資材化施設のほうは処理能力10トンとなっていますが、これを処理した場合に焼却灰は、あと資材化施設のほうからの使えないもの、資材として、それは240トン燃やした場合どのくらい出て、またこれ処理10トンの場合はどのぐらい出るのか。

復興対策課長（中川喜昭君） 処理に対して灰がどの程度出るかということでございますが、一応今回の仮設焼却炉では、今の段階の計画、3年程度の稼働ということでは21万トンを処理するということで、それらを計算して炉の規模を決めたかと思います。21万トンのうち、灰になるのが10分の1とか3分の1とかと今の段階で聞いております。その対象物でも灰の出る量が違いますのではっきりとした数字は出ておりませんが、10分の1とか3分の1に減容されるというふうに聞いております。以上であります。

議長（大谷友孝君） 渡邊 計君に申し上げます。減容化施設について、機種、機能について

の通告はございませんので、質問を変えてお願ひしたいと思います。

2番（渡邊 計君） わかりました。

では、現在村内に各行政区にあるモニタリングポスト、この数値が実測値よりかなり低く出ているんですが、私たち調べましたところ、小宮、蕨平、関沢、二枚橋、八木沢、これそれぞれ金網の外で、金網につける状態で調べましたところ、いずれも20パーセントから30パーセント違うと。それで、すぐ近くには村の定点観測地点があると。そこを調べましたところ、11月7日のお知らせ版と29日の私たちが測ったものとの間でほとんど数字が一緒であると。これは、蕨平と関沢をはかりました。測った機械は、日立アロカ製の線量計でございます。この2割、3割低く出ている。これ、将来何かあって裁判になったとき、国側が出してくれるのはこの低い数字で出してくれると。これが一日二日じゃなくて一年二年もたまっているんです。これは即ち是正していただきなければいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど答弁させていただきましたが、設置した当初、いろいろ住民の皆様方から実際の測った数字と違うという部分があったものですから、村のほうとしては国にすぐこのような状況だということで、よその自治体からもあったということで、昨年改修していただいたところでございます。それで、今回も独自に測った中で20から30違うという部分がございます。どうしても機械の特異性で、どうしてもモニタリングポストは低く出るというのは、国のほう、県のほうも把握しているようあります。そういう部分も含めまして、それらが20か30の範囲なのかという部分もございますが、また設置する際に金網をつける、あとモニタリングポストを設置するために土もいじって天地返しなり客土なり、あとは基礎打っている部分もあったりして、多分にして少し離れて村が測っている定点との差も出てくるのかなというように思っております。そういういろいろな部分の要素が合わさっている部分もあるかと思いますけれども、今おただしいただいた部分、あと情報を得まして、村でも測らせていただいて、あともしそのよう大きな違いがあるようなところがあれば、また国のほうに内容を報告していきたいと思います。以上であります。

2番（渡邊 計君） 復興住宅について、回答者861名とありますが、これアンケート総数何名にして861名返ってきたのでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 世帯数です。世帯数にして861。個々のアンケートの項目については861の回答があったということです。

2番（渡邊 計君） いや、これは間違いなく世帯数ですけれども、その数を知りたいんです。

総務課長（中井田 榮君） ちょっと調べています。

2番（渡邊 計君） この今回復興庁のほうからアンケート来たわけでありますけれども、復興住宅の内容についてかなり乏しいんではないかと。紙1枚にちょっとした写真と面積とか書いてありましたけれども、あれだけでは村民は理解しにくいんではないかと。飯野の子育て支援住宅、村のほうではあれは外観、それから間取り図、そして全体図、ああいうものが出てくれば、復興住宅に関してもっとどういうものかと住民が、村民がわかるんではないかと思いますが、いかがなものでしょうか。

村長（菅野典雄君）　復興住宅、我々は自前でやるものと、あとは県営ということで住民の要望に応えていこうということありますが、そのときに県のほうはある程度これから作るものについては図面や何かあるんですが、これからのは場所とかいろいろに応じて若干は変わっていくということなのかなという気がします。ですから、その時点ではまたこちらのほうから出せると思うのですが、今は、復興庁は、いわゆるただただ単純に要望は上がってきているけれども、それを作ってしまって後で困るようなことがないかともうそういう視点でのみアンケートをとっていますので、私も一応目を通してちょっとおかしいのは、これおかしいんじゃないですかとか何とかと随分修正もこれまでにもしてきたんですが、今回は何か統一のだという話でなかなか手が出せない中で出してきたということですから、今おっしゃるように住民にとっては何かよくわからないような中で丸をつけなきやならないなどそんな思いもあるだろうというふうに思って申しわけなく思っているところであります。

○
2番（渡邊 計君） 私、たまたまこれ川俣の役場で1年ちょっと前ほど手に入れたんですが、これ地域型復興住宅、外観図とか間取り図とか全て書いてあります。ところが飯館村役場にはなかったんですよね、これが。復興庁に問い合わせたところ、いや、飯館役場にも行っているはずだとあったんですけども、今回の飯野の子育て住宅みたいに外観図、間取り図、それから賃金とかいろいろ建設費用とか書いてありますけれども、こういうものを村民に配布して、復興住宅はこういうものだよと、それで2パターン、3パターン出して、どれがいいかと、そういう検討をさせる時期に来ているんではないかと思われますが、いかがでしょうか。

○
村長（菅野典雄君） それが来ているとすれば、こちらのほうとして見落としたという、あるいはそこまで気を配られなかつたということだというふうに思っておりますが、多分それはもう仮定の話という言い方はどうかわかりませんが、少なくとも住民にとってはそれが出ることによって、ああそうかという思いはおっしゃるとおりだというふうには思っています。そういう意味からすると、もう一度その辺は見たいというふうには思いますが、いかんせん今県営でやるという形でありますので、少なくとも今いわきにつくられたアパートは多分それとはもう全く違うということではないのかなというふうに思っていますので、多分こういうことがあるよという話なんです。ですから、そういう意味からすると、出さないよりはもう間違いなく住民のほうに、一つの夢が抱けると、未来が見えるということだろうとは思いますので、もうちょっとその辺、調べさせていただいて、来ているんであれば、復興住宅というのは一応復興庁が早々と出したのがそれだとこういう話は出せるだろうというふうに思っております。以上であります。

2番（渡邊 計君） 村長は27年度に帰村宣言を出したいとなつておりますけれども、道路、田畠含めた除染は28年度いっぱいかかると。であるならば、帰村してから目の前をダンプが通ったり、重機が通ったりする。それはおかしいでないかと。帰村は、除染が全て終わってからと。森林はやるのは大変ですので、少なくとも、田畠、道路、除染終わってから帰村を考えるべきではないかと思うのですが、いかがですか。

村長（菅野典雄君） もちろんそういう考え方も理として成り立つわけでありますけれども、

一方ではやはり少しでも早く帰りたい、あるいは早く自分の人生、いろいろなをやりたいということもありますので、そこまでずっと避難生活を延ばすというのは、果たして総合的に考えていいのかどうかというのは、いろいろな異論があるだろうと思いませんから、これからその辺を皆さん方と話し合いをさせていただくということあります。

2番（渡邊 計君） 時間もないでちょっと飛ばさせていただきますが、電話帳の製作について伺います。借り上げ住宅の避難者等居住地がわからないと。これは議会でもそうであります、本人の同意が必要となっていますが、どのくらい同意とれるかわかりませんが、ここで少なくなるんではないかと頭で考えるより、実際やってみたほうがいいのではないかと、どのくらいの人数が集まるのか、いかがでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） タブレットの部分でございますが、2,500件配付しております。そのうち承諾を得たのが1,842件ということでありまして、約73パーセント。これが電話帳のケースで他市町村がやっているところがありまして、大熊町ですと25パーセント、浪江町ですと50パーセントということになっておりますので、ちょっとタブレットのほうがこういうふうな電話帳よりもいいのではないかという形でデータでは出ております。
以上でございます。

総務課長（中井田 榮君） 失礼しました。先ほどの世帯数でありますけれども、対象者が2,985世帯、回収が1,523世帯、回収率が51パーセントでございます。以上であります。

2番（渡邊 計君） 電話帳をつくるにしても、個人情報保護法が引っかかると。これ議員たちも議員活動したくても住民の場所がわからないと。歩けるのは仮設だけだと。これではおかしいと思うのですが、ここに飯舘村個人情報保護条例のちょっとありますが、この個人情報保護条例実施機関の中には議会も入っているわけであります。そして、第8条に「本人の同意があるとき」、あとは第8条の5番に「同一の実施機関内で利用し」と、できるのであります。いかがなものでしょう。

副村長（門馬伸市君） 村の個人情報保護条例と村の個人情報保護というのは、村の行政でつかんでいる情報、いわゆる行政情報です。今の電話帳は、まさしくプライバシーの個人の部分です。区分が全く違います。ですので、行政情報はできるだけ包み隠さず情報は要求があれば開示をするというのが大原則になっています。電話帳のように個人のプライバシーにかわるものについては、これは先ほど答弁したように反対している人については出せません。ただ、今ご質問にあったように、全体で実際本当にどのぐらいあるのかと、反対している人がということは、まだ実態上では、タブレットの件ではありますけれども、電話帳の件についてはまだそういう調査もしておりません。ただ、非常に私たちが思っている以上に村民の皆さんにはデリケートになっています。避難をして、きのうの質問にもあったかと思いますが、飯舘村というだけでも隠したような形で避難生活を送っている方というのがありますし、本当にプライベートで夫婦間とか、子供との関係とか、そういう非常にさわられたくないという方も結構おられます。ですので、気持ちは私たちと同じ気持ちなんですけれども、相手の立場に立てばなかなか難しいことなのかなとこのように思っていますので、できれば一番いいんだと思いますが、今のところはちょっと難しいのかなとこんなふうに思っています。

議長（大谷友孝君） 渡邊 計君、持ち時間3分となりましたので。

2番（渡邊 計君） 今、子供たち、5,000円と1万円と差別があるとなっていますが、これ今スクールバスで飯館の学校に通うと、長いと1時間ちょっと片道乗る子ども達がいます。往復だと2時間超えることになります。親御さんたちは少しでも勉強させたいとそういう思いで近くの学校に入れているのに、こういう差別をすることは、もう親御さんたち同士の亀裂が、そして子供たち同士の亀裂、絆が切れるのではないかと思いますが、いかがですか。

村長（菅野典雄君） 前にもお話ししましたように、非常に一番難しいのは、将来にわたって村が復興していくときに学校がどういう形になるのか、子供さん方が幾ら戻っていただけるのかというところなんあります。村にとって、最終的に賠償とか、それから除染とかは、相手がありますからきつい言葉でやりとりもできます。けんかもできます。あるいは、けんかしなければなりません。しかし、このことは全くできないということありますから、そういう意味でこういうお話をさせていただいているんですが、皆さん方がそういうふうに考えるんであれば、そういうのはこれから考える余地もあるのかなど。少なくとも、学校を維持するためにそなのはもう何の足しにもなりません。でも、やっぱり村の思いという話であります。ですから、むしろ別な形のほうがもっといい形になるのかもしれないなというふうには思っていますけれども、もうちょっといろいろ考えさせてください。以上であります。（「質問を終わります。ありがとうございました」の声あり）

議長（大谷友孝君） 5番 松下義喜君。

5番（松下義喜君） 平成25年第9回議会定例会において除染後の農地管理について一般質問を行うものであります。

あの大震災、原発事故から3年目の冬を迎えて、未だに全村民が避難を強いられています。そのような中で依然として進まない除染の中で、避難中の村民がどのように農地を管理していくべきなのか、今後農地の再生に向けてどのようにしていけばよいのか質問するものであります。

二枚橋、須萱、白石地区及びモデル事業で除染を行った農地について、今後の管理活用をどのようにしていくのか伺うものであります。

また、モデル事業で除染を行った実証田でつくられた米を東京農業大学に配布されたことについて、村ではどう考えているのか伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 5番 松下義喜議員のご質問にお答えをさせていただきます。

除染後の農地管理についての1点目の答弁でございます。

二枚橋、須萱、白石地区の除染後の農地の管理・活用ですが、除染が終了しても、何も作付や管理をしませんと雑草などが繁茂し荒れしていくということでございます。村としては、福島県営農再開支援事業を活用いたしまして、営農が再開されるまでの間、農地の保全管理に努めていきたいとこのように思っているところであります。

本事業は、農地の除染や水路、農道の補修、鳥獣被害防止対策、米の試験栽培や野菜、花卉の作付実証等がメニュー化されていまして、さらに地権者本人が管理できない場合でも、地区の営農組織などが管理することにより10アール当たり3万5,000円を限度に補助

金が交付されるという事業でございます。

村全体の除染が大幅におくれている中で、二枚橋、須萱及び白石地区については、農地も一定程度完了する予定でございますので、村といたしましては、景観作物による維持管理や野菜の実証栽培、米の試験栽培などを考えておるところであります。

維持管理をするにしても、避難先から通いでの管理になりますので、行政区長さんや集落営農組織の方々と現在相談しながら、これからどういうふうに管理していったらいいかということを今進行中でございます。

今後につきましては、平成26年度に閑根・松塚行政区、それから大久保・外内行政区、さらに前田・八和木行政区についても、農地除染が終了する見込みとなっておりますので、二枚橋、須萱、白石地区と同様に進めてまいりたいと考えているところであります。

また、避難生活が続きますと、農地除染が進みましても、離農や維持管理ができない農家の方も出てくると思われますので、農地の保全管理や耕作を図るための農地管理会社的なものを立ち上げて管理ができればいいなども考えており、またその辺も国の方に提案として、事業としてやってもらえるようなことをこれからやっていきたいとこのように思っているところであります。

次に、実証米であります。東京農業大学への配布であります、小宮及び草野、向押地区での水稻実証栽培については、農水省の所管の独立行政法人国際農林水産業研究センターが主体となって村内の農家と農作業委託をして事業を実施をしたところでございます。

事業の目的としましては、昨年、東北農政局が実施した試験栽培箇所における継続調査として実施していまして、今回の調査については放射能セシウムの移行調査はもちろんありますが、施設管理における収量調査に加え、カリ肥料を多く入れることにより、食味に対する影響もあわせて行うものであると聞いています。

今回収穫された米は、2ヵ所の圃場で30キロの袋で93袋の収穫がありました。全袋検査の結果、国の基準である100ベクレルを大きく下回る1キログラム当たり25ベクレル未満の検出限界以下であったわけであります。

実証栽培については、東京農業大学を初めとする各大学や研究機関の協力により実施した経過です。センターとしましては、これらの大学におけるイベントや研究機関での無料配布や試食を通して県外消費者に安全性をPRするとしているわけであります。村としても、今回の東京農業大学での配布は、直接消費者に配布することにより、除染をした圃場で作付・収穫した実証米の安全性を多くの方に知ってもらうとともに、今後の農産物を生産・出荷する上での風評対策の一助にもなるものと考えて進めさせていただいているところでございます。以上でございます。

5番（松下義喜君） 営農再開支援事業の10アール当たり3万5,000円の補助金であります、この3万5,000円は積み重ね作業によるものだと聞いておりますが、この3万5,000円となる根拠をお伺いいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） 3万5,000円の設定の部分ですよね。その設定についてちょっと把握しておりませんで、大変申しわけございません。ただ、国の何かの基準から持つてきている部分での反3万5,000円ということでありまして、ちょっと詳細を今の段階でつか

んでおりませんで、申しわけありません。

それで、一応反3万5,000円については、いろんな積み上げ、例えば耕うん作業での機械代とか、日当、あとは草刈り等、保全管理で例えば畦畔の草刈りをした場合のその機械借り上げたほか日当とかそういう部分の積み重ねで反当たり3万5,000円、これは通年といいますかその期間中の部分でありますと、ですから上限として積み上げの3万5,000円という形になっているところでございます。以上であります。

5番（松下義喜君） 私、前回農協の集まりで村当局からの積み重ね方式の3万5,000円であるというふうなものをお聞きしました。そこで、飯館村の農業委員会で決めておられる今までの草刈り等、また耕うん等の単価は、今後この支援再開事業に関して、実際的に地権者がこれから除染が終わった農地を管理するためには、今までの農業委員会で決められておられる単価は妥当なのかどうか、もしであれば会長のご意見をお聞かせ願いたいと思います。

議長（大谷友孝君） 松下議員に申し上げますが、通告外でございますので質問を変えていただきたいと思います。

5番（松下義喜君） じゃ、結構であります。それで、今この3万5,000円の積み重ねの単価は、村基準、県基準等の耕うん当たり幾らとかそういうものの積み重ねではないかと私は思っています。それで、除染後の農地を管理するに当たって、積み重ねの3万5,000円の農作業管理に関する単価は本当に妥当なのかどうか、再度お伺いします。

復興対策課長（中川喜昭君） 3万5,000円については、昨年から営農再開支援事業ができた時点から積み重ねをして、作業の日当やらそういう経費の分の積み重ねをして上限として3万5,000円ですという形で説明させてきていただいております。

それで、前の議会でもお話をさせていただきましたが、例えばモアで草刈りですと1反歩当たり2,000円だったかと思うのです。多分にして、例えば草刈りモアで刈った場合、反当たり2,000円、あとは何々で5,000円で7,000円、そういう積み重ねの作業で反3万5,000円が上限という形になるかと思うのですが、ただ前の議会でもちょっとお話しさせていただいたのですが、その単価です。いわゆる通いでやっていただくという部分もあります。そういう意味ではやっぱり車代の加算も必要かなということで、今、係のほうで検討しているのは、農業委員会の標準作業賃金、22年度版あるわけでありますので、それらを参考にして、この営農再開支援事業としての単価、考えられる作業の単価を考えていきたいというように思っております。ただ、それがいろいろ作業をやっていただいて3万5,000円以上になるかもしれません。例えばなる作業もあるかもしれませんし、ならない部分もあるかと思いますが、その辺についてはいろいろその事業をもしも農家の方々がやるよといった場合についてはいろいろ検討させていただきたいと思います。以上であります。

5番（松下義喜君） それで、仕事の単価の見直しも私は必要だと思っております。その中で、二枚橋、須萱地区、また閔根、松塚地区、外内地区、除染をして農地の管理をしなければなりません。その管理の作業内容に対しての上限の3万5,000円が出るものに関して、農地管理の点から見ても、村は助成をすべきではないのか。農地を守るために、また農地の

再生を促すためにも助成を図らなければならないのではないかと思いますが、どう思われますか。ご意見を伺います。

村長（菅野典雄君） 膨大な田んぼ、畑があるわけであります。特に、田んぼはまさにある意味では環境を守り、保全をしているわけでありますから、きちんとやっぱり管理をしていただくというのが大原則になるわけでありますが、先ほど話がありましたように、荒れ地も出てくるだろうというところをどういうふうにしていくかということであります。いつごろからどうするか。今この3万5,000円で何とかできるような体制が組めないのかどうかということであります。ただ、ある程度になりますと、村全体としてどういうふうに農地を守っていくかということになりますと、その管理会社とか、あるいは場合によっては別な形で支援ということも考えられるかなという気がしますが、なかなか一軒一軒に、あるいは一枚一枚にプラスアルファだというのは、対象者にとってはさほど恩恵はない。でも、村にとってはかなりの金額になる。こういうことでありますから、何かもっと全体として管理ができる方法とか、あるいは例えば土壤改良に何か必要なものに対して幾らか支援するとか、ちょっとこれまだわかりませんけれども、そういうことをやはり我々やっていかなきやならないなというふうに思っています。したがって、変えるに当たっては、全てを国があの手この手をやってくれるとは思いません、要求はしていきますけれども。そうすると、やっぱり村独自でかなりのこちらから支援をしていくということが農業に限らず出てくるんだろうなという気がして、村としてはかなりの億単位の金をやっぱり皆さん方と腹づもりをしていかなければならぬんではないかとそのように思っていますので、まして復興にかけては、とりあえず今復興に向けて進めているときは、できるだけ復興予算なり、国がこういう思いを我々にさせていますから国の予算でやっぱりやっていくという形にやっていければいいなど、やらなければならぬなどこのように思っているところであります。

5番（松下義喜君） それで、地権者の管理や集落営農組合組織等の管理等々による景観作物による維持管理や野菜の実証栽培、米の試験栽培等については、どのような組合、また地権者に対しての恩典があるのか、恩典というかそういうふうな助成的なものが出てどのようなもので実証栽培をさせていくのかを伺いたい。

復興対策課長（中川喜昭君） 今後の営農再開に向けて、今回の営農再開支援事業はあくまでも本格的な営農までのつなぎ、準備の部分というふうに考えております。それで、まずは農家の方々が帰村をしてどのような営農形態をするのか、または正直なところこの農業を続けるか続けないか、極論からの部分もあるのかなと思っています。例えば10軒でその地区で10人の農家の方がいて、実際に飯館に戻って通いながら営農再開事業も2人、3人しかいないかもしれません。それらも今後検討なんですが、そういうものを考えますと、まずは今の除染の終わった場所をあの状況でぜひ保全管理をしていただきたいというのが村の思いです。あれをまた草ぼうぼうにしたんでは、せっかく除染した効果もありませんので、それで今補助事業はこういう補助事業がありますけれども、そういう地区で営農の再開に準備として保全管理等をやっていただけませんかと、本当の入り口論で今臼石と、あと今週ですけれども、二枚橋のほうとお話をしている状況になります。そういうことで、

まずは補助金があるからやってくださいという話ではなくて、やはり今後保全管理等に農家の方々がどれだけやる意欲があるかどうかという入り口論から膝を交えて話していくしかないかなというふうに思っております。これについても、村だけではなくて、やはり農協も交えてということで、農協ともこの辺についても話をさせてもらっているところでございます。今後、やはり地元農家の方々と話し合いを進めて、そういう補助金がある中で今後いい方向の活用ができればなというふうに思っているところでございます。以上であります。

5番（松下義喜君） 農地の維持管理等々は、集落営農組合組織等、また各行政区の生産組合等が主なのかなと、行政区初め。ここで考えていらっしゃる農地管理会社というのは、もしどのような形のものを考えていらっしゃるのか、素案があればお聞かせ願いたいと思います。

村長（菅野典雄君） まだまだ名前だけの段階ですが、多分自分で耕すという人も出るだろうと思います。それから、なかなか帰っても年とてできないという方もいるかもしれません。あるいは、もう帰らないので私はもう耕さないよという方もいるかもしれません。全てできるとは全く思っていませんが、少なくともこれ見渡すところでの色々としておくわけにはいかないというような場所を、これもいるかどうかわかりませんけれども、何人かの若手、あるいは中堅の人たちが村が用意した大型トラクターなり作業機なりを使ってある程度の決まった年間の給料をもらった中でなっていって、景観作物であったり、あるいはそれは水田になるかもしれませんし、何かその他の作物になるかもしれませんけれども、そんなことで守っていく方法もやらないとなかなか大変ではないかという思いで言っているところであります。そう簡単にできるとは全く思っていません。ただ、少なくとも、何かをやらないと、それぞれ皆さん方の土地ですよという形で私が、行政のほうが指をくわえているという話はやっぱりなかなかいい復興にはつながっていないんではないかとそのように思っているということでございます。それは、ぜひやはり国にそういう制度に対して応分の対応をしてもらうということを今からきちんと言つていかないと、除染したんだから終わりだよという話は冗談じゃないよという話はやっぱりしていかなければならぬという思いで今そんな名前の言葉を出させていただいているところであります。以上であります。

5番（松下義喜君） 質問を変えさせていただきます。

2ヵ所の圃場の米を東京農大に配布したと思われるんですけども、これは長泥地区の米は入っていないことで理解してよろしいでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回、国の方の研究機関で向押と小宮でやっていただきました実証事業でありますが、国が事業主体でやっております。それで、当初の考え方としては、食味なり、あと量、それらも含めながらセシウムの移行も調査するということで、今回その2ヵ所で作られた米について、あとは全袋検査をして基準値以下であれば、流通はさせないけれどもそのようなイベントで活用していきたいという話でのものがありました。長泥につきましては、あくまでも試験栽培ということで、これはセシウム移行のみの調査ということでありましたので、長泥の米については全て破棄をさせていただいたとこ

ろでございます。以上であります。

5番（松下義喜君） それで、配布された米の検出限界が1キロ当たり25ベクレル以下未満であったというようなことであります、実証試験を行っています圃場等を見ますと、2年も同じところにあって、先ほど質問あったようですが、本当に雨水、また濁り水等、水口のところの入らないところの一番下の田んぼで作られて、いかにも大丈夫なようだというような、検出未満であるというような訴え方が新聞等々でありますけれども、この実証栽培のやり方も、同じ圃場ばかりでなくて、上、下、真ん中とかいろんな方向でやるべきではないのかというようなことが、結局いくら国でやる仕事であっても、村のほうからの要望でしなければならないんではないかと私は思うんですが、どう思いますか。

復興対策課長（中川喜昭君） 当初、今議員おただしの考えもございました。昨年の24年にしましたのは、試験栽培で、破棄ということで全量全て破棄したところであります、いわゆる量目とか食味の調査までできなかつたということでありましたので、何しろ25年度については、24年度と同じつくり方をして、その量とか、あとは食味とか見るということで同じ圃場でやつたということでございます。26年度につきましても、今国のほうと調整している部分もございますが、場所の部分とかも検討をしようと思っているところもありますし、今回、これは先ほどの答弁の中でもありました、二枚橋、須萱、臼石の農家の方々とも、今後の協議でどうなるかわかりませんけれども、できれば地力増進作物の作付のみならず、やはり米とか野菜とかも含めて試験栽培という形でやっていきたいということで、何しろ除染が終わつたからすぐ実証でという部分ではなくて、終わったところから試験栽培を一度やりながら安全を確かめて、あとは耕作していた方々も安心して作付できるような方策を順序立てて考えていくたいというところでございます。以上であります。

5番（松下義喜君） 先ほど長泥の米は破棄されたと聞いて安心しておりますが、村民の方々から、村長が帰還困難区域で稲刈りをしている姿を新聞紙上を見ていかがなものかという形で私お電話等をいただいております。そういう村民が誤解しないようなところで、だから先ほどから、ある議員の方々から、本当にそに出ていって飯館村と言えないと。帰還困難区域で米つくつて楽しく田植えしたり収穫を喜ぶような姿では、もう帰つたらいいんではないかと言われるような誤解が生じます。そういうところをこの答弁にありましたように、広報等で、農水省がやっているもので、何ら村の復興ではないというようなものをぜひ口答でお知らせ等いただきたいものだと私は思っています。そういう中で、もう一度、村長の帰還困難区域等というのを、栽培等に関する思い等々はあるでしょうけれども、再度お聞かせ願いたいと思います。

村長（菅野典雄君） 事業としては、国、農水省なりなんなりがやつたわけでありますけれども、我々も、確かに放射能に降られて我々のふるさとを汚されたわけでありますけれども、我々もやはり国に除染をしろと言っているわけでありますから、当然そこにいわゆるいろいろなものを作物をつくつてどういう状況なのかということをやっぱり積極的にやっていかなければならないというふうに思っています。ですから、長泥だろうとどこだろうと、やっぱりどんどんとそういうものを積極的にやっていって、その結果、だめなものはやっぱりだめですし、こういう成果になりましたということをやっていかないと、人にはいろ

いろいろ考え方がありますし、特にこの原発事故、放射能についての考え方がありますから、今おっしゃったような話はあって当たり前だろうと思いますが、だからといってそのために村が常に後ろ向きであったんでは私は復興にはならないとこのように思っておりますので、これからもどんどんとやはりそういう実証をいろいろな形でやらせていただきながら、しっかりと検証はしていくということをやっていかなければならないんではないかとこのように思っているところでございます。（「終わります」の声あり）

議長（大谷友孝君） これで一般質問を終わります。

◎日程第3、陳情第5号審査報告

議長（大谷友孝君） 日程第3、陳情第5号雇用の安定を求める意見書提出の陳情を議題といたします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長（北原 経君） ただいま議題となりました陳情第5号雇用の安定を求める意見書提出の陳情について、12月6日、委員会を開き、慎重に審議をしました。

その審査結果について報告いたします。

本陳情の趣旨は、政府が実施しようとしている労働者解雇の金銭で解決しようとする解雇の金銭解決制度の導入や常用代替の防止の原則を変える大幅な労働解決緩和によって非正規雇用が拡大し、雇用の不安定化を招くおそれがあるため、次の項目について政府関係機関に意見書の提出を求めるものであります。

第1に解雇の金銭解決制度の導入、労働者派遣法の大幅な緩和を行わず、雇用の安定を図ること、第2に、いわゆるブラック企業問題に対する実効性ある対策を講ずること、第3に若年層雇用については学校における職業教育や進路指導、職業相談など、就労支援をさらに拡充すること、第4に環境エネルギー分野、医療介護分野など成長分野での産業育成を図り、雇用を創出することなどを求める願意であります。

以上審査の結果、陳情の趣旨については賛成であり、採択することに決した次第であります。

以上、報告を終わります。

議長（大谷友孝君） これから委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから陳情第5号雇用の安定を求める意見書提出の陳情を採決します。

陳情第5号に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎日程第4、陳情第6号審査報告

議長（大谷友孝君） 日程第4、陳情第6号TPP交渉に関する陳情を議題といたします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長（北原 経君） ただいま議題となりました陳情第6号TPP交渉に関する陳情について、12月6日に委員会を開き、慎重に審議をしました。

その審査の結果について報告いたします。

陳情の趣旨は、このTPP交渉はことし3月に自民党におけるTPPに関する決議、そしてそれを土台とした衆参農林水産委員会の決議を前提として正式に参加することになったにもかかわらず、政府からは十分な情報開示がなされないまま交渉が加速化し、年内妥結に向けて12月7日から再開されるTPP閣僚会議において我が国が拙速な合意を迫られるおそれがあり、農業者には不安と不満が渦巻いています。特に、関税交渉においては、農業と工業製品は異なる形で取り扱わなければならないものを、農業生産における各国の自然的、地理的条件の違いを無視し、品目ごとの特性や事情を考慮せず、自由化率といった数値目標に関する交渉のみを先行させることは、本村のように東日本大震災及び原発事故から復興・再生を目指そうとしている農業者の意欲を阻害するものであり、断じて容認できない。よって、政府に対して、さきの衆参農林委員会及び自民党決議を必ず実現させること及び国民への十分な事情開示を行い、速やかに国内の利害関係者との相談・協議を行う枠組みをつくり上げ、交渉戦略に反映させることを求める願意であります。

以上審査の結果、陳情の趣旨には賛成であり、採択することに決した次第であります。

以上、報告を終わります。

議長（大谷友孝君） これから委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから陳情第6号雇用の安定を求める意見書提出の陳情を採決します。

陳情第6号に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、陳情第6号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎日程第5、陳情第7号審査報告

議長（大谷友孝君） 日程第5、陳情第7号飯館村帰還困難区域での水田試験栽培自粛を求める陳情を議題といたします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長（北原 経君） ただいま議題となりました陳情第7号飯館村帰還困難区域での水田試験栽培自粛を求める陳情について、12月6日に委員会を開き、慎重に審議をしました。

その審査結果について報告いたします。

本陳情の趣旨は、現在国が実施している長泥行政区における水田試験栽培は、いまだに空間放射線量が高い当行政区において、汚染水流入を完全に抑え、徹底した水質管理のも

とで実施しており、長泥行政区民に対し早い帰村が可能であるという誤解を抱かせること、また試験栽培による農作業で無用の放射線被ばくを受けることが考えられること、また今後当行政区のような帰還困難区域での除染費用負担に国と東京電力が耐えられるはずはないので、政府に対し、当行政区での水田試験栽培の自肅を求める願意であります。

以上審査の結果、陳情の趣旨は理解するが、一部国及び東京電力の財政耐力に関しては本村で懸念すべき事項でなく、除染事業については国及び東京電力があらゆる費用を捻出してでも取り組むべき事項と判断するものであることから、趣旨採択とすることに決した次第であります。

以上、報告いたします。

議長（大谷友孝君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

8番（佐藤長平君） 福島の方からの陳情であります。大分長泥における水田試験栽培について、かなり偏った考え方でこの陳情をされて、大体ほかの人にこういうことを言われるというのが我々被災民にとっては非常に嫌なんですが、その辺の議論はなかったんですか。

産業厚生常任委員長（北原 経君） 村民でないということはわかつておりましたが、しかし今双葉地方と、早く言えば鍵がかかっておりまして、中に入つてそういう実証、実験作業というものに関しては、やはり今除染を行つた場所とかそういうところはまだよろしいのですが、その辺はまだ自肅すべきではないかという議論になりました。

8番（佐藤長平君） 議会もかかわっていることなんですが、ここ3年の中で、いわゆる国に頼んで農林大臣から長泥、それから小宮、草野というモデル事業をお願いをしてやつてもらった経過があるんですよね、我々としても。この中でも、当地区長泥は除染率も極めて、70パーセントから80パーセントの削減率になつてゐるということで、非常にいいデータを出していく必要があります。しかしながら、今回ここでの水田の栽培がこれがだめだというふうになつてしまつたんでは、我々が今まで国に要求して、してきた成果、これを台なしにすると私は思ふんであります。ここはやっぱり我々としても、いかに帰還困難区域であつても、モデル事業を進め、そして除染事業を国直轄でさせて、そしてここでもう一度水田なりその他の作物がつくれるような試験をしていくという積極的な我々の要求なんです。これをあたかも否定するような内容というのは、私は当然受け入れるわけにはいかないんです。そう思いませんか。我々飯舘村の中なんです。周りの人にこういうふうな言われ方をして、これを趣旨採択をするなんていうことは、我々これ許していいんでしようか。採択でないからいいと言うかもしれないけれども、これはやっぱり断固この段階で我々はむしろ抗議るべきなんです。我々がこうやって要求してきて、こういうことをやってきたんです。そこでやつた結果についていろいろ言われるというのは、私は被災者としてはこれは嫌がるというのが当たり前だと思うんです。そういう議論はなかつたんですか。

産業厚生常任委員長（北原 経君） やはり今鍵を開けなければ入られないという状態の中で、モデル事業でその水田等のところはしましたが、しかし周りはまだされていないということで、今の状態ではまだ自肅すべきではないかという、当委員会としてはこの内容で結論

に達した次第であります。

議長（大谷友孝君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終わります。委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから陳情第7号飯館村帰還困難区域の水田試験栽培自粛を求める陳情を採決します。

陳情第7号に対する委員長の報告は趣旨採択です。本陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（大谷友孝君） この採決は起立によって行います。

本陳情は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大谷友孝君） 起立多数です。

よって、陳情第7号は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

◎散会の宣告

議長（大谷友孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうもご苦労さまでした。

（午後3時00分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年12月11日

飯 館 村 議 会 議 長

大谷友孝

同 会議録署名議員

北原 経

同 会議録署名議員

松下義喜

同 会議録署名議員

伊東 利

平成25年12月13日

平成25年第9回飯舘村議会定例会会議録（第4号）

()

()

平成25年第9回飯館村議会定例会議録（第4号）						
招集年月日	平成25年12月 6日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日	開議	平成25年12月13日 午前10時00分				
時及び宣告	閉会	平成25年12月13日 午前10時23分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	1	高野孝一	○	2	渡辺計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	7番 佐藤八郎	8番 佐藤長平		9番 飯樋善二郎		
職務出席者	事務局長 齊藤修一	書記 山田郁子		書記 糸田文也		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
○ 出席	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田榮	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	住民課長	濱名光男	○	健康福祉課長	藤井一彦	○
	生活支援対策課長	細川亨	○	会計管理者	俎野正行	○
	教育委員長	佐藤真弘	○	教育長	八巻義徳	○
	教育課長	愛澤伸一	○	代表監査委員	佐藤榮一	○
	農業委員会会长	菅野宗夫	○	農業委員会局長	俎野正行	○
	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記長	中井田榮	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成25年12月13日（金）・午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 発議第17号 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を
求める意見書（案）
- 日程第 3 発議第18号 雇用の安定を求める意見書（案）
- 日程第 4 発議第19号 TPP交渉に関する意見書（案）
- 日程第 5 議案第70号 平成25年度飯舘村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 6 議案第71号 平成25年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第72号 平成25年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第73号 平成25年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第74号 飯舘村税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第75号 飯舘村延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整理等に関する
条例
- 日程第11 閉会中の継続審査の件
- 日程第12 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第13 議員派遣の件

()

()

会議の経過

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告いたします。

発議第17号「東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書（案）」が、提出者、飯樋善二郎議員ほか賛成者全員より提出されております。

次に、本日8時45分から議会運営委員会が日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、会期中の特別委員会の活動状況でありますが、広報編集特別委員会が12月11日に開催されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 佐藤八郎君、8番 佐藤長平君、9番 飯樋善二郎君を指名します。

◎日程第2、発議第17号 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書（案）

議長（大谷友孝君） 日程第2、発議第17号「東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書（案）」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

9番（飯樋善二郎君） ただいま議題となりました発議第17号「東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書（案）」について、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書（案）

東京電力福島第一原子力発電所の汚染水問題は、有効な対策が講じられないまま、新たな漏えい箇所が確認されるなど、状況は悪化の一途をたどっており、もはや東京電力だけで対応できる問題ではない。

本県では、汚染水漏えいにより、アシアナ航空チャーター便の福島空港への運航が中止され、さらには、韓国政府が本県等の水産物を輸入禁止にするなど、県民生活や県内産業だけではなく、国際的にも大きな影響を及ぼしており、国は汚染水問題の解決に向けた具体的な見通しを示し、一刻も早く対応を実行する必要がある。

原子力発電所事故への対応は、世界が注視している中、国が威信をかけて取り組むべき

問題であり、一地方の問題に矮小化されてはならない。国においては、IOC総会における「政府が責任を完全に果たす」という国際公約をしっかりと守るとともに、国家の非常事態であるとの認識の下、問題の解決に向け、総力を挙げ、スピード感を持って取り組まなければならない。

よって、汚染水問題については、国が新たな体制を構築し、財政措置を講じるなど前面に立ち、責任をもって早急に万全な対策を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月13日

福島県相馬郡飯舘村議会議長 大谷友孝

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

経済産業大臣

復興大臣 宛て

以上です。

議長（大谷友孝君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

提案者は自席へお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから発議第17号「東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書（案）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議第17号「東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書（案）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第3、発議第18号 雇用の安定を求める意見書（案）

議長（大谷友孝君） 日程第3、発議第18号「雇用の安定を求める意見書（案）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長（北原 経君） ただいま議題となりました発議第18号「雇用の安定を求める意見書（案）」を、朗読をもって説明にかえます。

雇用の安定を求める意見書（案）

働くことは生活の糧を得るだけでなく、生きがいを得たり、自己実現を図るために重大な手段であり、雇用を安定させることは、国の重大な責務である。

しかし、政府は規制改革会議や産業競争力会議で労働規制の緩和を検討し、雇用を不安定化させようとしている。

今年8月に、厚生労働省の労働者派遣制度に関する研究会が、「常用代替の防止」の原則を変える大幅な緩和を盛り込んだ報告書をとりまとめたことから、今後正規雇用が減少し、非正規雇用が大幅に拡大することが危惧される。

また、特に若年の労働者を使い捨てにするいわゆる「ブラック企業」が社会問題化しており、方策を講ずることが求められている。

よって、本議会は、次の事項の実施を強く要望する。

記

1. 「解雇の金銭解決制度」の導入、「限定正社員」の名を借りた見かけ正社員づくり、「労働者派遣法の大幅な緩和」など、労働規制の緩和を行わず、雇用の安定を図ること。
2. 求人票に離職率を明記させることなど、いわゆる「ブラック企業」問題に対する実効性ある対策を講ずること。また、若年者雇用については、学校における職業教育や進路指導、職業相談など就労支援をさらに拡充すること。
3. 環境・エネルギー分野、医療・介護分野など成長分野での産業育成をはかり、雇用を創出すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年12月13日

福島県相馬郡飯舘村議会議長 大谷友孝

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

経済再生担当大臣

内閣府特命担当大臣 宛てであります。

議長（大谷友孝君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

委員長、待機願います。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから発議第18号「雇用の安定を求める意見書（案）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議第18号「雇用の安定を求める意見書（案）」は原案のとおり可決されました。

た。

◎日程第4、発議第19号 TPP交渉に関する意見書（案）

議長（大谷友孝君） 日程第4、発議第19号「TPP交渉に関する意見書（案）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長（北原 経君） ただいま議題となりました発議第19号「TPP交渉に関する意見書（案）」を、朗読をもって説明にかえます。

TPP交渉に関する意見書（案）

今年3月の自民党におけるTPPに関する決議、それを土台にした衆参農林水産委員会の決議は、我が国のTPP交渉参加の前提となったものであり、決議の内容の実現のためには、「脱退も辞さない」不退転の覚悟をもって交渉に臨むことが当然と考える。

しかし、7月23日に正式に交渉参加して以降、交渉が加速化しており、このほど、十分な協議もないまま、年内妥結に向けてのTPP閣僚会合も実施され、本村農業関係者の中では、これらの会合への参加によって、拙速な合意を迫られるのではないかという不安と不満が渦巻いている。

こうした交渉のあり方は、大震災・原発事故からの復興・再生を目指そうとしている本村農業者の意欲を阻害するものと言わざるを得ない。

とりわけ、関税交渉においては、農業と工業製品は異なる形で取り扱われるべきであり、農業生産における各国の自然的・地理的条件の違いを無視し、品目ごとの特性や事情を考慮せず、自由化率といった数値目標に関する交渉のみを先行させることは断じて容認できない。

よって、本議会は、次の事項の実施を強く要望する。

記

1. 衆参農林水産委員会決議や自民党決議を必ず実現させること。
2. 国民への十分な情報開示とあわせて、速やかに国内の利害関係者との相談・協議を行う枠組みを作り上げ、交渉戦略に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年12月13日

福島県相馬郡飯舘村議会議長 大谷友孝

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

農林水産大臣

経済再生担当大臣 宛てであります。

議長（大谷友孝君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席へお戻りください。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから発議第19号「T P P交渉に関する意見書（案）」を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議第19号「T P P交渉に関する意見書（案）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第70号 平成25年度飯館村一般会計補正予算（第6号）

議長（大谷友孝君） 日程第5、議案第70号「平成25年度飯館村一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号「平成25年度飯館村一般会計補正予算（第6号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第70号「平成25年度飯館村一般会計補正予算（第6号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第71号 平成25年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（大谷友孝君） 日程第6、議案第71号「平成25年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号「平成25年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第71号「平成25年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第72号 平成25年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（大谷友孝君） 日程第7、議案第72号「平成25年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号「平成25年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号「平成25年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第73号 平成25年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（大谷友孝君） 日程第8、議案第73号「平成25年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号「平成25年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号「平成25年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第74号 飯館村税条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第9、議案第74号「飯館村税条例の一部を改正する条例」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第74号「飯館村税条例の一部を改正する条例」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第74号「飯館村税条例の一部を改正する条例」の件は原案のとおり可決されました。

○日程第10、議案第75号 飯館村延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整理等に関する条例

議長（大谷友孝君） 日程第10、議案第75号「飯館村延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整理等に関する条例」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第75号「飯館村延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整理等に関する条例」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号「飯館村延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整理等に関する条例」の件は原案のとおり可決されました。

○日程第11 閉会中の継続審査の件

議長（大谷友孝君） 日程第11、閉会中の継続審査の件を議題とします。

産業厚生常任委員会から本定例会において付託されました陳情第8号について、並びに議会運営委員会から地方自治法第109条の2第4項に規定する事項について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第12 閉会中の所管事務調査の件

議長（大谷友孝君） 日程第12、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長から村内の村有施設及び財産の現状と利用状況について、産業厚生常任委員長から村内事業者における村再開の現状と課題、村民の健康実態と課題等について、それぞれ調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、許可することに決定しました。

◎日程第13、議員派遣の件

議長（大谷友孝君） 日程第13、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（大谷友孝君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第9回飯舘村議会定例会を閉会します。

長い間、ご苦労さまでした。

（午前10時23分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年12月13日

飯 館 村 議 会 議 長 大谷 友孝

同 会議録署名議員 佐藤 八郎

同 会議録署名議員 佐藤 長平

同 会議録署名議員 飯窪 喜二郎